

早稲田大学審査学位論文
博士（スポーツ科学）

明治後期から昭和戦前期における
青年団の体育・スポーツ奨励方策の
展開過程に関する研究

A Study of the Development Process about Promotion Policy of
Physical Education and Sport for the Young Men's Association
during the Period from the Late Meiji Era to Pre-war Showa Era

2016年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

小野 雄大

ONO, Y u t a

研究指導教員：友添 秀則 教授

目次

序章	1
第1節 問題の所在と研究の目的	2
第1項 問題の所在	2
第2項 研究の目的	4
第2節 先行研究の検討	5
第1項 青年団史に関する研究	5
第2項 青年団の体育・スポーツに関する制度・政策史の研究	7
第3項 青年団の体育・スポーツ活動の実践史の研究	8
第4項 先行研究の批判的検討	10
第3節 本研究の課題・方法・意義	12
第1項 本研究の課題	12
第2項 本研究の方法	13
第3項 本研究の意義およびオリジナリティ	16
第4節 研究対象時期および地域	18
第1項 研究対象時期	18
第2項 研究対象地域	18
第5節 本研究の限界	20
第6節 本研究の構成・内容	21
第1章 明治期から大正期における青年の社会的位置づけと通俗教育・社会教育の基調	27
第1節 明治期の社会における「青年」の台頭と社会的位置づけ	28
第1項 「新日本之青年」の台頭：徳富蘇峰の青年論	28
第2項 「田舎青年」の存在の提起：山本瀧之助の青年論	30
第2節 地方改良運動と青年教育政策	33
第1項 日露戦後の国家課題と内務省の地方改良事業	33
第2項 地方改良運動の推進団体としての報徳会	37
第3項 地方改良運動下の青年団体政策	39
第3節 日露戦後における通俗教育・社会教育行政の組織化	42
第1項 通俗・社会教育行政成立の社会的契機	42
第2項 文部省における通俗・社会教育行政の組織化	46
第3項 文部省による青年団体の奨励	49
第4節 本章のまとめ	54

第2章 国家行政における青年団の体育・スポーツの位置づけ 64

第1節 内務省の報徳会による青年教育と体育	65
第1項 報徳会が唱導した「報徳主義思想」の論理	65
第2項 報徳会による青年教育の狙い	68
第3項 報徳会の青年教育における体育観	70
第4項 報徳会による「体育奨励に関する実行事項協議会」の開催と「体育実行事項」の提言	72
第2節 陸軍省による青年団の体育奨励に対する軍事的要求	79
第1項 陸軍省による軍隊教育と国民教育の接合	79
第2項 田中義一による「良兵良民主義」の主張と在郷軍人会の整備	80
第3項 田中義一による欧米視察とドイツの青年教育の状況	83
第4項 田中義一の青年団体再編構想	88
第3節 青年団の官製化と体育の奨励：訓令・通牒の発令	91
第1項 第一次訓令・通牒・第二次訓令の目的と内容	91
第2項 青年団の官製化をめぐる内務省・文部省・陸軍省の関係	97
第4節 地方長官会議における青年団の体育奨励をめぐる指示	100
第1項 地方長官会議の概要	100
第2項 地方長官会議における各道府県行政への「青年団体育奨励」に関する指示	100
第5節 本章のまとめ	103

第3章 東京府における青年団体育奨励方策の行政過程 110

第1節 井上友一府知事について	111
第1項 井上友一の略歴と事績	111
第2項 井上友一の青年教育論	112
第2節 井上友一府知事の青年団政策における体育の位置づけ	113
第1項 井上友一による東京府下青年団構想	113
第2項 井上友一の青年団政策における体育の位置づけ	114
第3項 大正期の東京府の青年教育をめぐる社会状況と井上の青年団体育構想の関連	115
第3節 東京府における青年団体育奨励方策の展開過程	117
第1項 東京府青年体育協議会の設置	117
第2項 東京府青年体育協議会が抱えた体育奨励上の課題とその対応	119
第3項 東京府令「東京府青年体育奨励規程」の公布	121
第4項 青年団体育クラブの設置奨励	124
第4節 東京府における青年団体育奨励方策の特質	125
第5節 本章のまとめ	127

第4章 東京府下青年団の体育・スポーツ活動の実態：府中町青年団体育会競技部を事例として	132
第1節 大正から昭和戦前期の府中町の状況および府中町青年団の概要	133
第1項 府中町の地域状況	133
第2項 府中町青年団の設立と変遷	135
第2節 競技部機関誌『フチュウスポーツ』について	137
第3節 体育会競技部の設立と組織	139
第1項 府中町青年団における競技部の組織化	139
第2項 競技部の組織形態	139
第4節 競技部の活動の展開と変容	143
第1項 活動の開拓期（1925年－1926年）	144
第2項 活動の質的向上期（1927年－1934年）	145
第3項 学校運動部との交流期（1935年－1938年）	148
第5節 本章のまとめ	150
結章 明治後期から昭和戦前期における青年団の体育・スポーツ奨励方策	156
第1節 本研究の総括	157
第2節 結論	160
第3節 今後の課題と展望	163

図・表一覧

図 序-1	本研究の研究デザイン	14
図 4-1	大正 5 (1916) 年の東京府における府中町の位置	134
図 4-2	大正から昭和戦前期の府中町の人口および戸数の推移	135
図 4-3	競技部の部員数 (普通部員) と職業別構成比	143
表 1-1	内務省による「地方自治の方針」	34
表 1-2	通牒「地方青年団向上発達に関する件」	40
表 1-3	通牒「通俗教育奨励に関する通牒」	43
表 1-4	通牒「青年団に関する件」	52
表 1-5	「青年団規十二則」	53
表 1-6	日露戦争前後の時期における国税および道府県税の税収	57
表 1-7	日露戦争前後の時期における地方歳出費目別	57
表 1-8	報徳会評議員 (一部抜粋)	58
表 2-1	体育奨励に関する実行事項	77
表 2-2	「青年独逸国団体趣意書」	87
表 2-3	訓令「青年団体の指導発達に関する件」	94
表 2-4	通牒「青年団体に関する件」	95
表 2-5	訓令「青年団体の健全発達に資すべき要項」	96
表 3-1	東京府青年体育協議会の委員構成	118
表 3-2	東京府令「東京府青年体育奨励規程」	123
表 3-3	東京府における青年団体育奨励方策の関連年表	128
表 4-1	『競技部規則』の主要事項	140
表 4-2	昭和 5 (1930) 年度の府中町青年団の年間予算	142
表 4-3	府中町青年団競技部の関連年表	151

序 章

序章

本研究を始めるにあたって、問題の所在と研究の目的、研究の意義等を示す必要がある。そこで序章では、第1節において問題の所在と研究の目的を示し、第2節で本研究の位置づけを示すための先行研究の検討、第3節で本研究の課題・方法・意義を明示する。また、第4節では、本研究が研究対象とする時期・地域について述べ、第5節で本研究の限界、第6節で本研究の構成・内容を示す。以上によって、本章では、本研究全体の基本的な進め方を提示したい。

第1節 問題の所在と研究の目的

第1項 問題の所在

わが国には江戸時代以来、各村々に「若者組」や「若連中」（以下「若者集団」と略す）^{注1)}と呼ばれる地縁的な若者集団が存在し、村の治安維持や神事祭礼を担当するとともに、青年教育の場としての役割を果たしてきた。このような地縁的な若者集団を母体とし、昭和戦前期に官製の社会教育機関として位置付けられたのが「青年団」である。青年団は、明治後期から昭和戦前期にかけて、内務省や文部省、陸軍省を中心とする国家の指導を受けて発展し、主に義務教育の終了後に、地域において労働に従事する青年に実業・補習教育を施すことを目的としていた。

明治後期から昭和戦前期までのわが国において、地域社会を支える教育機関であった青年団の持つ意義は大きい。例えば、『日本帝国文部省年報』によると、昭和3（1928）年の小学校卒業者は、尋常小学校 1,276,952 人、高等小学校 570,543 人である。これに対して旧制中学校進学者は 81,567 人にすぎず、旧制中学校進学者の同年齢の青年に対する割合は、約 4.4%に留まっている。したがって、残りの青年たちは、上級学校に進学することなく、小学校卒業段階で学校教育を終了し、その多くが地域社会に残って労働等に従事していた。

このような昭和戦前期までの進学状況を背景として、昭和初期の青年団には約 300 万人にも上る青年が在籍した。それは当時のわが国の 15 歳から 25 歳の青年の約 6 割をも占めるものであった^{注2)}。同時期の旧制中学校進学率が 5%にも満たなかったことを踏まえると、青年団がいかに多くの青年に教育の機会を提供していたかがわかるだろう。このことから、昭和戦前期までの社会教育は、「青年団本位であった」（宮坂，1968，p. 184）といわれるほど、青年団は重要な地位を占めた。

そして、大正期以降の青年団の特徴の 1 つは、青年団の国家的成長を目指した国家権力の全面的な統制と国家主義的指導にあるといわれている（宮坂，1968）。日露戦後以降、「国家」—「道府県」—「市町村」の命令系統をもつ内務省や文部省の強力な指導・誘掖の下、全国各地の郡・市町村に夥しい数の青年団が設立された（国立教育研究所，1974）。特に大正期には、内務省・文部省によって訓令・通牒が 5 回も発令されるなど、青年団の事業は著しく国家的・公的性質を持つに至った。具体的には、大正 4（1915）年に内務省と文部省は共同で訓令「青年団体の指導発達に関する件」（以下「第一次訓令」と略す）を発令し、青

年団の官製化に着手した。続いて、大正7(1918)年に内務省・文部省による二度目の共同訓令「青年団体の健全発達に資すべき要項」(以下「第二次訓令」と略す)が発令され、青年団の指導方法についてより一層の充実が図られた。

その際、注目されるのが、両訓令を通して、青年団において身体鍛錬に努めることが求められたことである。まず、第一次訓令では「体力を増進」(内務省・文部省, 1915)すべきということが明示された。これにより、第一次訓令は青年団で体育が行われるようになった契機(竹之下・岸野, 1959; 木下, 1970; 高津, 1994)として位置づけられている。続いて、第二次訓令では、第一次訓令よりもさらに、青年団で体育を行うことの重要性が強調された。こうした国家的指導を背景に、大正期以降の青年団では身体運動を通じた心身の涵養を目的として、体育・スポーツ活動が盛んに行われていった(竹之下・岸野, 1959; 木下, 1970; 高津, 1994)。このように、大正期以降の青年団において、国家権力の介入に伴って重視されるようになったのが体育・スポーツ活動^{注3)}であった。

大正期は、それまで学校や軍隊で展開されてきた体育に加えて、大衆に対しても、体育・スポーツを通じた体力の向上や健康問題への対処、思想善導策の推進やナショナリズムの高揚等を意図して、主に衛生・軍事的要求からスポーツの政策化が進められた時期である(竹之下・岸野, 1959; 木下, 1970)。そして、大正デモクラシーの台頭を背景として、大衆のスポーツ要求は高まりを見せ、国家の政治的関与と相まってスポーツの普及・振興を後押しした(高津, 1994)。このように、体育・スポーツが徐々に興隆を見せつつあった大正期に、青年団においても、官製化や地域的な統合の過程で体育・スポーツ活動が重要な位置を占めていったのである。しかし、それにも関わらず、これまでの体育・スポーツ史研究では、このような地域社会の青年たちの存在は、体育・スポーツ活動の実践者として、ほとんど意識されてこなかった。

これまでの体育・スポーツ史研究の主な対象は、体育の普及・発展に関する国家政策や学校行政に関する制度や政策、あるいは、そこにおいて多大な役割を果たした人物・団体の思想や実践の歴史であった。それらを対象とした多くの研究は、主として「学校教育」における体育・スポーツを対象としており、このこと自体は、国家の教育政策に規定を受け、学校を中心に発展を遂げたわが国の体育・スポーツの歴史的特徴を映していると言える。

たしかに、明治国家成立以後、体育・スポーツは学校教育を主要な場として展開していった。当初、正課内で扱われたのは、教育的・医学的・軍事的系譜からなる「体操」であり、陸上競技や野球等のいわゆる近代スポーツは、主として中等・高等教育機関の課外の運動部

活動の中で醸成されていった。これは、明治期における近代化の過程で、わが国が欧米先進諸国から様々な制度・文化を受容したことに端を発するものであり、体育・スポーツも、こうした「文化」の1つとして受容され、発展を遂げていったものであった。

しかしながら、わが国における体育・スポーツの普及・発展の過程、さらにはわが国におけるスポーツ文化の形成過程をより広い視野で捉えていくためには、「各階層の人々がどのような状況において体育・スポーツを実践したのか」という視点が不可欠である。すなわち、青年団員のような「通常の体育・スポーツ史に顔を出すことのない彼ら」(高津, 1994, p. 360)の実態の検討なくして、わが国のこれまでの体育・スポーツの総体を十分に把握することはできないと言えるだろう。したがって、青年団が昭和戦前期までの時期の青年教育に果たした重要な位置に鑑みれば、青年団の体育・スポーツをめぐる諸相を明らかにすることには、十分な意義があると考えられる。

本研究では、以上に述べてきた関心から、明治後期から昭和戦前期における青年団の体育・スポーツ活動をめぐる諸相へのアプローチを試みる。

第2項 研究の目的

本研究の目的は、明治後期から昭和戦前期の国家から地域の青年団に至る、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を明らかにし、さらに地域の青年団における体育・スポーツ活動の実態を明らかにすることである。

第2節 先行研究の検討

青年教育史は、昭和戦前期までを対象とした社会教育史研究の中で、中核的な位置を占める。これに伴い、青年団に関する研究は、主に人文社会科学の諸領域で広く進められてきた。本節では、本研究との関連から、特に以下の3つに焦点を当てて、青年団に関する研究成果を概観する。

1. 青年団史に関する研究（第1項）
2. 青年団の体育・スポーツに関する制度・政策史の研究（第2項）
3. 青年団の体育・スポーツ活動の実践史の研究（第3項）

以上の先行研究の検討によって、先行研究の課題と本研究の位置づけを明確にしていく。

第1項 青年団史に関する研究

まず、青年団の前史としての若者集団の研究について、若干ではあるが確認しておきたい。

若者集団は、青年団の原初的形態として注目される。若者集団を対象とした研究は、主として民俗学や文化人類学において進められ、近年は歴史学でも研究されるようになった。こうした若者集団に関する研究は、大きく以下の2つの視点から行われてきた。

1つ目に、若者集団が村落社会の中で果たした役割について検討した研究である。この点については、瀬川（1972）、江守（1976）、高橋（1978）、平山（1978a）らによって、若者集団が村落社会における若者の教育機関のみならず、警察、消防、各種の生産労働をはじめ、神事祭礼や盆踊り等の娯楽的行事において主要な役割を果たしてきたことが明らかにされている。

2つ目に、若者集団の有する特質や自治性について検討した研究である。瀬川（1972）は、若者集団が、年齢階梯秩序の維持や村落の公的機能を分担する若者集団と、共同宿泊生活や婚姻を主目的とする若者集団に性質が分かれることを指摘している。その上で瀬川は、自治性と言っても、あくまでも村落社会の中で完結する「限定的」な自治性にしか過ぎず、若者集団は閉鎖的性格を帯びざるを得なかったこと、また、若者集団の特質や自治性には村落ごとに様々な位相があり、多様な若者集団が存在していたことを明らかにしている。

このように、青年団の前史としての若者集団に関する研究は、若者集団を村落を支えるための下位組織として捉えており、村落内における若者集団の位置づけについて多くの側面

から検討がなされてきた。

次に、日露戦後以降の青年団の官製化に着目した研究について見ていきたい。これらの研究の多くは、特に地方改良運動^{注4)}との関連から検討されてきた。

まず、石田（1954）、鹿野（1967）、宮地（1973）、国立教育研究所（1974）は、地方改良運動の主たる担い手として地域の青年層が注目され、これを契機に青年団が国家的に育成されていく、いわゆる「官製青年団」の登場の過程について明らかにしている。鹿野（1967）は、日露戦後経営の中で「エリート」と「非エリート」という教育対象の二重構造が生じ、青年団は「非エリート」である農村青年を「良町村民」として形成していくための組織であったとしている。また、宮地（1973）は、日露戦後経営の中では義務教育終了後の青年教育のあり方が課題として顕在化したことを指摘している。宮地は、国家が青年を地方改良運動の推進主体として転化させていくために、天皇制イデオロギーの浸透の障害物となっていた若者集団が排除されていったことを指摘している。

そして、大江（1974）は、日露戦後の軍備拡張に伴って、徴兵適齢前の青年の組織化を図るために、青年団が官製的に組織化されていった過程を軍事史的関心から明らかにしている。さらに、大庭（1979）は、日本が帝国主義段階に邁進する際、国家と国民を直接的に結びつけ、共同体から自由な生産力を拡充していくために、「擬制」としての青年団が組織されていったことを明らかにしている。これらの研究は、日露戦後の国家政策における青年団の位置づけと特質を明らかにしており、いわば「国民統合の装置」としての青年団の性格を解明してきたといえよう。

続いて、青年たちの思想や活動の実態に焦点を当てたものとして、青年団自主化運動（以下「自主化運動」と略す）が活発であった長野県下伊那郡（以下「下伊那郡」と略す）の事例を取り上げた一連の研究がある。これらの研究で主題とされたのは、大正デモクラシーや天皇制ファシズムといった 2 つの社会的思潮をめぐる青年たちの抵抗と屈従の歴史過程であった。吉田（1956）は、自主化運動の全体像についての検討を行い、自主化運動の契機を、大正 4（1915）年の第一次訓令の発令に見出した。また、長野県下伊那郡青年団史編纂委員会は『下伊那青年運動史』（1960）を刊行し、下伊那郡における自主化運動の通史についてまとめている。他にも大串（1974・1975・1976・1983）は、青年からの教育要求という観点から、自主化運動の中でも特に教育の機会均等と教育の自由を求めた青年訓練所反対運動についての検討を行っている。

そして、下伊那郡の自主化運動を総括的に論じているのは、平山（1978b）である。平山

(1978b) は、江戸末期の若者集団から、昭和 7 (1932) 年の自主化運動の衰退に至るまでの下伊那郡の自主化運動をめぐる実態について論じ、青年団に対する天皇制イデオロギーの注入の状況を明らかにした。

こうした自主化運動に関する一連の研究が志向していたのは、大正デモクラシーと天皇制ファシズムという 2 つの社会的思潮を主軸として、自主化運動が必然的に孕んでいた矛盾を折出することにあつたといえよう。

以上のように、日露戦後以降の時期における青年団の官製化の過程を対象とした研究では、青年団が国家的指導によって、全国的な組織として育成される過程が論じられてきた。そこでは、国家が青年団に対していかなる対策を以て臨んだのか、あるいは、青年団が官製団体として国家に包摂される過程に関心が置かれて論じられてきた。ただし、多くの研究は、国家の動向を中心としており、国家の意図が各地方に具体化される様子や、政策の実践的活動の主体である青年たちの意識・精神性の解明といった視点については、あまり触れられていない。また、研究対象についても地域的な偏在があり、例えば、都市部の青年団の組織的研究は未開拓の部分が多い。

第 2 項 青年団の体育・スポーツに関する制度・政策史の研究

青年団の体育・スポーツ活動に関して、先行研究ではこれまで、主に 2 つの立場から論じられてきた。1 つ目は、国家による青年団への全国的な指導と体育・スポーツの関係について、制度・政策史の視点から明らかにすることを試みた研究である。

まず、竹之下・岸野 (1959) は、青年団の体育・スポーツ活動の政策的契機として、大正 4 (1915) 年の第一次訓令の存在に言及し、この訓令発令後は、青年団の育成のために修身や教練が重視され、運動競技も盛んになってきたことを明らかにしている。また、青年団の体育・スポーツ活動の奨励に対しては、社会教育を管轄していた文部省よりも、むしろ内務省と陸軍省が高い関心を示していたことを指摘している。

次に、木下 (1970) は、青年団に体育・スポーツ活動が取り込まれるようになった社会状況として、第一次大戦後の大衆の政治的権利意識の台頭と社会改革への関心の高まりを挙げている。このような社会状況を背景に、政治や社会問題に向けられる青年のエネルギーを恐れた内務省が、内政治安を維持するために、とりわけ思想善導策の推進や体力向上を企図して、青年団に対する体育・スポーツ活動の奨励を重視したことを指摘している。

また、入江（1991）は、大正から昭和戦前期までのスポーツをめぐる全国的な動向の中で明治神宮体育大会の展開過程に着目し、「それを基本的に支えた組織」（入江，1991，p. 32）として、青年団の存在に言及している。入江は、青年団が明治神宮体育大会を組織的に支えたことによって、国家の政策推進を国民の内部において活性化させる役割を果たし、そのことが、あらゆる階層の国民を明治神宮体育大会に動員する上で大きく寄与したことを明らかにしている。

また、青年団とは異なるものの、石津（1975）による青年訓練所における体育の研究も注目される。石津は、青年団と同様に在村青年の軍教問題に焦点を当て、大正 15

（1916）年 4 月 20 日の勅令第 70 号「青年訓練所令」の公布に至るまでの経緯を、明治後期から大正後期にかけて問題となった、国民思想善導問題や壮丁体力問題、軍縮問題等と青年訓練所の関係について検討した。この研究では、青年訓練所が、軍縮対策としての教練を主とした訓練機関であることや、身体活動を通じた青年の思想教育と軍事教練を施す場として機能したことを明らかにしている。

以上の先行研究は、大正から昭和戦前期に展開された国民への体育奨励方策の一端として青年団を取り上げ、国民の体力向上や思想問題、さらには軍教問題を背景とした青年層の体制内化など、社会的諸状況との関連において、青年団の体育・スポーツ活動が奨励されたことを指摘している。これらは、特に大正 4（1915）年の第一次訓令の発令以降に顕著となる、軍事的要求による体育・スポーツへの国家的介入や、広く国民への体育・スポーツの奨励という視点から、国民の体育・スポーツ状況の一典型として青年団を取り上げている。しかし、いずれの研究も概論的な検討に留まっており、青年団の体育・スポーツが、大正期以降の国民の体育・スポーツ状況の諸相のうち的一端として取り上げられたにすぎない。

第 3 項 青年団の体育・スポーツ活動の実践史の研究

青年団の体育・スポーツに関する先行研究の 2 つ目の立場は、地域の青年団の具体的な活動事例から、体育・スポーツ活動の実践状況を明らかにすることを試みた研究である。

まず、高津（1994）は、昭和恐慌期の山口県の青年団を事例として、農村青年のスポーツを通じた主体形成の営みについて明らかにしている。高津は、青年らの活動の立脚点は、「主体的な努力を通して、『人格』と『人生』を確立していくこと、自己を『人間』として形成

していくことであった」(高津, 1994, p. 230)と論じ、農村青年が、国家政策との関わりを持ちつつも、一方では自律的側面を貫き、独自の精神性のもとにスポーツに打ち込む姿を描き出した。そして、スポーツは、農村という狭い共同体の枠を抜け出し、新たな世界を拡大する機会を青年たちに与えたとしている。

次に、佐々木(2000)は、大正期の石川県を事例として、青年団競技会の展開過程について検討している。この研究では、それまで娯楽性を重視していた地域の「運動会」が、青年団競技会の開始によって、体力向上を中心とした軍事的要求や、思想・余暇善導といった社会政策的意図を反映した「体育大会」として変容を遂げていったこと、また、青年団競技会の存在は、その後の石川県内の社会体育の振興や競技体系の整備の先駆けとなったことを指摘している。

さらに、佐々木(2004)は、石川県における青年団の体育・スポーツ活動の定着状況を精査した上で、農村青年の体育・スポーツ活動に対する受容・抵抗の様相についても検討している。佐々木はこの研究を通して、昭和恐慌期の農村不況を背景に、農村青年がスポーツを実用性を欠いた「享樂的なブルジョア文化」(佐々木, 2004)として位置づけ、スポーツを批判的な態度で捉えていたことを明らかにしている。

以上の先行研究では、各青年団において、地域の状況に応じた多様な形で体育・スポーツ活動が展開されたことが明らかになっている。地域の青年の多くは、青年団において初めて体育・スポーツ活動に触れる機会を得るとともに、日々の活動や競技会を通して、その実践を積み重ねていった。そこでは、青年らが体育・スポーツ活動を自己実現の手段として位置づけ、体育・スポーツ活動に真剣に取り組む姿が明らかにされている。一方では、体育・スポーツ活動をブルジョア文化の1つに位置づけ、批判的に捉える姿も明らかにされている。これらの研究からは、決して単一的ではない、青年らの体育・スポーツ活動の実践状況を窺い知ることができる。

以上の先行研究から示唆されるのは、国家の政治的関与を端緒とした青年団の体育・スポーツ活動が、結果的に広く大衆への体育・スポーツの普及・振興を促す一因となったこと、そして、青年にとって体育・スポーツ活動は、単に身体の形成だけではなく、人間形成に深く関わる行為として展開されていったということである。それゆえに、青年たちの体育・スポーツ活動への取り組みや、彼らが形成した様々な体育・スポーツ観は、昭和戦前期までのわが国にみられる体育・スポーツの諸相を把握するための重要な視点を含んでいると考えられる。

第4項 先行研究の批判的検討

先行研究を具に検討したとき、以下のような疑問に突き当たる。

1 つ目に、内務省と陸軍省は、「青年団の体育奨励をどのように捉えていたのか」という点である。

大正期に青年団に関する様々な訓令・通牒を発し、青年団を管轄していた内務省が青年団の体育奨励をどのように捉えていたのかという点については、これまで十分に検討されてこなかった。また、先行研究では、青年団への体育奨励をめぐる、田中義一を中心とした陸軍省の関与について指摘されている。しかし、その際の陸軍省の軍事的要求や意図についての詳細は明らかにされていない。そして、内務省が管轄する青年団に対して陸軍省が関与していたということは、必然的に「両者がどのような関係にあったのか」という疑問を生じさせる。しかし、青年団の体育奨励をめぐる両者の関係性についてもほとんど明らかにされていない。

2 つ目に、国家の指示を受けた各道府県行政は、「どのような政策によって地域の青年団に対する体育奨励を具現化していったのか」という点である。

先行研究では、訓令発令後の青年団の組織形態や、その活動の展開過程というように、「国家」と「地域（青年団）」の関係の検討を主眼に置いており、国家の意図と地域の実践を結ぶ、その間の「道府県行政レベルの政策過程」については詳しく検討されていない。すなわち、実際の政策実施者（道府県行政）の言説や構想に即した分析が行われてきたとは言い難い。したがって、青年団の体育奨励方策が実際にどのような内容で、どのように展開されたのか、政策実施者の政策論理に即して明らかにする必要がある。さらにいうと、青年団の体育・スポーツ活動がいかなる政策のもとに展開されたのかを解明しようとするれば、政策実施者の意図と実際の政策との関連こそを問わなければならないということである。

3 つ目に、地域の青年団は、「具体的にどのように体育・スポーツ活動に取り組んでいたのか」という点である。

国家の思惑を具現化する立場にあった地域レベルの青年団の実践状況の解明については、検討が不十分であったと言える。すなわち、活動の実態については、農村青年のスポーツ観を明らかにした高津（1994）の研究や、競技会の様相について明らかにした佐々木（2000・2004）の研究に見られるのみである。青年教育政策の対象に位置づけられていた地域の青年が、自らに向けて策定された政策をどのように理解し、受容したか否かは、国

家の青年教育政策の展開の評価に多大な影響を与えるものであり、政策の総体的な理解にとって、地域青年の活動の実態の把握は不可欠な視点である。このことから、地域の青年団の具体的な活動の実態についても明らかにする必要がある。

以上までの先行研究の批判的検討をふまえ、次節では、本研究の具体的な検討課題を提示する。

第3節 本研究の課題・方法・意義

第1項 本研究の課題

先行研究の研究状況から、本研究では以下の3点を本研究の課題とする。

《課題1（研究1）》 第2章

本研究の1つ目の課題は、青年団の体育・スポーツ奨励に対する内務省と陸軍省のそれぞれの意図と、体育・スポーツ奨励をめぐる内務省・文部省と陸軍省の関係性を明らかにすることである。これを明らかにするために、課題1では以下の3点を検討する。

まず、地方改良運動を主導した、内務省の外郭団体である「報徳会」の青年教育における体育観を明らかにし、陸軍省の青年団への体育奨励に対する軍事的要求を明らかにする。次に、青年団の官製化と体育奨励をめぐる内務省・文部省と陸軍省の関係性を明らかにする。最後に、内務省・文部省が青年団の体育奨励にあたって、道府県行政にどのような指示を与えたのか、地方長官会議における指示事項を明らかにする。

以上に示した一連の課題を明らかにすることを、本研究における「研究1」とする。

《課題2（研究2）》 第3章

本研究における2つ目の課題は、道府県行政における「青年団体育奨励方策」の政策過程を明らかにすることである。そのため、課題2では東京府行政を具体的事例として、以下の3点を検討する。

まず、東京府の青年団政策を主導した井上友一府知事に着目し、井上友一府知事が訓令や地方長官会議での指示を受けて、東京府の青年団政策をどのように構想したのか明らかにする。次に、その構想の中で体育がどのように位置づけられたのかを明らかにする。最後に、東京府の青年団体育奨励方策の展開状況として、「東京府青年体育奨励規程」の政策過程を明らかにする。青年団の体育奨励方策が実際にどのような内容で、どのように展開されたのか、道府県行政担当者の政策論理に即して明らかにすることで、大正期にはじまる青年団の体育・スポーツ活動の実態について理解が進むものと考えられる。

以上に示した一連の課題を明らかにすることを、本研究における「研究2」とする。

《課題3（研究3）》 第4章

本研究における3つ目の課題は、地域青年団の体育・スポーツ活動の実態を具体的に明らかにすることである。これを明らかにするために、課題3では、府中町青年団（東京府北多摩郡府中町）の競技部を具体的事例として、以下の4点を検討する。

まず、府中町青年団の競技部の機関誌『フチュウスポーツ』の概要や発行の背景について明らかにする。次に、競技部の成立過程について、東京府の青年団体育奨励方策と府中町青年団の動向から明らかにし、さらに競技部の組織形態について明らかにする。最後に、発足後の競技部の活動の展開過程について明らかにする。先行研究で取り上げられることのなかった、青年団の体育・スポーツ活動に特化した機関誌『フチュウスポーツ』を通して青年団の「体育クラブ」の活動を検討することで、これまで以上に、青年団の体育・スポーツ活動の実態を詳細に明らかにできると考える。

以上に示した一連の課題を明らかにすることを、本研究における「研究3」とする。

第2項 本研究の方法

1) 分析視角

近年、歴史研究において、「国家」と「地方」さらには「地域」の関係史から進んで、歴史研究の方法として3者間の系統性に注目する研究が出てきた（例えば、山中，1994；竹永，1995；高江洲，2009；市川，2012）。すなわち、これらの研究では、「国家」—「地方」—「地域」を一括して段階的に把握することにより、わが国の近代史における政治・政策課題の展開過程、あるいは相互間の関係構造について捉えることのできる「対象＝方法」（竹永，1995，p. 484）として模索されてきた。より具体的にいえば、「国家」—「地方」—「地域」といった3者間を通じた政策立案過程および実施過程に「権力的・政策的契機」を見出しながら、そのことが政策の展開過程に与えた影響や変化を分析するものである。

本研究が対象とする青年団もまた、日露戦後以降、「国家」—「道府県行政」—「市町村（青年団）」の命令系統をもつ内務省や文部省の強力な指導・誘掖の下に、全国各地の各郡・市町村に夥しい数の青年団が設立されていった（国立教育研究所，1974）。そのため、本研究においても、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を、「国家」—「道府県行政」—「地域青年団」といった3者間の関係から捉えることで、国家の地方統治と、それに対す

る地方・地域の対応の動態的分析を行うことが可能になると考えられる。

したがって、本研究の研究デザインは、図序-1のように図式化される。

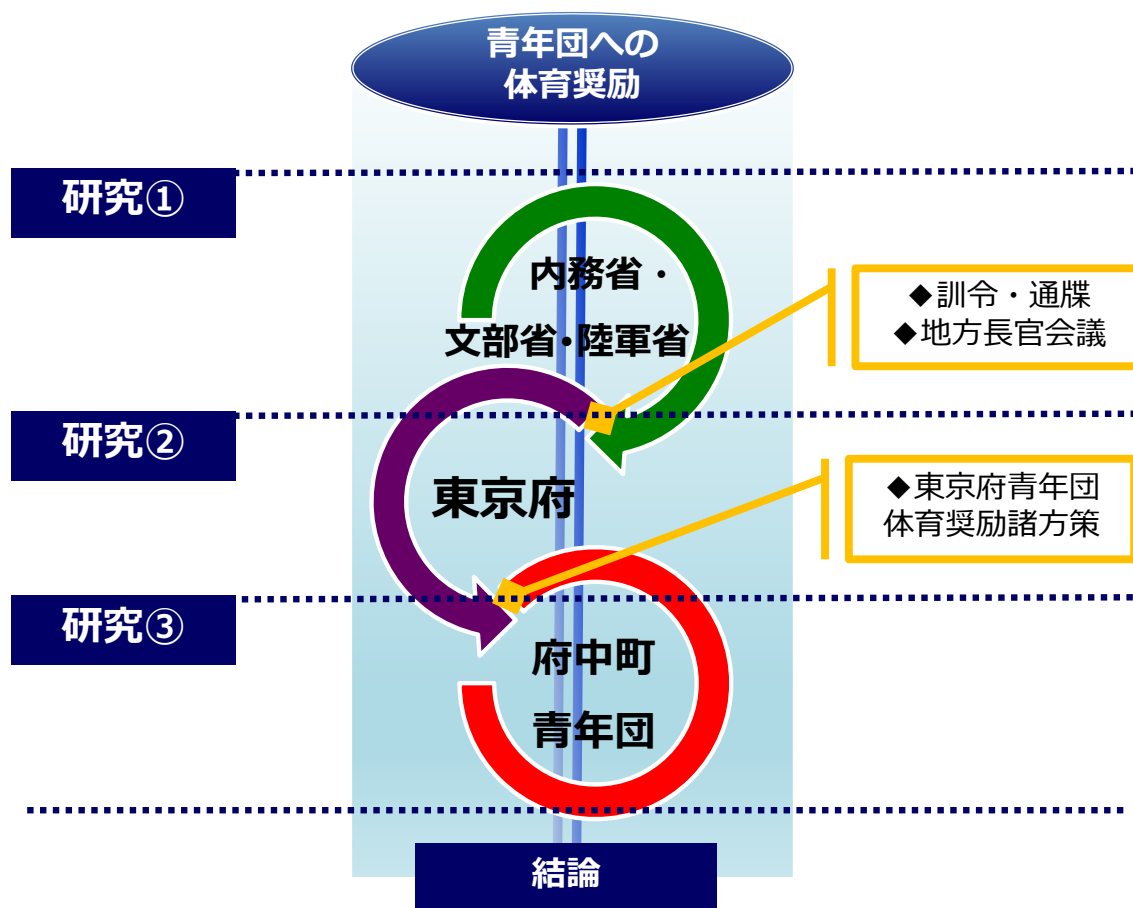


図 序-1 本研究の研究デザイン

2) 本研究で用いる史・資料

《研究1》

研究1の課題は、青年団の体育・スポーツ奨励に対する内務省・陸軍省の意図、さらには、体育・スポーツ奨励をめぐる内務省・文部省と陸軍省の関係性を明らかにすることである。この課題を明らかにするために、研究1では以下の史・資料を用いて検討を行う。

・報徳会機関誌『斯民』

内務省による青年への体育観を明らかにするために、報徳会の機関誌『斯民』を用いる。

『斯民』は、明治39(1906)年4月から昭和19(1944)年9月まで、38年間にわたって

発行された。

『斯民』の創刊の目的は、「尚一般風気の作興自治の経営教育の発展民力の充実に関する事業制度に至るまで広く内外に渉りて、近代最新の識見を求め、之が講明の資料を世に紹介せんとすること」（報徳会，1906，p. 3）であった。この目的からもわかるように、『斯民』は、単に報徳会の活動紹介に終始した機関誌に留まらず、報徳会会員が講明した論稿を中心として編成されている点に特徴が見られる。『斯民』はこれまでの研究においても、「内務省の政策とその展開過程の研究にとっては必要不可欠の史料」（酒田，1972，p. 2），さらには、『『斯民』で語られる内容は、まさに地方改良運動の理念となり、『斯民』の論稿によって、地方改良運動の事業内容が明確になっていく』（並松，2004）と評されている。

実際に、『斯民』では「青年特集号」が組まれるなど、報徳会の青年教育に対する積極的な姿勢を窺い知ることができる。また、その中で、青年に対する体育のあり方に関する言及も散見される。したがって、本研究では、『斯民』誌上の諸家の言説を追っていくことにより、地方改良運動下における報徳会の青年に対する体育観の内実について明らかにすることができると思う。

・ 田中義一の著作・論稿

陸軍省の青年団の体育奨励に対する軍事的要求を明らかにするために、青年団の官製化を主導した人物である、陸軍省の田中義一の著作・論稿を用いる。具体的には、田中義一が、欧米各国の青年教育の視察を行った際の状況を報告した『社会的国民教育：青年義勇団』（1915）や、『壮丁読本講話』（1916）、『欧州大戦の教訓と青年指導』（1918）等を用いる。これらの著作には、田中義一による青年団の体育奨励への具体的な構想が述べられており、これを主史料とすることで、陸軍省の青年団の体育奨励に対する軍事的要求を明確にすることができると思う。

・ 新聞の紙面上に公開された地方長官会議の議事記録

地方長官会議における指示事項の検討については、地方長官会議に関する多くの実証的研究を行った竹永（例えば，2005・2008）の方法に倣い、新聞の紙面上に公開された地方長官会議の議事記録を用いることとする。ただし、体育奨励に関する指示事項は新聞の紙面上には公開されていないため、内務省地方局発行の『青年教育事務時報』（1915）に記載された指示事項の記述を用いる。

《研究 2》

研究 2 の課題は、道府県行政における「青年団体育奨励方策」の政策過程を明らかにすることである。この課題を明らかにするために、研究 2 では以下の史・資料を用いて検討を行う。

・『東京府知事口述訓示要領』 および井上友一府知事の論稿

井上友一の青年団構想や東京府行政における政策過程の検討については、『東京府知事口述訓示要領』に所収されている、東京府郡市区長会議における井上友一の訓示を記録した行政文書と、井上友一が東京府の青年団について著した論稿を用いる。

《研究 3》

研究 3 の課題は、地域青年団の体育・スポーツ活動の実態を具体的に明らかにすることである。この課題を明らかにするために、研究 3 では以下の史・資料を用いて検討を行う。

・府中町青年団体育会競技部機関誌『フチュウスポーツ』

『フチュウスポーツ』は、地域の青年団の体育・スポーツ活動の実態を具体的に解明する上で、注目される史料である。なぜなら、『フチュウスポーツ』は、府中町の府中町青年団の「体育会競技部」によって発行されていた、青年団の体育・スポーツ活動に特化した機関誌だったからである。先行研究が用いていた各青年団の『団報』等の一般機関誌においても、青年団の体育・スポーツ活動についての記述は見られるものの、青年団の体育・スポーツ活動における組織の実態や、活動に対する具体的な報告はなされていないことが多い。このことから、『フチュウスポーツ』が有する史料的価値は大きいと言える。

また、これ以外にも、府中町青年団の機関誌『団報』や東京府および府中町関連の各種公文書も用いる。

第 3 項 本研究の意義およびオリジナリティ

1) 民衆不在の体育・スポーツ史

先述したように、これまでのわが国における体育・スポーツ史研究の主要な対象は、学校やスポーツ団体であった（竹之下・岸野，1959；高津，1994）。換言すれば、これまで

明らかにされてきたわが国の体育・スポーツの歴史の大部分は、ごく少数の限られた「エリート」を対象としたものでしかなかった。

一方では、地域の青年団員のような、「通常の体育・スポーツ史に顔を出すことのない彼ら」（高津，1994）も存在した。当時の進学状況にわかるように、昭和戦前期までのわが国では、義務教育終了後に上級学校に進学することのなかった非就学者が青年層の大半を占めていたのである。したがって、彼らの体育・スポーツ活動をめぐる諸相の検討を抜きにして、わが国の体育・スポーツ史の総体を明らかにすることはできないのではないだろうか。彼らがどのように体育・スポーツ活動を実践し、その中で体育・スポーツがどのように位置づけられたのか、こうした疑問に答えずして、この時期の体育・スポーツ状況は十分に把握し得ないと言えるだろう。

本研究は、こうした問題意識から、これまで、体育・スポーツ史研究では十分に検討されてこなかった、青年団の体育・スポーツに焦点を当てる。

2) 「国家」—「道府県行政」—「地域青年団」の関係構造の検討

先述したように、本研究では、「青年団への体育・スポーツの奨励」という政策の展開過程を、「国家」から「道府県（地方）」へ、「道府県（地方）」から「地域青年団」へという流れから検討を進める。

ここで重要なことは、行政と体育・スポーツがいかなる関係を結び合っているのか、そして、地域の青年団が行政の要求に対して、いかなる自治性のもとで活動を展開したのかを問うことである。これまで、このような視点から青年団の体育・スポーツを分析した研究は行われていない。したがって、「国家」—「道府県行政」—「地域青年団」の3者間の関係を通して系統的な検討を行うことには、意義とオリジナリティの両面において、十分な価値が認められると考える。

第4節 研究対象時期および地域

第1項 研究対象時期

本研究が研究対象とする時期は、明治38(1905)年頃から昭和14(1939)年頃までとする。

明治38(1905)年頃を分析の起点とする理由は、青年団の官製化が、日露戦後経営における地方改良運動の一環であったためである。しかしながら、これまでの青年団の体育・スポーツに関する研究は、大正4(1915)年の第一次訓令発令以降の時期を中心的に検討されており、第一次訓令発令以前の歴史については、あまり触れられてこなかった。したがって、本研究が日露戦争終結後の時期を分析の起点にすることによって、これまで以上に、青年団の体育・スポーツ奨励をめぐる国家的意図を明確にすることができると思う。

次に、昭和14(1939)年頃を分析の終点とする理由は、昭和14(1939)年から施行された青年学校の義務教育化に伴って、青年団の活動が実質的に終息するためである。すなわち、青年学校の義務教育化によって、地域の青年の活動の場が青年団から青年学校へと移行し、さらに翌昭和15(1940)年には大政翼賛会の発足に伴って、青年団は解散を迎える。したがって、本研究の目的が青年団への体育・スポーツ奨励方策の展開過程の解明に主眼を置いているという点に鑑みれば、昭和14(1939)年頃を分析の終点とすることが妥当であると思う。

研究対象時期は、以上の理由に基づいて設定される。

第2項 研究対象地域

本研究は、具体的な研究対象地域として「東京府」を設定する。その理由について以下に述べる。

まず、以下に示すのは、幸田露伴が明治34(1901)年に『一国の首都』と題した評論で述べた一節である。

「一国の首都を譬えれば一人の頭部の如し。各種の高等の機関ここに備わりて、各般の経営運動の発するところとなり、また帰するところとなる。この故に全国に対する首都の勢力は甚だ大にして、首都の状況の善悪は忽ち全国の状況の善悪となること、譬えば

頭部の状況の善悪は直ちに全身の状況の善悪をなすが如し。首都の状況甚だ非にしてその一国の運命甚だ旺盛なりというが如きことは、万あるべからざるの道理たり。首都は実是一国の運命の枢機のかかるるところにして、単に一個人の住居若くは足溜まり等として見るべきものにあらず。…（中略）…首都の人民の好尚はやがて全国人民の好尚となり、首都の人民の思想はやがて全国人民の思想となる等、無形上の変化を各地方の小都市に首府の与えることは、極めて劇甚なるものなり。」（幸田，1901，pp. 125-126）

例えば、現在においても東京都政に関しては、都知事選挙や都議会選挙が、国政と同程度の規模で報道され、その動向が注視される。これは、現在の東京都の様々な状況が、国政を先取り、あるいは国政を反映する鏡となる側面があるからである。このような首都・東京をめぐる状況は、幸田が上記に加えて「首都に対するの観察を等閑にするは、必ず智者の肯てせざるところなるべし」（幸田，1901，p. 127）と述べるように、昭和戦前期以前の時期においても同様だったのではないだろうか。

すなわち、首都としての東京府は、全国に影響を及ぼし得る「政治の一大中心都市」（例えば、石塚，1991；滝島，2003；中嶋，2010）として、国家の政治課題を遂行する上で、重要な位置にあったといえよう。先行研究では、全国のいずれの道府県行政の政策過程についても検討されておらず、このような先行研究の動向に鑑みれば、東京府は、まず検討されるべき代表的事例として位置づく应考虑。

第5節 本研究の限界

先述したように、本研究は、明治後期から昭和戦前期の国家から地域の青年団に至る、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を明らかにすることを目的としている。このような研究の目的に即し、本研究では、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を、「国家」―「東京府行政」―「地域青年団」の3者間の関係から捉えることを分析視角として設定した。その際に問題となるのが、本研究が対象とする東京府行政の事例は、「一般化が可能であるのか」という点である。

確かに、青年団の体育・スポーツに関する知見を深化していくためには、事例の一般化は必要かつ重要な作業である。しかし、本研究は、事例の一般化の検討を射程とはしない。なぜなら、事例の一般化を図るためには、より多くの地方・地域の事例を対象とした膨大な実証的研究が必要であり、それは、本研究の目的に即しても、その射程をはるかに超えるものである。

したがって、本研究ではこうした研究の目的と方法論の関係から、事例の一般化の検討は行わないものとする。

第6節 本研究の構成・内容

第1章「明治期から大正期における青年の社会的立場づけと通俗教育・社会教育の基調」では、予備的考察として、明治期における青年の社会的な立場づけを検討し、さらに青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動と、文部省の社会教育事業の展開の展開について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、明治期に「青年」が国家的な意図を伴って浮上してくる歴史的動向を検討し（第1節）、次に、青年団の官製化の契機となった、内務省の地方改良運動の展開状況について、同時期の社会背景や国家的課題等との関連から検討する（第2節）。そして、日露戦後以降の文部省による社会教育行政の整備・確立の状況について概観する（第3節）。このように、第1章では、本研究を遂行していく上での前提について、制度史の視点から明らかにしていく。

第2章「国家行政における青年団の体育・スポーツの立場づけ」では、青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が、青年団の重要な活動として立場づけられた経緯と意図について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、地方改良運動を主導し、大正期の青年団の官製化に関与した報徳会の体育観について、地方改良運動との関連から明らかにする（第1節）。次に、陸軍省の田中義一による青年団の体育奨励に対する軍事的要求を明らかにする（第2節）。そして、青年団への体育奨励をめぐる、内務省・文部省と陸軍省の関係性と、青年団の体育奨励の契機となった訓令・通牒の内容について明らかにする（第3節）。最後に、青年団の体育奨励に関する国家の意図が、実際の政策実施者である道府県行政にどのように伝えられたのか、地方長官会議における指示事項から明らかにする（第4節）。

第3章「東京府における青年団体育奨励方策の行政過程」では、実際の政策実施者であった道府県行政が、青年団の体育奨励方策をどのように展開していったのか、東京府行政を具体的事例として、政策の具現化の過程を明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、東京府の青年団政策を主導した井上友一府知事の事績と青年教育論を概観し（第1節）、次に、井上友一府知事の東京府下青年団政策と、その中での体育の立場づけを明らかにする（第2節）。そして、東京府の青年団体育奨励方策の政策過程を明らかにし（第3節）、最後に、大正期の東京府における青年団体育奨励方策の特質について明らかにする（第4節）。

第4章「東京府下青年団の体育・スポーツ活動の実態：府中町青年団体育会競技部を事例

として」では、東京府北多摩郡府中町の府中町青年団体育会競技部を具体的事例として、機関誌『フチュウスポーツ』の記事分析から、青年団の体育クラブの活動の実態について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、大正から昭和戦前期の府中町および府中町青年団の状況について整理し（第1節）、次に、競技部機関誌『フチュウスポーツ』について、創刊の背景や目的、内容の概要について明らかにする（第2節）。そして、東京府が実施した青年団体育奨励方策との関連から、競技部の成立過程と組織形態について明らかにし（第3節）、最後に、競技部の活動の展開と変容の状況について明らかにする（第4節）。

結章では、第4章までの研究を総括し、本研究の結論を述べる。

序章 注釈

注 1) 青年団の原初的形態は、藩政期の各村落に広範に存在していた若者集団である。若者集団の呼称は、一般的な「若者組」以外にも、「若連中」や「二才組」、「若勢組」など、地域によって様々であり、その組織構造や機能に多様性が認められている。こうした青年団の原初的形態としての若者集団は、自給自足的過小農生産のもとにおかれた村落共同体内における年齢階梯集団の一環として理解される。それは、典型的には、子供組→若者組→中老組→年寄組といった年齢階梯制度の図式の中で把握され、一人前の村人として成長していくために通過しなければならない関門とされた（平山、1978a）。明治中期頃までの若者集団は、村落自治の下請け機構として位置づけられ、警察、消防、各種の生産労働をはじめ、氏神祭典、盆踊り等の娯楽的行事に主導的役割を演じるとともに、村落における実業団としての性格を担うものであった。

注 2) 全国青年団基本調査（大日本連合青年団調査部、1934）の全国総団員数と、総務省統計局の人口推計データ（総務省統計局、2003）から算出した。

注 3) 青年団に関する機関誌や公文書では、「体育」と「スポーツ」という用語が混在し、その多くが区別されずに用いられている。また、実際に行われていた活動も、「体育」あるいは「スポーツ」と、各地域の青年団によって多様であったと考えられる。そのため、本研究では先行研究の高津（1994）や佐々木（2000, 2004）に倣い、「体育・スポーツ」ないし「体育・スポーツ活動」という表現を用いる。

注 4) 地方改良運動については、第 1 章第 2 節において詳述する。

序章 引用参考文献

- 大日本連合青年団調査部（1934）全国青年団基本調査：昭和5年度。日本青年館。
- 江守五夫（1976）日本村落社会の構造。弘文堂。
- 平山和彦（1978a）青年団史研究序説 上巻。新泉社。
- 平山和彦（1978b）青年団史研究序説 下巻。新泉社。
- 報徳会（1906）開刊の辞。斯民，1（1）：1-4。
- 市川喜崇（2012）日本の中央－地方関係：」現代型集権体制の起源と福祉国家。法律文化社。
- 入江克己（1991）昭和スポーツ史論：明治神宮競技大会と国民精神総動員運動。不昧堂出版。
- 石田雄（1954）明治政治思想史研究。未来社。
- 石津政雄（1975）青年訓練所に関する体育史的研究：特に青年訓練所設置に至る経緯について。体育学研究，20：5-13。
- 石塚裕道（1991）日本近代都市論：東京 1868-1923。東京大学出版会。
- 鹿野政直（1967）戦後経営と農村教育：日露戦争後の青年団運動について。思想，52：42-59。
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史。杏林書院。
- 国立教育研究所編（1974）日本近代教育百年史 第7巻。国立教育研究所。
- 幸田露伴（1901）一国の首都。幸田露伴編 長語。春陽堂，pp. 125-302。
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流。創文企画。
- 熊谷辰治郎（1942）大日本青年団史。日本青年館。
- 宮地正人（1973）日露戦後政治史の研究：帝国主義形成期の都市と農村。東京大学出版会。
- 宮坂広作（1968）近代日本社会教育史の研究。法政大学出版局。
- 文部大臣官房文書課（1933）日本帝国文部省第56年報。文部省。
- 長野県下伊那郡青年団史編纂委員会編（1960）下伊那青年運動史：長野県下伊那郡青年団の50年。国土社。
- 内務省地方局編（1915）青年教育事務時報 第1編。内務省地方局。
- 内務省・文部省（1915）青年団体の指導発達に関する件。官報，937：1。
- 内務省・文部省（1918）青年団体の健全発達に資すべき要項。官報，1723：3。

- 中嶋久人（2010）首都東京の近代化と市民社会．吉川弘文館．
- 並松信久（2004）報徳主義思想の展開と国家政策の課題．京都産業大学論集，31：56-77．
- 大庭宣尊（1979）地方改良運動と社会教育：青年会をめぐる．京都大学教育学部紀要，25：110-120．
- 大江志乃夫（1974）国民教育と軍隊：日本帝国軍国主義教育政策の成立と展開．新日本出版社．
- 大串隆吉（1974）青年訓練所反対運動の論理と実践 1．人文学報教育学，9：39-72．
- 大串隆吉（1975）青年訓練所反対運動の論理と実践 2．人文学報教育学，10：59-71．
- 大串隆吉（1976）青年訓練所反対運動の論理と実践 3．人文学報教育学，11：13-35．
- 大串隆吉（1983）青年訓練所反対運動の論理と実践（小結）．教育科学研究，2：16-31．
- 酒田正敏（1972）解題．内政史研究会・日本近代史研究会編『斯民』目次総覧．龍溪書舎，1-19．
- 佐々木浩雄（2000）大正期における地方青年団競技会の出現：大正7-10年石川県青年体育大会の事例から．体育史研究，17：1-13．
- 佐々木浩雄（2004）大正末一昭和恐慌期における農村青年の体育・スポーツ受容：石川県江沼郡月津村青年団機関誌『団報』から．体育史研究，21：15-25．
- 佐藤守（1970）近代日本青年集団史研究．御茶の水書房．
- 瀬川清子（1972）若者組と娘をめぐる民俗．未来社．
- 総務省統計局（2003）我が国の推計人口：大正9年一平成12年．日本統計協会．
- 高江洲昌哉（2009）近代日本の地方統治と「島嶼」．ゆまに書房．
- 高橋敏（1978）日本民衆教育史研究．未来社．
- 竹永三男（1995）近代日本における中央・地方・地域．朝尾直弘教授退官記念会編 日本社会の史的構造．思文閣出版，pp. 483-504．
- 竹永三男（2005）地方長官会議における昭和天皇の「下問」と知事の「地方事情奏上」：地方新聞の関係記事の検討．社会文化論集，2：1-26．
- 竹永三男（2008）地方長官会議の歴史的研究と地方長官会議関係文書．岡山県立記録資料館紀要，3：1-19．
- 竹之下休蔵・岸野雄三（1959）近代日本学校体育史．日本図書センター．
- 滝島功（2003）都市と地租改正．吉川弘文館．
- 田中義一（1915）社会的国民教育：青年義勇団．博文館．

田中義一（1916）壮丁読本講話．帝国在郷軍人会本部．

田中義一（1918）欧州大戦の教訓と青年指導．新月社．

山中永之佑（1994）日本近代国家と地方統治：政策と法．敬文堂．

吉田昇（1956）戦前における青年団の自主性をめぐる論争．お茶の水女子大学人文科学紀要，8：12-2．

第 1 章

第1章 明治期から大正期における青年の社会的位置づけと通俗教育・社会教育の基調

第1章では、本研究における予備的考察として、明治期における青年の社会的な位置づけを検討し、さらに青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動と、文部省の社会教育事業の展開について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、明治期に「青年」が国家的な意図を伴って浮上してくる歴史的動向を検討し（第1節）、次に、青年団の官製化の契機となった、内務省の地方改良運動の展開状況について、同時期の社会背景や国家的課題等との関連から検討する（第2節）。そして、日露戦後以降の文部省による社会教育行政の整備・確立の状況について概観する（第3節）。

第1節 明治期の社会における「青年」の台頭と社会的位置づけ

日露戦後の地方改良運動の過程で、国家の指導を受けて青年団が発展し、国家、さらには地域社会の中で「青年」という存在が重要な位置を占めていく。そのことを踏まえると、まずは「青年」という存在が、どのように台頭し、社会的に位置づけられてきたのか、日露戦後の時期だけではなく、その前史も含めて捉えていく必要がある。そのため、本節では、明治期において「青年」という存在が、国家的な意図を伴って浮上する歴史的経緯について明らかにする。

第1項 「新日本之青年」の台頭：徳富蘇峰の青年論

わが国において、「青年」という言葉が「若い者」を表す今日的な意味で用いられ始めたのは、明治13(1880)年に「東京基督教青年会」^{注1)}の初代会長である小崎弘道^{注2)}が、“Young Men”を「青年」と訳してからと言われている(多仁, 2003; 和崎, 2010)。多仁(2003)によれば、小崎が唐詩選の詩の一部である「宿昔青雲志, 蹉蛇白髮年」から連想し、「青」が持つ「若い」という意味にちなんで名付けたものであったという。

こうして、「青年」という言葉が社会的に用いられるようになっていく中で、わが国において初めて「青年論」が登場したのは、明治20年代であった(岡和田, 1967)。その中でも、徳富蘇峰(以下「徳富」と略す)^{注3)}が提唱した青年論は、明治20年代の青年像を形作っていくこととなる。

徳富は、明治18(1885)年4月、校長を務める熊本の私塾・大江義塾において、第3学期開業式の席上で演説を行った。演説において徳富は、新時代における青年の責務の重要性を繰り返し述べ、青年らの奮起を促した。この演説の内容は、後に塾生によって編集・文章化され、同年に『第十九世紀日本ノ青年及其教育』(1885)という題で自費出版された。その後、この著作は好評を博したため、『新日本之青年』と改題・加筆され、明治20(1887)年に全国に向けて出版された。『新日本之青年』は、わが国で初めての青年論に関する著作として、わが国における青年論を台頭させる嚆矢となる。こうした理由から、以下では、『新日本之青年』における徳富の青年論について確認しておきたい。

まず、徳富は、「福沢諭吉以後におけるもっとも有能な文筆家であり、もっとも影響力の大きい言論人であった」(植手, 1974, p. 354)と評されるように、わが国の政治や世論に対して、絶大な影響力を持つオピニオンリーダーであった。明治20(1887)年には、民友社を設立し、総合雑誌『国民之友』を創刊した。さらに、明治23(1890)年には『国民新

聞』を創刊し、以後、言論界で確固たる地位を占めるに至った。

徳富がこうした一連の言論活動を通して唱導した思想が「平民主義」である。平民主義は、明治国家体制の確立期である明治20年代の言論界をリードした、有力な思想の一つとして位置づけられる(和田, 1973)。徳富の唱導した平民主義とは、『武備ノ機関』に対して『生産ノ機関』を重視し、自由な生活社会・経済生活を基盤としながら、個人に固有の天賦人権の尊重と平等主義が横溢する社会の実現をめざす(徳富, 1887, p. 20)ものである。徳富は、この平民主義を通して、国家の独立発展の基礎・前提として、人民の自由と権利の尊重、利益と幸福の増進を強調し、藩閥政府の専制的政治支配を批判して立憲政治制度の確立を要求した。

平民主義の特徴は、政治的改革のみならず、経済的、さらには社会的改革、国民の精神的改革を重視した点にあった。具体的には、民間産業の保護・育成、西洋自由主義の導入による教育制度改革の要求、また、封建的家族制度への批判など、資本主義経済の自生的発展と近代的市民モラルの普及による市民社会の形成を主張し、それこそが国家富強の基礎に他ならないことを訴える点にあった。そして、徳富は平民主義を通して、一般国民(平民)の側から、積極的に西洋文明の受容による近代化を推し進めるべきと主張した(徳富, 1887)。徳富は、こうした主張によって、国民の生活上の利益や要求を等閑視した国家の政治的価値の追求を厳しく戒め、国権主義の批判を通して、民主的基盤の獲得を目指したのであった。

一方で、徳富は、『新日本之青年』の中で、国家の要職を牛耳っている薩長藩閥を「天保の老人」と揶揄し、これからは「明治の青年」が新しい社会運動を起こし、「新日本」を建設することを主張する(徳富, 1887)。ここでいう「社会運動」とは、政治革命であった明治維新に次ぐ「第二之維新」の勃興であり、その先駆者として「明治の青年」を「天保の老人」と対置し、強調するのであった。

その際、重要となるのは、徳富が期待をかけた「新日本之青年」の存在である。徳富は、その青年像について、具体的に以下のように述べている。

「吾人は更に一步を轉じ誠実重厚なる純白の平民社会に進まざる可らず。而して先ず此の方針に向て脚を擧るものは誰そや。吾人は之を断言す。明治の青年則ち是れなりと。」

(徳富, 1887, p. 4)

徳富は上記に加えて、「青年は社会運動の旗頭に立つものなり」(徳富, 1887, p. 4)と

断言している。加えて、「明治の青年よ、若し生活を倣さんと欲せば願わくは泰西自活的人となれ」（徳富，1887，p. 12），また「諸君は第19世紀文明の世界に立つ，不羈独立なる青年なるを忘る可らず」（徳富，1887，p. 173）と述べている。

このことから、「新日本之青年」は，社会改革の推進者として位置づけられていることがわかる。徳富は，西洋に意識を向けながら，19世紀の新たな文明社会を自己の所信に従って開拓していくことのできる若者を，「青年」として想定したのであった。

そして，徳富は，自らの希望として，以下を付け加えている。

「嗟呼我黨の好青年よ。好男児よ。若し卿の一步を轉じて泰西の自活社会に入らば，願わくは卿の二歩を轉じて泰西の道德社会に入れ。若し物質的の文明を望まば，更に目を舉げて精神的の文明を望め。」（徳富，1887，p. 18）

以上までに示してきたように，徳富は明治20年代において，青年を「平民社会」（徳富，1887，p. 4）を実現するための新たな時代の建設者として位置づけ，社会改革の担い手として価値づけるのであった。

第2項 「田舎青年」の存在の提起：山本瀧之助の青年論

日清戦争を経た明治20年代後半には，地方社会においても「青年」を自称する若者たちが台頭してくる。そこで台頭してきた青年像は，徳富の流布した青年像とは対照的なものであった。その中でも、『田舎青年』を著した山本瀧之助（以下「山本」と略す）^{注4)}の主張は，とりわけ大きな存在感を示した。

山本は，明治20年代から昭和初期にかけて青年団体の育成・指導に努め，大正期には青年団の全国組織化に尽力した人物である。広島県沼隈郡千年村にて小学校校長を務める傍ら，明治29（1896）年には，農村青年の気力の喚起と士気の鼓舞を企図して，わが国で初めての青年団体論に関する著作『田舎青年』を自費出版した。

山本は，徳富の『新日本之青年』によって提唱された青年論が，「全く学生に外ならずして，青年論と云い少年論と云うも，多くは是れ学生論」（山本，1896，p. 4）であるとして，あくまでも都会の学生・書生に限られた「学生論」でしかないということを問題視した。そして，山本は，「全国青年の大部幾百万人の田舎青年は殆ど自屈自捨蟄居縮少」（山本，1896，

p. 2) しているという現状に鑑み、このままでは、田舎青年が国家の範疇から忘却されてしまうことを指摘した。そのことから、「青年の上に青年なく、青年の下に青年なく、都会青年と云い田舎青年と云うも、畢竟本来同等にして毫も上下の別なきもの」(山本, 1896, p. 3) であることを強く訴え、田舎青年の奮起を促そうとした。

それでは、山本のいう「田舎青年」とはどのような青年を指すのであろうか。山本は、『田舎青年』の冒頭部において、「田舎青年」を以下のように定義している。

「所謂田舎青年とは路傍に棄てられたる青年にして、更に之を云えば田舎に住める学校の肩書なく卒業詔書なき青年なり、学生書生にあらざる青年なり、全国青年の大部を占めながら、今や殆ど度外に視られ、論外に積かれたる青年なり。」(山本, 1896, p. 1)

山本は、田舎に住み、学校の肩書がなく、社会的に度外視された青年を、「田舎青年」と位置づけている。山本はこうした「田舎青年」も、「都会青年の有する地位と田舎青年の有する地位と均しくして、田舎青年の責務は都会青年の有する責務と同一」(山本, 1896, p. 8) であるとし、都会の学生・書生と等しく「国家の継承者」(山本, 1896, p. 8) であることを主張している。

また、山本は、田舎青年が有する卑屈・自捨の心情に着目し、以下のように鼓舞している。

「常に国家なる観念を離さずして匪躬の精神を持し、徒に衣食の計にのみ汲々せずして、昔時の漢学書生が短褐弊衣の身にして窃に治国平天下を以て自任したるが如き気風に習い、將に国家を背負って起つの覚悟なかるべからず」(山本, 1896, p. 9)

以上をまとめると、「田舎青年」とは、都会の高学歴の「学生書生」とは対置される存在である。先に徳富が描いたような、西洋の思想を身に付け、社会改革の担い手となる青年とは、異なっていることがわかる。

さらに山本は、以下のように述べている。

「仰も青年の青年たる所以のものは心にありて形にあらず。区々たる學術技芸にあらずして精神氣象に在り、青年の國家に貴重せらるる所以のものは、其有する所の精神氣象、

国家の活動進捗に欠くべからざるが故にして、青年の真味青年の真価は一に繋りて此に存するなり。」(山本, 1896, p. 2)

ここで注目すべきは、田舎青年の「青年たる所以」が、「形」ではなく「精神気象」にあるとされている点である。田舎青年は、学生・書生が有するような「学術技芸」を身につけてはいない。しかし、都会の弊風に冒されることなく、日々熱心に労働に励み、純朴な人柄に支えられた田舎青年の「天授の美質」(山本, 1896, p. 4)の精神気象は、国家の発展に不可欠なものであるという。

以上までの山本の考えには、都会の学生に対する田舎青年の同等性獲得への熱意が窺える。その存在を顧みられない田舎青年たちは、日清・日露戦争の勝利による国家的栄光の陰において、自らの価値を強調しようとすればするほど、国家への一体性を強調して行かなければならなかった。こうした山本による「田舎青年」は、日清戦争を背景とした、国家の基盤となる地方経営を担う主体のあり方を提起しており、日露戦後の青年団の官製化や、そこで描かれた青年像のモデルとなっていく。

第2節 地方改良運動と青年教育政策

地方改良運動は、内務省の主導によって推進された国民統合政策であり、青年団の官製化はその一環として実施された。本節では、日露戦後の地方改良運動を取り上げることで、青年団が官製化に至るまでの内務省の政策的意図を明らかにしていく。

第1項 日露戦後の国家課題と内務省の地方改良事業

明治後期は、日清戦争（1894—1895）および日露戦争（1904—1905）といった2つの戦争を契機として、国家が精力的かつ組織的に国民運動を創出し、国民統合に着手した時期である（石田，1954；宮地，1973；大江，1974）。とりわけ、日露戦後の時期には、わが国の政治体制の帝国主義的再編に伴う諸課題が一举に噴出した。

日清・日露戦争の勝利によって軍事大国の一つとなったわが国は、資本主義経済の独占段階への移行的な発展を基盤として、先進帝国主義諸国と競合しながら、海外市場の独占を目指して対外路線を強化していく必要があった。一方で、国内においては、来るべく次代の戦争に備えて、国内社会体制を本格的な帝国主義に即応し得るよう、全面的再編成を図るとともに、日露戦後の混乱した国内情勢に対して、市町村財政と国民の生活基盤を早急に立て直し、挙国一致体制の構築を図らなければならなかった（宮地，1973）。

日露戦争の規模の拡大は、国民に対して、銃後活動とともに重い増税の負担をかけ、実際、日露戦争の20億円にも上った戦費調達のために、大増税と経費縮減が実施された^{注5)}。明治37（1904）年2月に内務省は、地方長官に対して非常特別税による増税とともに、府県その他の公共団体の附加税を制限し、地租の附加税を約1千万円軽減するよう、地方税賦課の軽減方と事業費の節減、中止等を指示した（大霞会編，1971）。こうした経費縮減は、例えば、道路の修繕、庁舎・校舎の改築を差し控えることや、学校の授業を2部制に変更させるなど、市町村の公共事業に影響を及ぼした（大霞会編，1971）。このように、日露戦争によって増大した財政負担は、日露戦後においても継続的な戦時増税をもたらし、市町村財政を困難に陥れることになった。

内務省は、こうした状況に対応するために、明治38（1905）年10月に『地方自治の方針』を発表し、対策方針を示した。具体的には、以下の9項目について、それぞれ詳細に示された（表1-1）。

表 1-1 内務省による「地方自治の方針」

-
-
- (1) 当局者の奮励
 - (2) 公共心の發揮
 - (3) 自治事務の整善
 - (4) 生産事業の振興
 - (5) 教化事業の作興
 - (6) 基本財政の蓄積
 - (7) 市町村是の實踐
 - (8) 勤儉力行の勸奨
 - (9) 良風善行の奨励
-
-

〔増補地方自治の指針〕(内務省, 1906) より作成)

上記に示された、内務省の地方行政に対する関心は、「団体の事業は其基財政に在り平素に於ける基金の造成一に将来に於ける進取の経営に資するに足へるく亦以て不慮の災厄に備えるの基たり税務の整理は財政の幹部にして…(中略)…庶政に影響する所尠少ならず」

(内務省, 1906, pp. 2-3) というように、日露戦後に増大した財政負担を円滑にするための基盤構築と、縮小された地方財政を補充する地方自治体の体制を整える点にあった。日露戦後経営における内務省の地方政策では、市町村の行政整理と財産を造成することで、地方財政支出の合理化と、地方財源の拡充が図られた。

一方で、住民の生産活動を奨励することで、住民の担税能力を高め、財政支出部分を直接的に負担させるというように、住民の「自発性」を促すための対策も実施された。明治 41 (1908) 年 4 月 9 日の地方官会議において、原敬内務大臣 (以下「原」と略す) は、以下のような訓示を述べている。

「事業の経営に際して先ず必要なるは、財政の整理に在り。多年財政の困難を極めたる団体にして、滞納の弊を矯め、負債の整理を図り、一致共同して其復興に力を致せし結

果、竟に整理の実を挙げて、却て民力の余裕を見るに至りたるもの、地方亦其事例に乏しからず。殊に地方自治の経営は、必ずしも多額の公費を要せず、又敢て公費の支出を求めざるも、尚克く地方共同の力に依て、之か遂行を見たるもの少なからず。即ち民心を一新して、地方一般の勤労進取の風気を奨め、又団体を通じて一致共同の精神を作興し、相率いて公共の事に尽力せしむるは地方の発達を期する上に於て、極めて必要の事なりとす。」(原, 1908, p. 73)

このように、内務省は地方自治体の財政の窮乏を、住民の自発性に基づく「地方共同の力」を頼りに、「公共の事に尽力」する態勢を整えることによって、乗り越えようとした。内務省はそのために、明治42(1909)年5月に「内務省官制」を改正し、地方自治の視察を掌る専任事務官の新設と、地方改良事業奨励費の予算措置を講じた。

こうした一連の国内情勢を背景に、明治41(1908)年10月13日には、「國運の發展に須つ戦後日尚浅く庶政益々更張を要す宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉産を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誡め自彊息まさるべし」(桂, 1908)として、国民に「勤儉」と「上下一致」、「官民協力」を求める「戊申詔書」^{注6)}が渙発された。「戊申詔書」は、「教育勅語」^{注7)}と並んで、天皇制教育の經典として重視された文書であり、天皇大権の施行を宣誥する際に用いられる「詔書」の形式で渙発されている。

戊申詔書が渙発された翌日の同年10月14日には地方長官会議が開かれ、平田東助内務大臣(以下「平田」と略す)は、戊申詔書の渙発について、以下のように述べている。

「国家の財政と同じく、地方の財政に於ても亦冗費を節し濫出を制して、之が緊肅整理を図り、更に一般国民に向けて奢多の弊を誡め、儉素の風を奨むると共に、一面進で殖産興業を盛にし、勤労の風を興し、醇厚の俗を養い、人心を作興するの道を講じ、斯の如くにして其矯むべきは之を矯しめ、興すべきは之を興し、積極消極其一に偏せず、物質精神並び進で以て宇内の大勢に応じ、文明の恵沢に均潤せんことを勉めざるべからず。」(平田, 1908, p. 356)

このように、平田は、地方改良事業の積極的な推進による市町村自治振興策を喫緊の課題として提起している。その際、平田は、「地方団体は国家の基礎にして自治制は国法の大本なり」(平田, 1908, p. 357)として、地方行政の整理と発達の如何が、国家の盛衰・消失

につながるものであることを強調している。

さらに、平田は、翌明治42（1909）年5月7日の地方長官会議において、戊申詔書渙発後の全国の農村の状況について、「従来互に反目嫉視して頗る融和を欠きたりし地方民が各種の組合を作りて資金融通の途を講じ、生産増加の工夫を為せるあり」（平田、1909、p. 360）と述べ、農業生産現場の変化を指摘している。続いて、「教育の事業尙未だ不十分を免れざりし地方に在て、新に徒弟教育、夜学会、青年会、婦人会、学齡児童保護会、善行表彰会、簡易図書館、実業講習所等を設けて、普く子弟の智能を啓発せんことを図れるあり」（平田、1909、p. 360）として、戊申詔書の渙発に伴う国家教育の徹底化の諸例を挙げている。また、市町村財政についても、「詔書の渙発ありし以来、一同互に相戒め、先づ納税組合を設けて公租滞納の弊を一掃し、吏員は日夜特に勉励して渋滞せる事務の整理を遂げたるあり。…（中略）…千有余町歩の土地が無償に立てどころに団体の基本財政に寄附せられたるあり。」（平田、1909、p. 360）と述べ、戊申詔書の渙発によって実施された納税組合・部落有財産統一等の諸施策が、国家財政の土台である市町村財政の基盤強化を後押ししたとしている。

以上のように、日露戦後の社会が抱える課題に対して、国民が国家に自発的に服従・協力するための体制強化を大義とした諸政策の構想が打ち出された。その中でも、戊申詔書の渙発は、平田の指摘からもわかるように、国家財政の基礎たる市町村財政の確立を軸に据え、国家の喫緊の諸課題を遂行するための重要な動因となった。そして、この構想を実現するために、内務省の主導によって、積極的かつ大規模に推進された国民運動が「地方改良運動」である。

地方改良運動は、明治38（1905）年の日露戦争終結後、多大な戦費による財政破綻の立て直しと社会矛盾の激化、講和への不満等で動揺した民心を国家主義で統合することを目指して実施された、天皇制イデオロギーに基づく国民統合政策である（宮地、1973）。地方改良運動は、国家による市町村行政の監督強化だけでなく、各種の民間団体や半官半民団体が主催する講習会・表彰・模範例の紹介というように、様々な宣伝によって、村落住民内の「共同一致の精神」の教化を試みた。地方改良運動において実施された施策は、主に以下の4点を挙げるができる（内務省地方局編、1911）。

1つ目は、市町村吏員を対象にした「地方改良事業講習会」の継続的な開催である。内務省は、主として内務官僚の直接的な指導によって、市町村の振興方策の普及とともに、市町村内において主体的に活動を遂行することができる指導者層の育成に努めた。

2つ目は、模範となるべく実績を挙げた市町村と市町村吏員の選定・表彰である。その目的は、市町村運営を能率的に行うための有能な市町村吏員を養成し、中小地主や名望家を中心に市町村内部の有志集団を作りあげることにあつた。こうしたことが、他のモデルとなる市町村の育成にもつながっていった。

3つ目は、市町村の財政基盤の強化である。市町村基本財産造成のために、市町村内の地域集団が共有していた財産を市町村財政へと統合、また部落有林の統一と農事改良、産業組合の設立や耕地整理事業等による生産力の増強が図られた。

そして、4つ目に、国家の政策遂行に自発的な協力と服従を惜しまない国民を育成するために、青年団や帝国在郷軍人会、処女会など、地域レベルの教化団体の組織化と教化活動が推進された。その中でも青年団は、地域青年層の自発的なエネルギーを国家権力体系に組み込んでいくための環として、より重点的に組織化が進められていった。

このように、地方改良運動は、市町村の指導者層を含めた市町村民一般の自発的行動を引き出すことを方針として進められた。それは、上（国家）からの一方的な理念の浸透、命令・監督という形ではなく、何よりも、地方自治の実現に向けて、市町村民の「公共心」、「共同心」に基づいた、自発性の涵養が重視された。こうした動機によって、地方改良運動では、従来蔑ろにされてきた地域の青年層や市町村一般を対象にした教化が課題とされ、重点的に推進されていくこととなる。このことは、大正期以降の青年団の官製化につながる一途となっていく。

次項では、地方改良運動の推進団体であつた「報徳会」について確認していきたい。

第2項 地方改良運動の推進団体としての報徳会

地方改良運動を展開していく上で、多大な役割を果たしたのが「報徳会」^{注8)}である（宮坂，1968；不破，1977）。報徳会は、明治38（1905）年に開催された二宮尊徳の没後50年祭を契機として、翌明治39（1906）年に一木喜徳郎（以下「一木」と略す）や井上友一（以下「井上」と略す）といった、内務官僚の主導によって設立された。結成の目的は、「誠実勤労の民風、協同推譲の精神を作興し、道徳、経済、自治、教育の各方に亘りて、之が連絡一致を計り、之が改良発展を期す」（報徳会，1906a，p. 1）ことであつた。組織は評議員を中心に運営された^{注9)}。

日露戦後の内務省は、「報徳内務省」の俗称で呼ばれるほど、「報徳思想」^{注10)}の信奉者が

多く在籍しており、報徳会の理事のほとんどが内務省および内務省と関係の強い官僚で占められていた。このことから、報徳会は実質的に「内務省の外郭団体」（大島，1959，p. 107）という位置づけにあり、報徳会は内務省が地方改良運動を遂行するための「別働隊」（鹿野，1964）として機能していった。

内務省が地方改良運動の推進団体として報徳会を設立した理由は何であったのか。まず、報徳会設立の中心を担った一木は、設立時を回顧して以下のように述べている。

「恰も日露戦役の後に当り、国家の地位は一大変化に際会し、国民の負担は激増したのであって、戦後国運の発展を図るには、如何にしても経済力の増進を期せねばならぬ、差当り 20 億円の国債償還の手段を講ずることが必要であった。それと同時に、一方に於ては種々経済界に弊害を生ぜんとする所があったので、道徳と経済との調和を図り、所謂推譲の精神を旺ならしめて、其経済の発達に伴う欠陥を補い、余弊を除くことに努めんが為に、同志相集って、…（中略）…今日に至ったのである。」（一木，1920，p. 8）

先述したように、日清・日露戦争に辛勝したわが国は、世界的な地位の向上とともに、帝国主義国家の構築へと邁進し、来るべく次代の戦争を強力に突き動かす国内基盤の整備を余儀なくされた。そのような社会状況を背景に、報徳会としては、国民レベルにおいても国運の発展に資するような経済的基盤の強化を図らなければならなかったのである。

そして、報徳会の中心人物であった留岡幸助（以下「留岡」と略す）もまた、「報徳会組織の動機」として、以下のように述べている。

「丁度日露戦争が済んで、戦後の経営を如何にすべきかという事は、政治家も学者も実業家も、皆熱心に研究し議論したことであった。私共同志は、この際是非経済と道徳との併進を図らなければならぬという事に一致した。然るに私共は明治 36 年頃から、二宮尊徳翁の事を調べて居ったので、道徳経済の併進調和には、翁の教が最も適当であると感じたので、…（中略）…此れが時勢の要求に適合したものと見え…（中略）…一の会を組織するに至ったのである。」（留岡，1914，pp. 38-39）

このように留岡は、日露戦後経営の課題である「道徳経済の併進調和」に対して、二宮の

「教」が時勢の要求に適合したものであることを理由として挙げている。こうした狙いからは、報徳会が二宮の「教」を政治的に利用しようとしていることを窺い知ることができる。

以上、一木や留岡の叙述から、報徳会設立の理由は、日露戦後経営において生じた諸課題に対峙するために、国民に対する道徳的教化を図ることが念頭に置かれていたといえよう。一木や留岡の狙いからも明らかであるように、実際に報徳会は「分度推譲」、「勤儉力行」等を掲げる「報徳主義思想」^{注11)}を支柱的思想に据え、紊乱した地方財政を市町村住民の自発的な服従・協力を喚起しながら、国家による国民統合のエネルギーを底辺から引き出すことに努めていった（不破，1977）。報徳会は地方改良運動の推進団体として、日露戦後の独占資本主義の生成期に顕在化した諸矛盾に対峙しながら、民心の作興と民力の振興を督励し、安定した国内体制の構築を目指していったのである。

第3項 地方改良運動下の青年団体政策

内務省が初めて青年団体^{注12)}への関心を示したのは、明治38（1905）年4月に、芳川顕正内務大臣（以下「芳川」と略す）が、明治天皇の勅命を受け、地方巡察を行ったことに始まる。芳川は「踵を接して興り地方の風化農事の改良より軍人の後援に至るまで之を実行」（熊谷，1942，p. 91）し、2府15県にわたる様々な地域の青年団体の状況を巡察した。同年7月、巡察を終えた芳川は、地方巡察の結果を『時局の地方経営と内務大臣巡視談』^{注13)}という小冊子にまとめ、各地で目覚ましい活躍を見せていた青年団体の活動状況を全国に向けて広く発表した。

そして、内務省は芳川の報告を受けて、同年9月29日に、地方長官に宛て、「地方青年会の向上発達に関する通牒」を発令した（表1-2）。

この通牒では、青年団体の活動の具体的な内容については明示されていないものの、日露戦争の銃後活動を契機として勃興しつつある青年団体を、日露戦争の終結とともに停滞・消滅させることなく、さらに活動を発展せよとの指示がなされている。すなわち、青年団体が日露戦時中に展開した様々な銃後活動が国家にとって有益であるとの認識から、青年団体を日露戦後経営との関連の中でより充実させていくことが企図されている。実際にこの通牒の発令以後、内務省は青年団体に対する関与を強めていく。

表 1-2 通牒「地方青年団向上発達に関する件」

地方青年団向上発達に関する件 明治 38 年 9 月 内務省地方局長通牒

近来各地方青年会なるもの勃興し将来望を囑すべきもの少なからず之れ蓋し時局に感激して蹶起せるもの多きによるべきも之をして時局と終始せしむるか如きこと之れありては之遺憾の次第に付益々勸奨誘掖永久に好成績を収め候様御督励有之度就ては此際左の事項御取調御回報有之度此段照会旁々申進候也

1. (市町村に関する事項)

1. (略す)

1. 青年会にして他の模範となるべきものの組織事業その他 (既に報告の分は之を除く)

(「地方青年団向上発達に関する件」(内務省, 1905) より作成)

明治 39 (1906) 年 7 月, 原は地方長官会議において, 青年団体の指導について訓示を行い, その訓示内容は『地方自治と青年団体』という小冊子として編集後, 全国の郡長に配布された. その中で, 原は青年を「第 2 の国民たり」(原, 1906, p. 2) と位置づけ, 青年が地方自治の発展を期する上で重要な地位にあることを強調した上で, 地方自治と青年団体の関係について, 以下のように述べている.

「蓋し青年団体に依る教化の効は早く実務に従事する為め其修養を欠ける青年子弟に対して独り學術の補習をなさしむるに止らず広く社会一般の事項に関して漸次教養訓化を与えるものにして歳月の久しきに渉るに従い益々青年各個人の人格を向上し公共心を養成するを得べく青年団体は乃ち此点に於て社会教化の欠陥を補う有力の一期間たるを失わず而して青年団体が地方自治に貢献するは独り第 2 の国民を教養するに止らず風紀の矯正, 勤儉貯蓄心の養成, 副業の奨励, 商工等の発達等の為め亦与つて力あるを見るなり乃ち茲に其梗概を叙し併せて地方自治の振興に資せんとするもの亦実に其関係の及ぶ所少々ならさるもの存するに由る」(原, 1906, p. 2)

上記からは, 原が, 青年団体の調査と模範事例の発掘をもとに, 青年団体の役割を銃後活

動から地方自治に対する貢献へと広げていくことを構想していたことが窺える。具体的には、今後の青年団体の方向性として、1つ目に「社会教化の機関」であること、2つ目に風紀の矯正、勤儉貯蓄心の養成、副業の奨励、商工業の発達等、「地方自治の振興に資する機関」であることが提起されている。

そして、内務省は、青年団体の育成を地方改良運動の展開の中で取り組んでいくことも明示している。地方改良運動に関する様々な著作を通して青年団体のあり方を繰り返し述べることで、青年団体を地方改良運動を支える教化団体として強化していこうとした。

これに関連して、全国各地の地方行政による報告（例えば、熊本県天草郡役所，1910；北海道庁地方課，1915）によれば、内務省は明治42（1909）年以後、毎年開催された「地方改良事業講習会」において、地方改良運動の指導にあたる市町村長等に、「市町村自治と青年団体」との関係を論じ、青年団体が市町村の自治の振興に多大な寄与を果たすことができることを説いている。また、地方改良に実績を治めた青年団体を選奨し、これを模範としながら各市町村における青年団体の組織化を促していった。こうした動きに連動して、明治43（1910）年4月には、わが国で初めてとなる全国青年団大会が愛知県名古屋市で開催されるなど（熊谷，1942）、日露戦後の時期は、全国各地で青年団体に対する関心が高まりを見せつつあった。

第3節 日露戦後における通俗教育・社会教育行政の組織化

これまで述べてきたように、日露戦後経営の具体的な展開は、内務省を核とする地方改良運動に見ることができる。しかし、通俗・社会教育行政の整備もまた、日露戦後経営と密接な関連を持ちながら展開されていく。そのため、本節では、日露戦後の時期から大正期における通俗・社会教育行政組織の整備・確立の様相について明らかにする。

第1項 通俗・社会教育行政成立の社会的契機

明治18(1885)年12月の内閣制度の発足に伴い、翌明治19(1886)年2月に、勅令によって「各省官制」が制定された。以後、各省の編成、各局の管轄事務の種類・範囲は「官制」で規定され、各局の分課編成、各課への管轄事務の配分等は、「官制」に基づいて各省が定める「分課規程」で規定された。以下では、まず「文部省官制」において、「通俗教育」^{注14)}がどのように扱われていたのかを確認しておきたい。

文部省の管轄事項として初めて通俗教育が明示されたのは、明治18(1885)年12月の文部省達「学務二局処務概則中改正」においてである。翌明治19(1886)年2月の勅令「文部省官制」も同様に通俗教育を明示し、以後、通俗教育は大正10(1921)年4月の「文部省官制中改正」において「社会教育」と改められるまで、「官制」の中に示され続けた。

「文部省官制」(1886)によると、文部省には大臣官房のほか、総務・学務・編輯・会計の4局が設けられている。そのうち、学務局においては第1課・第2課・第3課・第4課を置き、事務を分掌することが定められている。通俗教育に関しては、第3課事務事項の第10条として、「師範学校小学校幼稚園及通俗教育に関する事務を掌る」(文部省、1886)ことが明示されており、3課で取り扱うことが定められている。

そして、明治20(1887)年10月4日の「文部省官制中改正」では、学務局が専門学務局と普通学務局に分けられた。専門学務局として、第1課に「帝国大学高等師範学校高等中学校高等専門学校及学術会」、第2課に「技芸学校」、第3課に「美術学校音楽学校」(第3課)が配当され、普通学務局として第4課に「尋常師範学校尋常中学校高等女学校小学校各種学校幼稚園図書館博物館及教育会通俗教育」が配当された(文部省、1887)。ここで通俗教育は、「普通教育」の一つに位置づけられたことがわかる。

その後の通俗教育、社会教育関係の各課の変遷について主な点を指摘すると、明治30(1897)年10月改正の分課規程では、「通俗教育に関すること」は普通学務局第1課の管掌事項の末尾に単独で置かれていたが、明治31(1898)年11月の改正では、それまで教育

会^{注15)}と並んで第3課に属していた「教育博物館」とともに、第1課の第4項に移された(文部省, 1898)。続いて、明治33(1900)年4月の改正では、教育会とともに、第3課の管掌事項末尾の第4項に移された(文部省, 1900)。いずれにせよ、通俗教育は、大正10(1921)年6月の文部省官制改正時に「社会教育」に改められるまで(文部省, 1921)、文部省官制上に留まっている。

一方で、こうした文部省官制上の通俗教育の位置づけとは別に、日露戦後の時期には、文部省によって具体的な施策が実施されている。まず、明治39(1906)年2月22日、文部省普通学務局より地方長官に宛て、「通俗教育奨励に関する通牒」が発令された(表1-3)。

表1-3 通牒「通俗教育奨励に関する通牒」

通俗教育奨励に関する通牒 明治39年2月 文部省普通学務局長通牒

今回の戦役中各地方に於て特に開催せられたる通俗講談会幻燈会等は教育上多大の利益を与えたることと存候処今後に於ても尚此種の施設を継続し益拡張普及せしむるは通俗教育上頗る有効の儀と認め候に付中等諸学校及小学校其他適當の場所に於て右通俗講談会等を開催候様御奨励相成度尚祝祭日其他の休業日に於て学校を開放し器械標本絵画模型等を公衆の觀覽に供し之か通俗的説明を与うるか如きは通俗教育上裨益不尠と被存候条是亦御奨励相成候様到着依命此段及通牒候也

(「通俗教育奨励に関する通牒」(文部省, 1906)より作成)

通牒では、通俗教育の2つの奨励方法が具体的に挙げられている。1つ目は、「中等諸学校及小学校其他適當の場所に於て右通俗講談会等を開催」することであり、2つ目は、「祝祭日其他の休業日に於て学校を開放し器械標本絵画模型等を公衆の觀覽に供し之か通俗的説明を与うる」ことである。日露戦時中には、このような講談会や幻燈会が全国的に目覚ましい普及を遂げた。その状況を文部省は、以下のように述べている。

「学校教員、教育会又は其の他有志団体の發起周旋に依りて従来行われたる父兄懇話会

等を利用し若は新に戦時通俗講話会又は幻燈会を催し公衆を集めて最も通俗的に列国の大勢、開戦の理由、戦争の経過、戦争の状況、忠勇の美談、国民の覚悟等に関し講話説明を与え因て以て忠君愛国の志操を鼓舞し勤儉博愛の美德を奨励し又は戦時に関する知識を授けるもの各地方概ね行わるるを見る」(文部省普通学務局, 1905, p. 21)

上記の報告からもわかるように、文部省は、日露戦時中の特殊な状況下において普及した講話会や幻燈会の教育的効果に着目し、平時においてもより一層の普及・拡大を企図したのであった。

そして、文部省の通俗教育をめぐる一大画期が、大逆事件^{註16)}を直接の契機とした、明治44(1911)年の「通俗教育調査委員会」の設置である(倉内, 1961; 不破, 1990)。以下では、その要点について確認しておきたい。

明治44(1911)年1月18日、大逆事件の被告に対する大審院の判決が出され、数日後には、幸徳秋水らの処刑が速やかに執り行われた。この動向を受けて、同年同月25日、衆議院予算委員会において、大逆事件に対する内閣の所信について質疑が行われた。

その際、桂太郎総理大臣は、「有史以来未曾有の危険思想が、大和民族中に浸染せるは驚くべき事にして、上陛下に対して下国民に対し恐懼に堪えず」(桂, 1911, p. 33)と述べ、危険思想の蔓延防止のために、印刷物の取り締まりを厳格化し、海外の情勢に注視しながら再起を防止すべきとの意向を述べている。また、平田内務大臣は、「今や社会の変遷に遭遇し、経済界思想界の急激なる時に当たり、斯る思想の発生に対して予め之を防止し、国民の風教を維持し国体の尊厳を保つが為に、社会の破壊者に対し正当防衛の策を講ずるは、国家の急務なり」(平田, 1911, p. 33)として、教育方策の充実による恒心の養成を訴えている。

一方で、小松原英太郎文部大臣(以下「小松原」と略す)も、同年同月の衆議院予算委員会において、大逆事件への見解を求める質疑に対して、以下のように答えている。

「文教の責任に当る本大臣は、最恐懼に堪えず、国民の思想を健全に発達せしむるは文部の任なるを以て、毎に茲に留意し学生及び一般青年の思想の向う所を察し、之が健全なる発達に関しては、一日と雖も怠れる事なし、第一に一般国民をして、教育勅語の主旨を了解せしむるは至要の事と信ず、猶学校教員をして国民道德の観念を持せしむる事に注意し、今回の事件発生以来、訓示を發し、教授要目を改正し、教育勅語の精神普

及に努力し居れり，併し学校教育以外社会教育を全うする要あるを以て，文芸の改良，若くは補習教育等施設すべきもの多々あるを信ず。」（小松原，1911，p. 33）

小松原は，大逆事件への対応策として，国民思想の健全化を図るために学校教育の面で種々の措置を取るとともに，「学校教育以外社会教育を全うする要」があるとしている。これに関連して，小松原は大逆事件後に，刻下の急務として以下の3項を内閣に提出している。

- 第1 速に小学校教員中の無資格者を廃止し，代うるに完全なる資格を有する者を以てし，且師範教育に改善を加えて良教員を養成すると同時に小学校教員優遇の途を開くこと
- 第2 実業補習教育及低度の職業教育を奨励し普及せしむること
- 第3 社会教育を奨励し之が興隆を図ること

（小松原，1924，pp. 111-115）

以上の3項からは，小松原が大逆事件を契機とする危険思想の蔓延を防止するために，職業教育や社会教育の奨励を企図したことが窺える。

こうした経緯から，明治44（1911）年5月に文部省内に「通俗教育調査委員会」が設置された。文部省は，通俗教育に関する調査研究の実施とともに，その活動の根拠となる専門委員会を設置することで，本格的に通俗教育に対する行政的管理に乗り出した。

文部大臣官房文書課（1912）によれば，通俗教育調査委員会の活動目的は，「通俗教育に関する事項を調査審議」（文部大臣官房文書課，1912，p. 117）することとされている。委員長は文部次官が担い，委員は，帝国大学校長や高等師範学校長，文部省・内務省の官吏，帝国議会議員，帝国教育会役員等によって構成された。活動としては，通俗教育に関する講演や，通俗図書，幻燈，活動写真に関する事業の調査・施策の検討が行われた。通俗教育調査委員会の任命権者であった小松原は，通俗教育委員会設置の理由について以下のように述べている。

「社会教育（或は通俗教育）を盛にし社会の風紀を廓清し努めて醇良なる国民的精神を涵養するは亦一般青年に対する不健全なる思想の誘惑感染を防ぐ最有效の手段方法な

りとす、限今社会の風紀を壊敗し青年の子女をして自然主義に流れ社会主義に心酔するに至らしむるものは其原因種々ありと雖も其害不全なる読物より太甚だしきはなし」(小松原, 1924, pp. 113-114)

「劇場寄席の興業物活動写真等の如き社会の風教に至大の関係を有するものを健全ならしむることは社会教育上亦必要なる事項の一に属す。以て文芸院を設置するか又は文部省に文芸委員会及通俗教育委員会等を設置し…(中略)…健全なる国民的精神を涵養するに努むるは今日腐敗墮落に傾き動もすれば危険なる思想に感染せんとする青年社会の状態を匡救するに於て寔に国家の一大急務なりと信ず。」(小松原, 1924, p. 114)

通俗教育調査委員会の設置の狙いは、まさに大逆事件を背景とした「社会主義」思想等の危険思想の排除にあり、それらの思想が、「不全なる読物」や「劇場寄席」等を通して、特に一般青年を誘惑し感化することを未然に防止する点に眼目が置かれていた。

これまで述べてきたように、この時期は、危険思想の台頭を象徴とする社会の変動期を迎え、国民の風教を維持し国体の尊厳を保つことが、国家の重大な関心事となっていた。それは、「教育勅語」に基づく国民道德の強化、国民思想の健全な発達を、学校教育のみならず、通俗教育においても積極的に推し進めていくことの必要性を顕在させることになった。こうした一連の動向からも、大逆事件に代表される青年の思想的墮落や風紀の荒廃は、通俗教育調査委員会の設置によって、国家にとっての一大急務と判断されたものであったといえよう。

以上のように、小松原を中心とした文部省は、大逆事件を契機として、通俗教育の奨励に積極的かつ具体的な措置を取り始めた。

第2項 文部省における通俗・社会教育行政の組織化

通俗教育調査委員会の設置以後、文部省における通俗・社会教育行政の組織化はどのような経過を辿っていったのであろうか。以下では、その経過について、概要を捉えておきたい。

まず、明治44(1911)年に設置された通俗教育調査委員会は、様々なイデオロギーや通俗教育観を抱いた委員によって構成されていたため、委員会の意思統一に困難をきたして

いた。そのため、2年ほど経つと、実行機関としての機能はほとんど持たなくなり、単に議論の場としての性格が強くなってしまっていたという（宮坂，1968）。こうした状況から、大正2年（1913）年に、通俗教育調査委員会は第一次山本内閣の行政整理に伴って廃止された。

その4年後、大正6（1917）年に岡田良平文部大臣の下、種々の教育政策について審議するための審議機関として「臨時教育会議」^{注17}が設置された。臨時教育会議では、通俗教育に関する事項についても審議され、大正7（1918）年に「通俗教育に関し改善を施すべきものなきか若し之ありとせば其の要点及方法如何」（臨時教育会議，1919，p. 154）との諮問が打ち出された。この諮問に対する答申は11項目^{注18}からなっているが、特に通俗教育行政の整備・確立に関連のある事項は、第2項の「通俗教育に関する施設の計画及び実行の任に当る為文部省に主任官を置くこと」（臨時教育会議，1919，p. 155）と、第3項の「地方団体及教育会其の他の公益団体の協力を促し可成各地方にも通俗教育に関する主任者を置くかむること」（臨時教育会議，1919，p. 155）である。

上記の答申を受けて、大正8（1919）年に文部省に「通俗教育主任官」が置かれ、同年6月には、文部省に「普通学務局第4課」（以下「第4課」と略す）が新設された。第4課の管掌事項は、①通俗教育、②図書館・博物館、③盲啞特殊教育、④青年団、⑤教育会に関する事務であり、課長には乗杉嘉壽が就任した。第4課は、臨時教育会議の答申に基づいて「社会教育調査室」を設置し、通俗・社会教育の調査・研究にあたった。

続いて、大正10（1921）年には、先述したように文部省分課規程を一部改正し、通俗教育を公式に「社会教育」へと改めた。「通俗教育」と「社会教育」はほとんど同意であるが故に、それまで、社会的にも行政文書上にも整理されずに使用され続けていた。文部省が官制上で公式に「社会教育」に改めることで、以後、広く社会と関連づけて教育が行われるべきことを意味する「社会教育」という用語が用いられるようになった（松田，2004）。

その後、大正13（1924）年に文部省は、課の番号制を廃止し、第4課は「普通学務局社会教育課」（以下「社会教育課」と略す）となった。社会教育課の管掌事項は、①図書館・博物館、②青少年団体・処女会、③成人教育、④特殊教育、⑤民衆娯楽、⑥通俗図書認定、⑦其の他の社会教育関係事項の7項目となった。新たに「成人教育」と「民衆娯楽」が管掌事項とされたのは、同時期における成人の学習・文化要求の高まりと余暇の善用に対応したものであった。

一方で、こうした国家レベルの動向に対して、道府県行政レベルではどのように通俗・社

会教育行政が整備されていったのだろうか。以下では、第3章で具体的事例として取り上げる東京府の状況について確認しておきたい。

まず、東京府では、通俗・社会教育行政が整備される以前から、東京府教育会や各郡市教育会等によって通俗教育が展開されていた。例えば、明治21(1888)年に設立された東京府教育会は、発足直後の時期から、通俗教育の一環として講演会や幻燈会など、様々な活動を展開した。その後、明治44(1911)年には、社会風況の改善と進歩を企図として「通俗教育部」を設置し、これによって、「盛んに通俗教育の普及拡張を計る」(東京都教育会, 1944, p. 182) ことができたという。また、明治33(1900)年に発足した東京市教育会も、通俗教育施設・事業の計画化を推進するなど、活発な動きを見せた(東京都教育会, 1944)。このような動向に呼応して、東京府行政もまた、明治39(1906)年の「通俗教育奨励に関する通牒」の発令をはじめ、明治44(1911)年には、東京府教育会や西多摩郡教育会に対して補助金を交付するなど、積極的に支援・奨励を図っていった(東京府, 1937)。

そして、東京府総務部(1939)の報告によれば、東京府における通俗・社会教育行政成立の嚆矢は、大正8(1919)年の社会教育専任主事の設置である。社会教育専任主事は、青年団のみならず、広く青少年教育の事務を役割として、内務部学務兵事課の視學員1名が任に当たった。

続いて、初めて東京府に社会教育に関する予算が計上されたのは、大正10(1921)年のことである。このことによって、東京府の社会教育行政は「徐々に発展の色を見せて来た」(東京府, 1941, p. 6) という。

その後、大正14(1925)年12月、勅令第324号を以て地方社会教育職員制が公布され、翌大正15(1926)年に社会教育主事が、組織改組によって新たに発足した学務部学務課に置かれた。このことを契機として、社会教育行政は「やや形態を整え、各種講習会、講演会の開催は勿論、…(中略)…其の外青年団体育会の開催等其の事務亦頗る多忙を極めることになった」(東京府, 1941, p. 6) という。このように、東京府の通俗・社会教育行政の整備は、大正後期以降に進展を見せた。

以上のように、東京府では、特に明治後期以後、東京府教育会や各郡市教育会が主体となって盛んに通俗教育が展開され、それらは未整備の通俗・社会教育行政を補完・代位する働きを果たした。これら一連の動向は、その後の東京府の社会教育行政の整備につながる端的な動きとして捉えることができる(松田, 2004)。すなわち、大正後期以降に見られる社会教育行政の組織化が、實際上、地方においてその準備が先行的になされていたのであり、

そうした基盤が形成されていたからこそ、その後の社会教育行政の急速な組織化も可能となったといえよう。

このように、大正期には、国家レベルおよび道府県行政レベルの両面において、通俗・社会教育行政が徐々に整備されるようになった。

第3項 文部省による青年団体の奨励

それでは、前項までに示した通俗・社会教育行政の組織化の動向を踏まえた上で、次に、文部省はそうした動向の中で青年団体に対する指導・介入をどのように進めていったのか、以下に検討していきたい。

まず、明治38（1905）年8月、文部省は帝国教育会主催の第5回全国連合教育会において、「補習教育の普及発達を図るに於て最も簡易にして有効なる方法如何」という諮問を行い、この諮問に対する答申は、「青年団体の指導善用にあり」とされた。これにより、文部省は青年団体の指導に乗り出していくことを方針として固めることとなったが、この答申が決定される陰には、山本の意見が強く働いたと言われている（熊谷，1942）。

具体的には、山本（1933）の回顧によれば、山本は、広島県教育会会長の勇断により、第5回全国連合教育会において青年団体の状況と今後のあり方について、演説をする機会を得たという。その際、山本は、文部当局に対して、以下のように進言をしている。

「此等団体は実に地方に於ける中心に位するものにして、此等団体を外にしては決して地方風俗の事を談ず可からずなり…（中略）…必ずや地方教育者を始め識者先輩の共同協力に待たざるべからざると同時に、尚進んで在上当局者の監督奨励に待つ所大なるものなかるべからざるなり」（山本，1933，pp. 67-68）

このように山本は、青年団体の有用性について進言をした。文部省は、この山本の進言を契機として（熊谷，1942）、同年10月に省内に「通俗教育に関する調査委員会」を設けることになったという。通俗教育に関する調査委員会は、内務・文部両省より地方長官に命じて地方青年団体の状況を調査し、さらには地方当局者の意見を徴し、これを参考にして指導改良の方法を講ずべき旨を建議した。そして、文部省は、同年12月、青年団体を誘掖指導すべきことを地方長官宛に通牒した（表1-4）。このような一連の経緯によって、文部省に

よる青年団体政策が開始された。

ただし、明治45（1912）年2月の帝国議会貴族院予算委員会において、長谷場純孝文部大臣が、「青年団と云うものは、内務大臣が大体の事は取締を致して、そうして教育の事、其他の事に付きましては又文部省の方に利益ありと認めるものは調査の結果、それを或はそれに利用すると云うのは語弊がありましようが、授けることがあります」（帝国議会貴族院，1912）と述べているように、この時点では、青年団体指導の主導権を内務省に握られていたことがわかる。

さらに、青年団体政策に対する文部省の態度を問う質疑に対して、文部省の田所美治政府委員（以下「田所」と略す）は、「文部省に於きましても段々此青年団指導改善ということをやって行かなければならぬと云う考えで…（中略）…調査を始めて居りますが、まだ調査の結果どう云うことをやると云うまでの決定は今日では見て居りませぬような有様であります」（帝国議会貴族院，1912）と弁明している。このように、明治40年代の文部省は、地方改良運動を通して青年団体に対する積極的な指導を展開していた内務省に、大きく立ち遅れた状態であったといえよう。

しかし、文部省からすれば、内務省による青年団体の「事業団体化」の推進には、疑問を抱かざるを得なかったようである。文部省視学官の針塚長太郎は、「道普請をするとか、共同で山に植林するというような、目に見える仕事には力を協してやりますが、精神的に青年を導いて向上心を発展せしむるといものが欠けて居る。…（中略）…青年会を能く導いて行くには青年会で成立って居る補習教育が必要であると思う。」（針塚，1909，pp. 46-47）として、内務省の青年団体政策に対する姿勢を批判している。

一方で、小松原は、「青年団体が教育と結付いて、補習教育をやるという事は、間違いのない遣方である。健全で手堅い発達を遂げしめるには、此遣方が一番良いと思う」（小松原，1910，p. 4）と述べており、田所もまた、「教育の部面から見まして、折角地方の青年団がございますから、これが能く活動して行けば頗る町村の事業あたりと相須って教育の方面に付いて進歩を促すことが出来ようと考えます」（帝国議会貴族院，1912）と述べている。このことから、文部省の青年団体の組織化をめぐる基本方針は内務省とは異なり、主に補習教育等の教育的観点から関心を寄せていたことが窺える。しかし、文部省による青年団体への関心は、単に壮丁準備教育のためにのみ必要とされたわけではなかった。

先述したように、明治43（1910）年にわが国で初めてとなる全国青年大会が開催された。その際に協議された「青年団規十二則」（表1-5）では、はじめに「一．教育勅語竝に戊申詔

書の御趣旨を奉体すべきこと」，続いて「一．忠君愛国の精神を養うべきこと」が挙げられている．こうした例に代表されるように，明治40年代以降は，活動の目的として，「教育勅語戊申詔書の御趣旨を奉戴」することを掲げる青年団体が極めて多くなっており，青年団体は，青年に対する国民教育の機関としても期待され始めた．

以上までに述べてきたように，大逆事件等に象徴される天皇制・国家主義思想の動揺など，国民の意識と行動をめぐる状況の変化は，極めて憂慮すべき事態として国家に受け止められた．こうした状況を背景に，文部省は明治44（1911）年5月に通俗教育調査委員会を設置し，青年に関する教育指導の大綱を本格的に調査，審議していくことになった．こうして，青年団体は，文部省の政策の範疇においては，青年に対する国民教育のための機関として位置づけられるようになったといえよう．

表 1-4 通牒「青年団に関する件」

青年団に関する件 明治 38 年 12 月 文部省普通学務局長通牒

近来各地方に於て風儀の矯正，智徳の啓発，体格の改良其他各種公益事業の幫助等を目的とする青年団体の設置を見るに至れるは通俗教育上に於ても其の効果尠からざることと存候處向後益々是等団体を誘掖指導して一層有効のものたらしむると同時に其設なき地方に対しては之を設置せしむる等十分御奨励相成候様致度尚旧来の慣例に依る若連中等の青年団体に對し適宜指導を加えるに於ては容易に通俗教育上著大の効果を収め得べき儀と存候に付御奨励に際しては特に此点にも御注意相成候様致度依命此段及通牒候也

追て青年団体奨励に關し従来施設せられ其の効果著しきもの有之候は此際御報告相成度又将来施設相成候上は其の効果等に付き時々御報告相成度此段申進候也

(「青年団に関する件」(文部省, 1905) より作成)

表 1-5 「青年団規十二則」

-
-
1. 教育勅語竝に戊申詔書の御趣旨を奉体すべきこと
 1. 忠君愛国の精神を養うべきこと
 1. 国体を重んじ祖先を尊ぶべきこと
 1. 克く父母に事へ一家の和合を図り身を修め家を興すこと
 1. 常に自治団体の一員たるを忘れることなく先輩を敬い隣保を愛し郷里の為に力を尽すべきこと
 1. 業を励み産を治め国力の増進を心懸くべきこと
 1. 職業に必要な知識技能を補習して世の進歩に後れざらんことに心懸くべきこと
 1. 心身を鍛錬し勤労を愛するの習慣を養うべきこと
 1. 互に善行を励み風紀を正しう善良なる郷風を作ることに心懸くべきこと
 1. 質素にして分度を守り進んで公益を広め慈善を行うべきこと
 1. 一致協力の習慣を作り公共の為め有益なる事業を起さんことに心懸くべきこと
 1. 公衆衛生を重んじ各自の健康を保たんことに注意すべきこと
-
-

(「大日本青年団史」(熊谷, 1942, pp. 104-105) より作成)

第4節 本章のまとめ

本章では、予備的考察として、明治期における青年の社会的な位置づけを検討し、さらに青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動と、文部省の社会教育事業の展開の概要について明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、明治期に「青年」が国家的な意図を伴って浮上してくる歴史的動向を検討し（第1節）、次に、内務省の地方改良運動の展開状況について、同時期の社会背景や課題等との関連から検討した（第2節）。そして、同時期に文部省が展開した社会教育行政について、社会教育行政の確立までの状況を概観した（第3節）。

予備的考察としての大要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 「青年」は、明治20年頃から「若者」を示す言葉として用いられるようになり、その後、徳富蘇峰によって平民社会を実現するための「社会改革の担い手」、「国家の継承者」として位置づけられた。しかし、日清戦後には、山本瀧之助によって『田舎青年』（1896）が刊行され、徳富蘇峰のいう「文明的」で「都会的」な青年だけではなく、「田舎青年」も「国家の継承者」であることが提起された。「田舎青年」の提起は、国家基盤としての地方経営を担う主体のあり方を示しており、日露戦後の青年団の官製化の際に対象とされた青年像のモデルとして捉えることができる。
- 2) 日清・日露戦争に勝利した日本は、帝国主義国家の構築へと邁進し、来るべく次代の戦争を強力に突き動かす国内基盤の整備を課題とした。こうした社会状況を背景に、内務省の主導によって「地方改良運動」が推進されていった。地方改良運動では、「地方自治」の実現に向け、市町村民に対する「公共心」、「共同心」の涵養が求められた。その際、特に、従来から蔑ろにされてきた在村の青年を対象にした教化が課題とされ、青年団体は有力な教化団体として重点的に推進されていくことになった。
- 3) 文部省は、明治44（1911）年に起きた大逆事件を契機に、「通俗教育調査委員会」を設置した。大逆事件に代表される青年の思想的墮落や風紀の荒廃は、文部省にとって刻下の急務とされ、文部省は、国民思想健全化のために通俗・社会教育の整備・確立に積極的かつ具体的な措置を取り始めた。

- 4) 東京府では、特に明治後期以後、東京府教育会や各郡市教育会が主体となって盛んに社会教育が展開され、それらは未整備の社会教育行政を補完・代位する働きを果たした。これら一連の動向は、その後の東京府の社会教育行政の整備につながる端緒的な動きとして捉えることができる。

以上、本章では明治期における青年の社会的な位置づけと、青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動、文部省の社会教育事業の展開の概要について明らかにした。

第1章 注釈

注1) 基督教青年会 (Young Men's Association) は、宗教的奉仕精神を基本にし、青年の人格の向上を志向する協会として、天保 15 (1844) 年に G.Williams によって、イギリスのロンドンで結成され、その後、世界中へと広がっていった。わが国では、明治 13 (1880) 年に神田乃武がアメリカからの帰朝談の中で紹介し、小崎弘道や植村正久らによって東京基督教青年会が結成されたのが始まりとされている (YMCA 史学会編集委員会, 2003)。

注2) 小崎弘道 (1856-1938) は、明治・大正期のキリスト教教師である。安政 3 (1856) 年に熊本藩士の子として生まれ、明治 4 (1871) 年に新設の熊本洋学校に入学し、教師 L.L.Janes により受洗した。明治 12 (1879) 年に同志社英学校を卒業後、東京の京橋に新肴町教会を設立して牧師となった。翌明治 13 (1880) 年には植村正久らと日本最初の基督教青年会を創立して会長となり、機関誌『六合雑誌』を刊行した。また、大正 2 (1913) 年から大正 11 (1922) 年までは、日本基督教会同盟の会長を務めるなど、わが国におけるキリスト教布教の中心的指導者として活躍した。

注3) 徳富蘇峰 (1863-1957) は、明治・大正・昭和期に活躍したジャーナリスト、歴史家である。文久 3 (1863) 年に肥後国上益城郡益城町に生まれた。本名は猪一郎であり、『新日本之青年』は、猪一郎名義で発行された。徳富は、漢学塾で学んだのち、明治 8 (1875) 年に熊本洋学校に入学し、翌明治 9 (1876) 年に熊本バンドに参加した。明治 9 (1876) 年には、同志社英学校に入学し、同年 12 月に新島襄によって受洗された。新聞記者になることを希求し、明治 13 (1880) 年に同校を退学して上京したものの、その志を果たすことができずに帰郷した。明治 15 (1882) 年 3 月には、大江村の自宅に「大江義塾」を開校し、明治 19 (1886) 年 9 月に閉鎖するまで、英学・歴史学・経済学・政治学等を担当して、青年の教育に努めた。明治 20 (1887) 年に民友社を設立し、雑誌『国民之友』(1887)、『国民新聞』(1990) の創刊以後、明治・大正・昭和の 3 代にわたるオピニオンリーダーとして活躍した。この間、日清戦争後の三国干渉を契機として国家主義の立場を明確にし、従来の平民主義からの変節を果たしたとされる。

注4) 山本瀧之助(1873-1931)は、広島県沼隈郡草深村出身で、明治19(1886)年に小学校卒業後、中学校進学を志すものの断念し、明治21(1888)年役場雇、明治22(1889)年に沼隈郡第14尋常小学校雇となる。明治29(1896)年に『田舎青年』を自費出版した後は、内務省の嘱託委員等を歴任して、青年団の全国組織の整備に尽力した。日本青年館の建設や、大日本連合青年団の結成に道を開いたことから、「青年団の父」と称された。

注5) 日露戦争の戦費調達に伴う増税と経費縮減の状況は、以下の表1-6、1-7から詳しく知ることができる。

表1-6 日露戦争前後の時期における国税および道府県税の税収

(単位：千円；括弧内は指数を示している)

会計年度	国税	道府県税
明治35(1902)年	131,085(100)	44,794(100)
明治36(1903)年	146,163(111.5)	44,970(100.3)
明治37(1904)年	194,363(148.2)	35,964(80.2)
明治38(1905)年	251,275(191.6)	36,710(81.9)

(「明治大正財政詳覧」(東洋経済新報社、1926)より作成)

表1-7 日露戦争前後の時期における地方歳出費目別

(単位：千円；括弧内は指数を示している)

会計年度	教育費	土木費	役所及役場費	衛生費
明治35(1902)年	43,611(100)	32,617(100)	18,668(100)	8,473(100)
明治36(1903)年	44,705(102.5)	36,300(111.2)	19,671(105.3)	6,892(81.3)
明治37(1904)年	34,515(79.1)	21,137(64.8)	18,805(100.7)	5,173(61.0)
明治38(1905)年	36,946(84.7)	21,852(66.9)	19,196(102.8)	6,691(78.9)

警察費	勸業費	財産蓄積費	公債費	歳出総費
9,707(100)	4,463(100)	586(100)	14,073(100)	158,757(100)
9,875(101.7)	5,252(117.6)	532(90.7)	14,704(104.4)	164,605(103.6)
9,954(102.5)	4,436(99.3)	2,942(502.0)	15,299(108.7)	132,025(83.1)
10,177(104.8)	4,938(111.6)	3,330(568.2)	10,261(72.9)	135,719(85.4)

(「明治大正財政詳覧」(東洋経済新報社、1926)より作成)

注6)「戊申詔書」は、単なる「詔書」であるため、換発時に「戊申詔書」という名称は付されていなかった。公的な意味において「戊申詔書」と呼称されるようになったのは、明治41(1908)年11月6日に、内務省の床次竹次郎地方局長から各府県知事宛に発令された地発第156号通牒以降のことであった(窪田, 1989)。「戊申詔書」とは、換発された年の干支の「戊申(つちのえさる)」にちなんでつけられた名称であり、内務行政を通じて全国に通達され、広く一般に公用語として定着していったとされる。

注7)「教育勅語」は、明治23(1890)年10月39日に換発された、わが国の教育の基本方針を示した明治天皇の勅語である。公式な文書上では、「教育に関する勅語」と称された。忠君愛国を国民道徳として強調するなど、天皇制を支える精神的・道徳的支柱とされた。

注8)報徳会は、明治45(1912)年に「中央報徳会」と改称しているが、本研究では特に断りのない限り、「報徳会」というように表記を統一する。

注9)報徳会(1906b)によれば、報徳会は「評議員」と若干名の「書記」によって構成されている。評議員は、明治42(1909)年時に79名、大正4(1915)年時に103名というように大多数で構成されていたため、表1-8には、報徳会の設立に関わるなどして、組織運営の中心を担ったメンバーを抜粋して示した。なお、所属・役職は、報徳会設立時点(1906)のものを示した。

表1-8 報徳会評議員(一部抜粋)

氏名	所属・役職
一木 喜徳郎	内務次官
井上 友一	内務省地方局府県課長
岡田 良平	貴族院議員・文部官僚
久米 金彌	農商務省山林局長
桑田 熊蔵	貴族院議員
清野 長太郎	内務省地方局町村課長
田村 武治	日本精製糖会社長
留岡 幸助	内務省地方局囑託
中川 望	内務省地方局書記官
早川 千吉郎	三井銀行常務取締役

(「本会評議員及家庭部評議員」(報徳会, 1909)より作成)

注 10) 「報徳思想」については、第2章第1節において詳述する。

注 11) 「報徳主義思想」については、第2章第1節において詳述する。

注 12) 若者集団から青年会・青年団への変遷過程は様々見られるため、青年会や青年団等の名称がいつ頃から用いられ始めたか、またいつ頃まで使われていたかを画一的にいうことはできない。しかし、これまでの研究によれば、全国的な傾向として、大正4(1915)年の第一次訓令発令以降、「青年会」という呼称が「青年団」へと変わっていったことが指摘されている(田中, 1988)。そのため、本研究では、特に断りのない限り、青年団の前身である青年会等の団体を「青年団体」と総称し、第一次訓令発令以降は「青年団」という表記を用いる。

注 13) 熊谷(1942)によれば、『時局の地方経営と内務大臣巡視談』は、青年団体について、国家が初めて発表した文書であるとされる。

注 14) 宮原(1990)によれば、「社会教育」という用語は、主として学校外の教育活動を示す用語として明治期より存在していたが、一般に用いられるようになったのは大正中期以降であり、それ以前は、「通俗教育」と呼ばれていたという。

注 15) 教育会は、教師や教育関係者を中心とした民間の教育団体である。明治期から昭和戦前期にかけて全国に普及した。府県郡市町村単位の教育会のほか、帝国教育会のような全国組織も作られた。教師の研修や研究、通俗・社会教育など、幅広い活動を展開した。

注 16) 大逆事件とは、明治43(1910)年に、明治天皇暗殺を計画したとの容疑で多数の社会主義者、無政府主義者が逮捕・処刑された事件である。宮下太吉ら4人が、爆発物取締罰則違反で検挙されたのを嚆矢に、その後、全国で数百名が検挙され、26名が大逆罪で起訴された。

注 17) 臨時教育会議は、第一次世界大戦下における欧米諸国の教育競争を直接の契機とし、第一次世界大戦後における日本の国際的地位の向上と、国内外における社会・思想問題に対して、国体の精華の宣揚を期するために設置された。寺内正毅総理大臣のもと、総裁に平田東助、副総裁に久保田譲を据え、36名の委員、4名の幹事から構成された。会議に対する諮詢は、「小学教育」、「高等普通教育」、「大学教育および専門教育」、「師範教育」、「視学制度」、「女子教育」、「実業教育」、「通俗教育」、「学位制度」の9項目であった。臨時教育会議は、これら9項目に関する答申が終了した後、大正8(1919)年5月23日に廃止され、実行についての細案を議するために臨時教育委員会が設置された。

注 18) 臨時教育会議における通俗教育に関する答申の詳細は、以下のとおりである（臨時教育会議，1919，pp. 154-156）。

1. 朝野関係各方面の連絡を保ちて通俗教育に関する事項を審議する為文部省に調査会を設置すること
2. 通俗教育に関する施設の計画実行の任に当る為文部省に主任官を置くこと
3. 地方団体及教育会其の他の公益団体の協力を促し可成各地方にも通俗教育に関する主任官を置かしむること
4. 通俗教育の事に当るべき者を養成する為相当の施設を為すこと
5. 善良なる読物等の供給を豊にする為積極的施設を為し併せて出版物の取締に関し一層の注意を加えること
6. 通俗図書館博物館等の発達を促し之に備付くべき図書及陳列品に関し必要なる注意を怠らざること
7. 通俗講演会を奨励し一層適切ならしむること
8. 活動写真其の他の興行物の取締に関し全国に及ぼすべき準則を設けること
9. 健全なる和洋の音楽を奨励し殊に俗謡の改善を図ること
10. 劇場寄席等の改善を図ること
11. 学校外に於ける体育上の施設を改善し其の普及を図ると共に競技に伴う弊害を除くこと

第1章 引用参考文献

- 不破和彦（1977）日露戦後における農村振興と農民教化：福島県南会津郡旧伊北村の地方改良運動．研究年報，25：127-163.
- 不破和彦（1990）近代日本の国家と青年教育．学文社.
- 原敬（1906）地方自治と青年団体．内務省.
- 原敬（1908）自治体と地方各団体との連絡．斯民，3（2）：73.
- 針塚長太郎（1909）報徳と農業教育．斯民，4（9）：42-49.
- 平田東助（1908）平田内務大臣訓示．大霞会編 内務省史第4巻．原書房，pp. 356-359.
- 平田東助（1909）平田内務大臣演示．大霞会編 内務省史第4巻．原書房，pp. 359-363.
- 平田東助（1911）時事学報 内務大臣答．教育時論，929：33.
- 北海道庁地方課編（1915）地方改良事業講演集．北海道庁地方課.
- 報徳会（1906a）開刊の辞．斯民，1（1）：1-4.
- 報徳会（1906b）報徳会則大綱．報徳会.
- 報徳会（1909）本会評議員及家庭部評議員．斯民，4（12）：4-5.
- 一木喜徳郎（1920）創刊15年に際りて．斯民，15（4）：8-9.
- 石田雄（1954）明治政治思想史研究．未来社.
- 鹿野政直（1964）明治後期における国民組織化の過程．史観，69：18-46.
- 桂太郎（1908）詔書．官報，7592：343.
- 桂太郎（1911）時事学報 総理大臣答．教育時論，929：33.
- 小松原英太郎（1910）青年団体は一国道義の中枢也．斯民，5（2）：3-6.
- 小松原英太郎（1911）時事学報 文部大臣答．教育時論，929：33.
- 小松原英太郎（1924）自叙経歴一般．木下憲編 小松原英太郎君事略 木下憲，pp. 23-141.
- 窪田祥宏（1989）戊申詔書の発布と奉体．教育学雑誌，23：1-15.
- 熊谷辰治郎（1942）大日本青年団史．日本青年館.
- 国立教育研究所（1974）日本近代教育百年史 第7巻 社会教育1．国立教育研究所.
- 熊本県天草郡役所（1910）第2回地方改良事業講習会報導書．熊本県天草郡役所.
- 倉内史郎（1961）明治末期社会教育観の研究：通俗教育調査委員会成立期．野間教育研究所.
- 松田武雄（2004）近代日本社会教育の成立．九州大学出版会.

- 宮地正人（1973）日露戦後政治史の研究：帝国主義形成期の都市と農村．東京大学出版会．
- 宮原誠一（1990）社会教育論．国土社．
- 宮坂広作（1968）近代日本社会教育史の研究．法政大学出版局．
- 文部大臣官房文書課（1912）教育法規 明治 44 年 11 月現行．国定教科書共同販売所．
- 文部省（1886）各省官制通則・文部省：明治 19 年 2 月 27 日勅令第 2 号．教育報知社編 教育法令．教育報知社，pp. 1-4.
- 文部省（1887）文部省官制中改正：明治 20 年 10 月 4 日勅令第 50 号．官報，1282：1-2.
- 文部省（1898）文部省分課規程改正：明治 31 年 11 月 1 日．官報，4603：9.
- 文部省（1900）文部省分課規程改正：明治 33 年 4 月 4 日．官報，5023：34-35.
- 文部省（1905）青年団に関する件．男女青少年団に関する訓令・通牒，文部省社会教育局，pp. 1-2.
- 文部省（1906）通俗教育奨励に関する通牒．官報，6792：11.
- 文部省（1921）文部省官制中改正：大正 10 年 6 月 22 日．官報，2668：1.
- 文部省普通学務局（1905）戦時地方に於ける教育上の経営．文部省．
- 内務省（1905）地方青年団向上發達に関する件．男女青少年団に関する訓令・通牒，文部省社会教育局，p. 1.
- 内務省（1906）増補地方自治の指針．内務省．
- 内務省地方局編（1911）地方経営小鑑．報徳会．
- 大江志乃夫（1974）国民教育と軍隊．新日本出版．
- 岡和田常忠（1967）青年論と世代論：明治期におけるその政治的特質．思想，514：37-57.
- 大島美津子（1959）明治末期における地方行政の展開：地方改良運動．東洋文化研究所紀要，19：79-126.
- 植手通有（1974）解題．植手通有編 徳富蘇峰集．筑摩書房，pp. 354-406.
- 臨時教育会議（1919）臨時教育会議要覧．文部省．
- 大霞会編（1971）内務省史第 2 卷．原書房．
- 田中治彦（1988）学校外教育論．学陽書房．
- 多仁照廣（2003）青年の世紀．同成社．
- 帝国議會貴族院（1912）第 28 回帝国議會貴族院予算委員會第 3 分科会（内務省・文部省）議事速記録第 5 号．明治 45 年 2 月 28 日
- 徳富猪一郎（1885）第十九世紀日本ノ青年及其教育．徳富猪一郎．

- 徳富猪一郎（1887）新日本之青年．民友社．
- 留岡幸助（1914）報徳会の使命．斯民，8（10）：38-41．
- 東京府（1937）東京府史 行政編．東京府．
- 東京府（1941）社会教育要覧．東京府．
- 東京府総務部（1939）東京府勢概要．東京府総務部調査課．
- 東京都教育会（1944）東京都教育会六拾年史．東京都教育会．
- 東洋経済新報社（1926）明治大正財政詳覧．東洋経済新報社．
- 山本瀧之助（1896）田舎青年．山本瀧之助．
- 山本瀧之助（1933）青年団物語．山本高三．
- YMCA 史学会編集委員会編（2003）新編日本 YMCA 史：日本 YMCA 同盟結成 100 周年記念出版．日本キリスト教青年会同盟．
- 和崎光太郎（2010）近代日本における「青年期」概念の成立：「立志の青年」から「学生青年」へ．人間・環境学，19，35-46．
- 和田守（1973）若き蘇峰の思想形成と平民主義の特質：政治思想史的考察．思想，585：68-92．

第2章

第2章 国家行政における青年団の体育・スポーツの位置づけ

第2章では、青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が、青年団の重要な活動として位置づけられた経緯と意図について明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、地方改良運動を主導し、大正期の青年団の官製化に関与した報徳会の体育観について、地方改良運動との関連から明らかにする（第1節）。次に、陸軍省の田中義一による青年団の体育奨励に対する軍事的要求を明らかにする（第2節）。そして、青年団への体育奨励をめぐる、内務省・文部省と陸軍省の関係性と、青年団の体育奨励の契機となった訓令・通牒の内容について明らかにする（第3節）。最後に、青年団の体育奨励に関する国家の意図が、実際の政策実施者である道府県行政にどのように伝えられたのか、地方長官会議における指示事項から明らかにする（第4節）。

第1節 内務省の報徳会による青年教育と体育

第1項 報徳会が唱導した「報徳主義思想」の論理

報徳思想とは、二宮尊徳（以下「二宮」と略す）^{注1)}が創始・唱導した、農民の生活様式に関する教説である。報徳思想の特徴は、農村の荒廃を救い、貢租の基礎を確立する途として、農業の合理化と経済倫理を統合して説いた点にあった。二宮は、古くから日本にある神道、仏教、儒教を咀嚼し、封建体制を絶対化する農村の支配的状況を批判した上で、自らの体験とともに報徳思想を生み出した。

二宮の高弟であった富田高慶^{注2)}（1856）によれば、報徳思想は、「第一、至誠を以て本と為し、第二、勤労を以て主と為し、第三、分度を立てるを以て体と為し、第四、推譲を以て用と為す」（富田、1856、p. 4）という4綱領から構成される。まず、「至誠」とは、真心を持って事に当たり、誠実な心を育んでいくことであり、「勤労」とは、慎ましく労働に励みつつ、労働を通して知恵を磨き、自己を向上させることである。また、「分度」とは自己の収入に対して支出を定額に定めること、「推譲」とは「分度」によって生まれた余財を将来の自己や子孫、村や地域・国のために譲ることと理解される。

このように、二宮が唱導した報徳思想とは、禁欲的な生活倫理で自己規律を確立し、生産活動を中心とした日常的な営為を通して、各自の生活と農村社会全体の改良を図っていかうとするものであった。二宮は、荒村の困窮を勤儉によって克服しながら分を弁え、安定した生活を保つために互いに財を譲ることで、荒村の復興を目指した。報徳思想は、近世末期の荒村を更生させるイデオロギーとして形成された農民思想（鹿野、1967）であり、近世後期の領主たちは行政財改革の一環として報徳思想を導入し、自力復興のための運動として実践した。このような報徳思想は、二宮の死後も弟子たちによって広められ、とりわけ、遠江国の掛川藩の庇護の下で藩内の各村落に普及し、明治期初期には全国各地に浸透していった。

しかし、報徳会が唱導した報徳思想は、二宮が唱導した報徳思想とは異なるものであると指摘されている。すなわち、報徳会が唱導した報徳思想は、二宮の唱導した報徳思想を、内務官僚が日露戦後の社会に適合させるために意図的に解釈を加えた近代社会固有のものであり、それは、「報徳主義思想」とされている（大島、1959；並松、2004；早田、2014）。したがって、本研究では、二宮の唱導した報徳思想と、日露戦後に報徳会によって唱導された報徳思想を、前者を「報徳思想」、後者を「報徳主義思想」というように区別して捉える。

それでは、地方改良運動において報徳会が唱導した報徳主義思想とは、どのような思想であったのだろうか。まず、報徳主義思想が、報徳思想のような農民社会のイデオロギーに留まらなかった点を指摘することができる。

二宮の報徳思想は、評議員から、「封建時代の小舞台に行われるべき道德経済主義に止まり、現世紀の活動天地に在ては時代遅れ」（鈴木，1909，p. 56）であること、また、「報徳の教は二宮尊徳の教で、明治以前の教であるから、明治以後の新文明に適応せぬ所がないではない」（井上，1909，p. 19）と評されるように、二宮が近世農村の復興者であったが故に、その思想をそのまま明治後期の近代社会に適合させることは不適當であるとされた。そのため、報徳会は、報徳主義思想を「之を上より視れば、道德の教なり。是を下より視れば経済の教なり。之を表より視れば政治の教なり。之を裏より視れば一種の社会政策たり。」（清浦，1906，p. 34）というように、農村社会に留まらない、日露戦後の社会全体に広く適合するイデオロギーとして、広めていくことを企図していた。

次に、報徳主義思想の具体的な内容について確認しておきたい。『斯民』創刊号の「開刊の辞」では、報徳主義思想の内容について詳細に記述されているため、以下ではその記述を基にして報徳主義思想の論理について整理していきたい。

まず、報徳会は報徳主義思想を「凡そ国家の興隆の因を為すべきもの、之を大別して二と為す。一は国民の道義的活力にして、他は国民の経済的活力、是なり」（報徳会，1906，p. 1）と述べ、「道義的活力」と「経済的活力」という2つの要素から構成されるものであるとしている。それでは、道義的活力と経済的活力とは、具体的にどのようなものであったのだろうか。

道義的活力の内実については、以下のように述べられている。

「夫れ富貴貧賤各其職を励み、其分を尽し、又能く己に克ち、衆を愛するは、則ち独り己の利益を進むる所以たるのみならず、併せて世の慶福を扶くる所以にして、此精神最も克く随所に充溢し、而して長へに之を實踐して、敢て渝らす。此の如くにして始て国民は最も淳渾雄大なる道義的活力を發揮せるものと謂うべく。」（報徳会，1906，p. 1）

このように、報徳主義思想における道義的活力とは、富貴貧賤問わず精一杯職に励み、分を尽し、己に克つことが自己の利益になるだけでなく、社会全体の慶福に繋がるものとされている。そして、「社会風化の問題は常に是等の道義的精神（活力）を煥発するを

以て本と為す」(報徳会, 1906, p. 2)として、道義的活力の涵養は日露戦後の荒廃した社会状況と密接裡の関係にあり、日露戦後の不安定な社会状況だからこそ、こうした道義的活力が必要になるとしている。

一方で、道義的活力と並んで国家の富強を支える要素として、「経済的活力」が挙げられている。経済的活力の内実については、以下のように述べられている。

「夫れ勤勉倦まざるときは、自ら艱苦に克つの勇氣を生じ、亦能く自営の氣象を生ず又勤勞の精神は之に伴いて、己を利し、又世を益するの念を生じ、事あるに当りては、公共の福利を全うせんが為に、敢て自己の利害を捨てるに吝ならざる精神を湧発するに至らん。」(報徳会, 1906, p. 2)

このように、報徳主義思想における経済的活力とは、「勤勞」という経済活動に熱心に取り組みながら自己を研鑽し、そうした個人の努力が、延いては社会の利益や公共の福利につながるものであるとされている。そして、「社会の安楽に於て欠くべからざるは、国民の裡に於ける、此道義的及経済的活力の二要素が、共に著しく旺盛にして、殊に此二つの要素相互の間に於ける、調和円熟の域に躋るに在り。」(報徳会, 1906, p. 2)として、道義的活力と経済的活力が調和することによって、はじめて社会の安定につながるものであると価値づけられている。こうした一連の考えから、報徳会のメンバーは、「経済と道德の調和」(一木, 1907, p. 19)ないし、「経済と道德の併進」(留岡, 1914, p. 38)をスローガンとして両者を一体のものとして位置づけ、報徳主義思想の作興を図った。

以上をまとめると、報徳主義思想とは、「道德と経済の調和」を基軸として、共同一致の精神と勤勞精神の鼓吹を企図した思想であったと言える。それは、地方改良運動における諸課題を、「経済と道德の調和」で是正しようとする社会政策の一つであり、日露戦後経営における内務省の基本思想とされた(大霞会編, 1971a)。報徳会は地方改良運動の推進団体として、日露戦後の独占資本主義の生成期に顕在化した諸矛盾に対峙しながら、民心の作興と民力の振興を督励し、安定した国内体制の構築を目指していった。

第2項 報徳会による青年教育の狙い

続いて、報徳会は、地方改良運動において青年教育をどのように位置付けていたのだから

うか。まず、評議員であり、地方改良事業講習会の運営・指導等を担当していた内務省の中川望地方局市町村課長（以下「中川」と略す）は、報徳会による青年教育の狙いを以下のよう述べている。

「将来の後継者たる幼年者青年者の訓育に措けるとの頗る大なるを觀るべし。人心を一新して至誠勤勞の風氣を興し、公共心の自覺と、協同力の發揮とに勉め、依りて以て地方自治の發展を期し、延て国家の隆興せんことを望まば、先づ其根底たる年少者の訓育に手を着けざるべからず。」（中川，1908，p. 16）

中川によれば、青年が「至誠勤勞の風氣」を興し、「公共心」と自覺と「協同力」の發揮に勉めることが、わが国の地方自治の發展を期すものとして価値づけられている。加えて、中川は、「青年者は、此に在て各自の品性を陶冶せんとするの外、将来地方自治の一員たるべき責務を認識することを得べきが故に、時到れば臆て良市民たるに至るべきなり」（中川，1908，p. 17）として、青年団体を「将来の市民養成所たり」（中川，1908，p. 17）と位置づけている。

一方、評議員であり、地方改良事業講習会で青年教育に関する講習に当たっていた内務省の潮惠之輔事務官（以下「潮」と略す）もまた、「将来或は直接自治の事務に当り、然らずとも、各々地方の中堅となるべき青年に此覺悟がなかつたならば地方の發展も容易に成功するものではありません。」（潮，1910，p. 41）との考えから、青年が地方自治の有望なる担い手であることを強調している。潮は、「若し青年が、町村という事、自治という事に就て精確な思想を持たず、適切な訓練を欠いて居つたならば、仮令夜学会で算数上の新智識を得ても、又産業の改良に幾分の貢獻をしても、青年会終局の目的を達したもとはいはれまい」（潮，1910，p. 41）という。つまり、青年がいくら知識の習得に励んだとしても、地方自治の真意を身につけることができなければ、報徳会としての青年教育の目的を果たしたことはないというのである。そして、潮は、報徳会としての青年教育に対する希望を、以下のようにまとめている。

「併し此所に一の注意を要する事は、単に自治の研究とか、町村の觀念とかいいますと、往々誤解を起して、所謂政治熱に取りつかれてしまうことがあるのです。…（中略）…是は最も地方の發展には忌むべきことでありますから、決して其病に冒されぬよう

に注意しなければなりません。自治の意味に就きましては、学説としては数多ありますが、自己の選挙した機関により、自己の費用を以て、地方団体の事務を処理する、則ち共同生活の団体が、自ら治るのであるという真意を会得して貰いたいのであります。」(潮, 1910, p. 41)

このように潮は、青年が青年団体での「共同生活」を通して自治の真意を得ることができれば、それがやがて「愛国の心」(潮, 1910, p. 41)の涵養、すなわち国家への忠義心の涵養へとつながっていくとしている。こうした潮の見解や、先の中川の見解からは、青年教育を「自治教育の手段」として捉え^{注3)}、それを日露戦後の課題とされた「国家の興隆」へとつなげていこうとする狙いを窺い知ることができる。

先述したように、日露戦後経営の中で地域の青年団体の活動に注目した内務省は、農事改良や納税完遂等の種々の地方改良事業の中心的な担い手として、青年に期待をにかけていた。内務省にとって、これらの事業の実践を通して、将来の市町村民たるべき地域の青年に自治の訓練＝市町村民教育を行うことは、非常に重要な課題であると考えられていた。

こうした課題に鑑みると、報徳会にとって青年団体は、自治教育を施すための恰好の機関であったと言える。したがって、報徳会が青年教育の眼目としたことは、中川が青年教育を「独り青年者を利するのみならず、農村の教育に、勸業に、勤儉力行に、善行良風の涵養に、将た公共の安寧保持に、其汎く町村自治に貢献する所頗る大なりと謂う可し」(中川, 1908, p. 21)と捉えているように、「自治教育」の遂行であったといえよう。それは、先述したように、内務省が地方改良運動を通して、青年団体を事業団体として育成しようとしていたことから明らかである。

そして、報徳会が上記の自治教育を支える要素として重視したものは、評議員の早川千吉郎が、「至誠、勤労、分度推譲は、報徳の綱領とする所であるが、就中今日最も必要と思うのは勤労である」(早川, 1920, p. 10)と述べるように、「勤労精神」の涵養、すなわち「実業教育」であった。評議員であり、広島高等師範学校長の北条時敬(以下「北条」と略す)は、報徳主義思想における勤労と教育の関係について、以下のように進言している。

「此報徳の教で以て直接貴んで居る勤労主義は、教育社会に行われて少しの詐りもない。又勤労に就て少しも増減ということが出来ない。我々が勤労すればする丈の効果しかない。勤労しなければそれ丈の効果を失うという寸分違いはないものです。この勤労に

関する仕事の趣きが、如何にも着実にして、少しも増減することの出来ないのは、我々教育社会に於ける仕事と、全く其趣を一にして居る。それで報徳の教と教育の教とが性質上趣きを一にして居ることを感じて居る。」(北条, 1908, p. 12)

このように、報徳会は、青年を地方自治の担い手として育成していくにあたって、勤労精神を貴ぶ実業教育の実践を重要視していたことがわかる。北条が、「勤労すればする丈の効果しかない」と主張するように、勤労によって、地方自治を支えるエネルギーを生み出していこうというのである。

以上のように、報徳会は、青年団体を「将来の市民養成所たり」と位置づけ、青年に地方自治の担い手としての自覚を求めた。その際、報徳主義思想の根幹をなす「勤労精神」の涵養を目的として、青年に対する実業教育の充実を求めた。以上までの点に、報徳会における青年教育の狙いを窺い知ることができる。

第3項 報徳会の青年教育における体育観

大正期に入ると、陸軍省の田中義一を筆頭として、青年への体育奨励をめぐる議論が活発化してくる(竹之下・岸野, 1959)。こうした傾向は『斯民』にも見られ、報徳会は『斯民』誌上において、青年への体育奨励の重要性を提唱するようになる。それでは、報徳会は青年団に対する体育の奨励を構想していく上で、どのような体育観を有していたのだろうか。

まず、評議員で、内務省技師として島根県の農村青年の教育に当たっていた千石興太郎(以下「千石」と略す)は、体力を涵養することが、「青年に取りて必要なる事項」(千石, 1914, p. 72)とした上で、以下のように述べている。

「農業の仕事は身体を労することが多く、体力強壯に非れば充分の効果をあぐること能はざるものであるから、今後一層の陶冶鍛錬を盡して、其の上進をはかることが必要である。…(中略)…農業の進歩と、農業者体力の上進とは、相併進せざるべからざるものであって、之れ実に国民の強健を図るの所以であります。故に農村の青年は、農業の仕事を励みて、体力の強健を増進することを努めるのは勿論、平素の娯楽なども、角力、柔術、撃剣、棒押し、俵さし、すわり角力等をなして、身体の鍛錬を考えるべきである。」(千石, 1914, p. 72)

千石は、農業の状況を例に挙げ、農業の進歩が、農業者の体力の上進と「相併進」するものであるとし、農業の進歩のために、身体の鍛錬に努めるべきであると主張している。すなわち、ここでは身体の鍛錬が、農業の進歩の手段として位置づけられているのである。具体的には、日常の娯楽の中に、角力や柔術、撃剣、棒押し、俵さし等を取り入れることによって、より一層の身体の鍛錬に励み、農業の成果の上進を図ることが奨励されている。加えて、千石が「いかに知識があっても、これを農業の仕事の上に利用するには体力に俟たざるべからざる次第である」（千石，1914，p. 72）と述べるように、日々の労働の前提として体力の涵養が位置づけられているのである。

続いて、評議員で医学者の高木兼寛（以下「高木」と略す）は、農村青年の体力の減退の状況を具体的に指摘している。

「昔は麦1俵は8斗3升5合入で、19貫目の定めであった。しかも夫れを馬の背に積む力が無ければ、一人前の農民とはいえなかった。ところが今日では、其重さに堪えぬというので、18貫目としたが、それでもまだ重過ぎるから、15貫目に改めたいということである。即ち今日は古より麦1俵につき、4貫目の差を生ぜしめるまでに、体力の減衰を来したのである。また、昔の農夫は、麦を搗いて1日に8臼を仕上げたが、今は6臼だけしか搗けぬ。之も仕事の量に於て4分の1の減少である。…（中略）…多くの若者を使用する所では、農民体力の差異に驚いて居らぬものは無い。」（高木，1914，p. 15）

高木は、大正期の青年の体力が、それ以前の時期の青年に比して明らかに減退していることを問題視し、青年の体力の減退によって、「すべて仕事の進捗しないことは、想像に難からぬところである」（高木，1914，p. 15）という。すなわち、青年の体力の減退は、「労働」という生活基盤に影響を及ぼす問題であることから、青年は一層の危機感を以て、身体の鍛錬という課題を受け止めていかなければならないと訴えている。

以上のような、青年の実情に即した一連の主張に対して、潮や中川も危機感を以て、その見解を述べている。まず、潮は、「大に各種の運動や、柔道、撃剣の如き体育武術を盛にし、或は山野を跋涉せしむる等の事を奨励して、青年の体力を強盛ならしめ、剛健にして危険を冒すを意とせざるの元気を養成する事が最も急務であろう」（潮，1913，p. 24）と見解を述べている。潮は、運動や体育の奨励が、体力の強盛のみならず、青年の「元気」そのもの

に影響を及ぼすものとして、運動や体育の価値を強調している。

一方で、中川は、青年に対しては徳育・知育の面からだけではなく、体育の涵養についても施す必要があると見解を述べている（中川，1915）。それは、「自治振興の根本は国民をして普く自治の本義を会得せしむるに在り」（中川，1915，p. 54）という考えに基づくものであり、体育もまた、自治の振興に資するための重要な手段として、さらには、その前提となる生活基盤を支えるための「労働」と結びつけて、位置づけられるのであった。こうした潮や中川の主張からは、報徳会としても、青年教育における体育の重要性を認識していたことを窺い知ることができよう。

以上をまとめると、報徳会が青年に対する体育に求めたものは、強健な体位・体格や、尚武心の涵養など、体育を通じた身体鍛錬によって得られる一般的な資質や身体的発達だけではない。報徳会が体育の奨励にまずもって求めたものは、労働に資するための体力の涵養にあったと言える。すなわち、報徳会が青年に対して体力の涵養を重視した理由は、「困難なる肉体的労働の痛苦に堪ゆるの修練」（千石，1914，p. 72）としての「体育」が、日々の労働に必要とされる様々な要素の養成に役立つからに他ならなかった。

このように報徳会は、「労働」という実際生活に即した視点から、青年に対する体育の奨励を要請している。このような、「労働」と「体育」を結び付けた、いわば「生活の実益に資する体育」の奨励においてこそ、報徳会の青年教育における体育観を看取することができよう。

第4項 報徳会による「体育奨励に関する実行事項協議会」の開催と「体育実行事項」の提言

1) 「体育奨励に関する実行事項協議会」の開催

それでは、報徳会は青年に対して、どのような構想を以て体育を奨励していこうとしたのだろうか。大正3（1914）年12月、報徳会は、国民一般や青年に対する体育の奨励が「国運の将来に至大の関係を有する」（報徳会，1915a，p. 18）との問題意識から、体育奨励のあり方を検討するための協議会として、「体育奨励に関する実行事項協議会」（以下「実行事項協議会」と略す）を設置した。実行事項協議会は、特別に委員を設けるという形式ではなく、協議会の開催毎に、評議員の他、外部から各種の専門家を招聘して協議が

行われた。『斯民』には、実行事項協議会の開催状況と、協議会において述べられた各人の所説が掲載されているため、以下ではそれを手掛かりとして、実行事項協議会の要点についてまとめたい。

第1回目の実行事項協議会は、大正3（1914）年12月11日に開催され、評議員の他、体育・教育、医学といった各種の専門家が招聘されている。

まず、教育的見地から、東京高等師範学校長の嘉納治五郎（以下「嘉納」と略す）、成蹊学園の中村春二（以下「中村」と略す）、北海道長官の西久保弘道（以下「西久保」と略す）が意見を述べている。

嘉納（1915）は、「国民的運動を奨励すべき」との観点から、国民一般は身体を重んじる思想を養うことが肝要であるとし、徒歩や競走、遊泳、柔道、撃剣などを通じた「生涯継続し得る運動の必要」（嘉納，1915，p. 20）を説いている。次に、中村（1915）は、「心の確かな青年を造らねば駄目である」（中村，1915，p. 53）とし、各種の体育活動を通して青年の体力の増進を図ると同時に、精神的方面の涵養についても閑却すべからずと主張している。加えて、西久保（1915）は、身体鍛錬の最良の方法として剣道を紹介している。

続いて、医学的見地から、東京帝国大学医科大学助教授の石原喜久太郎（以下「石原」と略す）、内務省衛生局の野田忠廣（以下「野田」と略す）、文部省囑託の古瀬安俊（以下「古瀬」と略す）、前海軍軍医総監で医学者の高木兼寛（以下「高木」と略す）が意見を述べている。

まず、石原（1915）は、身体検査の励行とトラホームや風疹などの伝染病の予防を徹底すべきとし、重ねて野田（1915）は、欧米各国における貧民児童に対する健康保護の実例を紹介しながら、わが国においても国民健康の基礎として、その予防策を確立すべきと主張している。また、古瀬（1915）は、文部省の統計データを用いて青年の体位の現況について概説し、高木（1915）は、青年の体位の下落状況から、現状の体操を主とした方法では十分な効果が得られないとして、特に青年は競走や登山などの活動に積極的に取り組むべきと主張している。

続いて、翌大正4（1915）年1月に第2回目の協議会が開催された。今回も前回同様に各種の専門家が招聘されているが、中でも注目されるのは、陸軍省の田中義一が参加し、意見を述べている点である。

田中（1915a）は、欧米視察の結果報告をした上で、「国防上より言うも、また社会一般

の思想を健全ならしむる点より観るも、将来国家の運命を託すべき青年の教養は、一刻を争う急務である」(田中, 1915a, p. 2)と述べ、内務省・文部省に青年教育の拡充と、青年の体位・体格の向上に取り組むことを要請したいとしている。加えて田中は、青年教育のあり方について、「真の日本人と称すべき心身の健全なるもの、大和魂の具える立派な人々を養成するが適当であろう」(田中, 1915a, p. 9)とし、国家の運命を託すべき青年の教育・指導については、陸軍省としても内務省・文部省と連携しながら組織的に展開していく必要性を感じていると伝えた。

この他にも、同じく初参加の東京高等師範学校教授の永井道明(1915)は、「各地青年会の事業として体育奨励に努力されんことを熱望する」(永井, 1915, p. 14)として、青年団の活動中に体育を明確に位置づけることを要請している。加えて、「村落の体育事業として第一に奨励すべきは、農業工業等の自然生活に近き力業で、之が最も適当」(永井, 1915, p. 15)であるとして、体育の奨励は報徳会が重視している労働活動と関連づけながら容易に行うことが可能であると進言している。また、体育は決して学校の中だけで行われるものではなく、生活状況に応じて各自で実施することが可能であるとも述べている。その他、前回同様に、石原、高木、東京帝国大学医科大学教授の片山國嘉といった医学者も招聘され、医学的見地から体育の意義について進言している。

そして、田中(1915b)は、翌2月4日に開催された第3回目の協議会にも参加し、前回よりもさらに具体的に、青年に対する体育の必要性について主張している。そこでは、「年々入隊する壮丁の状況より観、戦闘力の強さより考えるも、又一般国運の発展より考察するも、兎に角旺盛なる体力は総ての根源である」(田中, 1915b, p. 13)こと、さらに、「戦闘力の強度は主として体力に基づくのである」(田中, 1915b, p. 14)と述べ、青年に対する体育奨励の真義が軍事予備教育にあると強く主張している。こうした主張は、先行研究において明らかにされていた田中の主張と近似するものであり、これを田中が報徳会の協議会に出向いて、直接的に内務・文部官僚に訴えている点は注目に値する。一方で田中は、報徳会が提唱している「労働」と「体育」の関係については、一切言及していない。

以上のように、報徳会は実行事項協議会に各種の専門家を招聘し、専門的知見を得ながら体育奨励の意義や方法について模索をした。報徳会(1915b)は、専門家による一連の主張を聞いた上で、体育奨励の具体的な実行事項を評議員の方でまとめ、関係各省に建議する旨を言明している。それでは、実行事項協議会は、こうした専門家の意見を受けて、

どのような実行事項をまとめたのだろうか。

2) 「体育奨励に関する実行事項」の提言

大正4(1915)年3月、実行事項協議会は協議事項をまとめ、『斯民』誌上に「体育奨励に関する実行事項」(以下「体育実行事項」と略す)を発表した。協議会以後、評議員が体育実行事項をどのように制定したのか、その制定過程については『斯民』誌上にも公開されていないため、この点については確認することはできない。しかし、体育実行事項の内容については全文が掲載されているため、以下ではその内容の詳細について確認しておきたい。

体育実行事項は、全22条から構成されている(表2-1)。そのうち、前半部にあたる第9条までは国民体育や学校体育に対する構想が示されており、青年団の体育のみに焦点を当てて構成されているわけではない。しかし、第10条以降の後半部は、青年団の体育のあり方が中心的に示されていることから、体育実行事項では、青年団の体育奨励に関する提言に力点が置かれているといえよう。

まず、第1条では、身体健康強壯なるものを尊重する気風の養成と同時に、心身健全が国民の義務であると自覚する事が重要であると述べられている。以後、具体的な体育方法として、徒歩、競走、遊泳、剣道、柔道などが奨励され、選手制度に偏することなく、多数が参加することができる団体競技の奨励がなされている。また、その他にも、医学的見地から、十分な栄養の摂取や、伝染病の予防という点にも注意が促されている。

そして、青年団への体育奨励に対する特徴的な提言は、以下の3点である。

1つ目は、欧米諸国の青少年育成政策が日本の学ぶべき模範として意識されている点である。第8条では「欧米諸国に於て行われつつある…(中略)…を参考とし」、第9条では「欧米青少年の野営生活等の例を参酌し」、第14条では「欧米列強に於て…(中略)…実行せる少年義勇団の精神に学び」、第16条では「我邦の体育方法は甚だ幼稚にして、之れを欧米先進諸国に比すれば、尚未だ其初期に当れる状態に在り」というように、わが国のこれまでの体育のあり方を見直した上で、欧米諸国の状況に学びながら、青年に体育を奨励すべきとしている。

2つ目は、労働と体育の関係を念頭に置いた上で、奨励が図られている点である。第13条では、「単純なる遊戯よりも、業務の競争、例えば農業地方に多く行われる縄綱競争、耕作競争の如き実益ある競技を普及すること」とされており、労働において得ることので

きる「実益」と結び付けた体育が奨励されている。これは、先述したような報徳会の体育観に基づいたものであると考えられる。

3つ目は、こうした一連の体育が、青年の「軍事予備教育に偏せない」ものであると明示されている点である。第15条では、「少年青年の教導は、軍事的予備教育に偏せず、広く心身健全にして忠良なる臣民を作することを目的とすべきこと」とされている。こうした点からは、報徳会が、田中が主張したような「軍事予備教育としての体育」を踏まえつつも、より広い視野を以て、体育を奨励していこうとしたことが窺える。

そして、最後の第22条において、「要するに都会と農村とを通じて、人手を借らずして自ら労働し、時を空費せずして多くの仕事を為すは強壯の基にして、業務に熱中し、勤労の趣味を覚りて力行倦まざるは、国民の健康上進の根本たるを知らしむること」とまとめられている。これは、まさに報徳会が重視していた生活の実益に資するための体育という体育観を象徴するような内容であり、体育は労働との関係を念頭に置きながら展開されるべきということが明示されている。

以上に示した体育実行事項の内容に、報徳会の青年団に対する体育奨励構想の具体像を見出すことができる。

表 2-1 「体育奨励に関する実行事項」

-
1. 一般に身体健康強壯なるものを尊重するの風を養うと同時に、心身健全となるは国民の義務たる事を自覚せしむべきこと。
 2. 国民共通の体育法として、遍く徒歩を奨励し、次で競走、遊泳、剣道、柔道等を奨励すること。
 3. 中央及地方の運動会に於て、単に一二専門の選手のみ競技を為し、他は傍観すること多し。是等は力みて各級又は各団体として、其全体の成績に依りて勝敗を決することとし、多数の者をして体力養成の責任を感じしむるの方法を講ずること。
 4. 諸学校運動会の選手は、大切なる学事を放棄し、又運動会準備の為に、全校の学課を廢せんとするの傾向あるは甚だ遺憾なり。今後優勝者とすべきものは、品性学業共に優良なるものにあらざれば、其名譽を與えざるの風を養い、近來運動会が一種の興行たるが如き觀あるを矯正すること。
 5. 各学校寄宿舎、其他一般に食物の配合品質に注意し、栄養分の摂取を以て主要の目的と為すこと。
 6. 学校衛生に於ては、単に統計を示すに止らず、生徒身体の健否に注意し、恐るべき肺結核並にトラホームの予防方法を適切に実行するは勿論、其他麻疹、百日咳等、余病を起し易き伝染病の予防につき、更に一層注意し、其傳播を防ぐ為め、適當の方法を勵行すること。
 7. 心身鍛鍊の方法としては、我邦固有の武道、即ち剣道柔道を奨め、而して其仕合競争に際しては一時の勝負、型のみの仕業に重きを置かずして、心身の訓練、氣節の砥礪に於て、真個の大目的を達したる者を優勝者となすこと。
 8. 特に都市に在りては、歐米諸国に於て行われつつある虚弱なる兒童に対する夏季轉地保養、林間教育、貧家の子弟に対する学校治療、学校給養の施設を参考とし、国民健康の基礎を確立すること。
 9. 学校生徒の視察修学旅行等の場合は、歐米青少年の野營生活等の例を参酌し、成るべく氣力体力を練磨するに適當なる方法を採ること。
 10. 各地神社に於ける宮角力の類を復興し、尚在郷軍人会、青年会員をして祭礼当日武道の仕合、又は運動競技会を開かしむること。
 11. 青年会をして、毎年1,2回会員の身体検査を行わしめ、壮丁検査の準備として平素の体育に力を用い、尚毎年徴兵検査の成績により、地方青年の表彰を行うこと。
 12. 在郷軍人会、青年会の総会は、単に演説会、講話又は表彰式に止めず、之に伴いて、必ず角力、剣道、柔道、射的等の如き武道競技を行い、又常に遠足旅行に依りて見聞を広め、地方公共の事業には其委嘱を受けて夫役労働に従事すること。
 13. 單純なる遊戯よりも、業務の競争、例えば農業地方に多く行われる繩綯競争、耕作競争の如き実益あ

- る競技を普及すること。
14. 欧米列強に於て、国民元気の振作、体力の増進を図り、健全なる未来の国民を養成するの一手段として実行せる少年義勇団の精神に学び、我邦に於ても、各地在来の青年会、在郷軍人会、農会、教育会等、あらゆる地方改良の諸団体相協力して少年教導の方法を講ずること。
 15. 少年青年の教導は、軍事的予備教育に偏せず、広く心身健全にして忠良なる臣民を作ることを目的とすべきこと。
 16. 我邦の体育方法は甚だ幼稚にして、之れを欧米先進諸国に比すれば、尙未だ其初期に当れる状態に在り。されど今俄に理想的の方法を講ぜんよりも、先づ以て各学校の体操、遊戯を始め、其他遍く各団体、都市、町村等に於て行われる、若しくは行われ易き体育法の実行を奨励すること。
 17. 満14歳より丁年に至る間の少年青年に対し、一般的に体育を施すべき機関を必要とす。都市町村は其の必要に応じ体育の爲め係又は委員を置くこと。
 18. 都市に在りては、其経済の許すに於ては、成るべく多くの運動場乃至運動場に充つべき大小の公園を設置すること。
 19. 町村に在りては、少年青年をして各自の職業に努めしむるの外、少なくとも一箇月に一度は青年会、在郷軍人会等相図り、原野、神社佛閣の境内、小学校の運動場等を利用し、特種の運動を行わしむること。
 20. 中央に於ても亦体育奨励の爲めに、特に専門の機関を設け、且つ調査の中心として体育研究所を置くを可とすること。
 21. 体育の事たる、唯に少年青年の上に留意せるのみにて足れりとなすべからず、人種改良の根本にも著眼するを要す。酒類濫用の害毒は、單り其本人に止らず、延いて子孫の変質退化を招くものなれば、少年青年をして、かかる悪習に染ましめざるよう、家庭並に学校に於て注意すること。
 22. 要するに都会と農村とを通じて、人手を借らずして自ら労働し、時を空費せずして多くの仕事を為すは強壯の基にして、業務に熱中し、勤勞の趣味を覺りて力行倦まざるは、国民の健康上進の根本たるを知らしむること。

(「体育奨励に関する実行事項」(報徳会, 1915b, pp. 2-4) より作成)

第2節 陸軍省による青年団の体育奨励に対する軍事的要求

陸軍においても、田中義一（以下「田中」と略す）を中心として、軍部の立場から青年教育のあり方について模索をしていた。本節では、田中の主張を通して、陸軍の青年団の体育奨励に対する軍事的要求を明確にしていきたい。

第1項 陸軍省による軍隊教育と国民教育の接合

日露戦争の勝利以後、軍部は、帝国主義国家としての地位を固めるための布石を次々と打っていった。その過程で、軍部は、日清・日露戦争の経験に照らし、近代化された編成装備の軍隊と、戦時に動員能力を有する国民の創出を構想するようになる。そして、次代の戦争はもはや単なる武力戦に留まらず、政治・経済・文化など、国家的総力をあげての総力戦・長期戦という形態を取るようになり、国民の思想的な団結が不可欠とされた。このような次代の戦争をめぐる状況の変化に伴って、日露戦後の時期には、次々と軍事再編に関する方策が実施されることになった。

明治40（1907）年4月、わが国の国防の最高方針を示す「帝国国防方針」が策定された。「帝国国防方針」は、「帝国の国防方針」、「国防に要する兵力」、「帝国軍の用兵綱領」の3部から構成され、仮想敵国や必要な陸海軍の兵力、基本的な戦争遂行の計画を定めている。そのうちの「帝国の国防方針」の冒頭部では、「帝国の政策は明治の初めに定められたる開国進取の国是に則り実行せられ…（中略）…今後は益々此国是に従い国権の伸張を謀り国利民福の増進を勉めざるべからず」（陸軍省，1907）というように、日露戦後の日本が「開国進取」を国是として、「国権の伸張」と「国民民福の増進」を目標とすることが明示されている。この目標を達成するためには、「之を拡張するを以て帝国施政の大方針と為さざる」（陸軍省，1907）必要があるとされた。

そして、次代の戦争を見据えた再編は、こうした戦略レベルの軍事方針の策定に留まらなかった。すなわち、軍部は、軍隊内務を改善し、国民に軍隊や軍事に関心を持たせ、さらには、軍隊への支持を獲得するために、軍隊と国民の緊密な連携を図ることを喫緊かつ重要な課題と位置づけていた（三原，1978）。こうした課題に呼応して、同時期に「軍隊内務書」の改訂も実施された。

「軍隊内務書」とは、軍隊という集団の秩序の維持と、集団生活にとって必要な実務を遂行するために、兵営内の秩序の維持、服従関係、各種の職務権限、業務手順について規定した軍令である。明治5（1872）年11月に「歩兵内務書」が頒布されて以来、兵科ごとに内

務書が策定・改訂され、明治14（1881）年には初めて各兵科統一の「軍隊内務書」が策定された。

そして、明治41（1908）年に改訂された「軍隊内務書」では、兵士への精神教育の重視や、反社会主義等を掲げた軍隊規律のあり方が強調される一方で、新たな基調として軍隊教育と国民教育の接合が打ち出された。陸軍省軍務局長の長岡外史は、この時の改訂の狙いについて、「是非共学校教育と軍隊の教育とを密接にしなければならぬ、軍隊の要望する如くに社会教育を導かねばならぬ」（長岡，1910，p. 2）と述べている。すなわち、この改訂の背景には、軍隊教育と学校教育、社会教育の関係をさらに深化させていくことが求められており、軍隊教育を国民教育の延長として実施していくことが企図されている。したがって、こうした「軍隊内務書」の改訂もまた、本格的な帝国主義国家に適合する軍事力総体の再編と、次代の戦争に備えた兵力の大量動員体制の構築を目的として実施された（瀬野，1987）。

その他、同時期の軍隊再編の作業は、「軍隊内務書」の改訂に留まらず、翌明治42（1909）年の「歩兵操典」、明治43（1910）年の「砲兵操典」、明治45（1912）年の「騎兵操典」の改訂、さらには、大正2（1913）年の「軍隊教育令」、大正3（1914）年の「陣中要務令」の制定など、同時期に集中的に実施された。陸軍は、これらの典範令の改訂を通して、軍隊教育の対象を単に軍隊内の兵士に限定することなく、軍隊教育の内容をもって国民を教育していくことを明確に打ち出していった。

第2項 田中義一による「良兵良民主義」の主張と在郷軍人会の整備

日露戦後の軍事再編との関連から青年教育政策の立案過程を検討するにあたって、看過することのできない人物が田中義一（以下「田中」と略す）^{注4)}である。田中は、後に立憲政友会総裁と内閣総理大臣を務める人物であるが、日露戦後から大正期にかけては、わが国の青年教育政策の中心を担った人物として知られる（熊谷，1942；平山，1978；不破，1990）。こうした理由から、以下では、陸軍省の田中義一の主張に焦点を当てて検討していく。

まず、田中は、軍隊教育と国民教育を接合させることの必要性について、以下のように述べている。

「我軍隊は日露戦争に於てあれ丈の勝利を得たにも拘わらず、38年の正月頃から国内に一種非国家的の声が出て来た。由来戦争の時には、必ず一種の思想上の反動が起きる

ものである。…(中略)…今度の大戦争はどれ丈続くか知らぬが、此戦争後には必ず思想上の反動が起るに違なく、干戈の戦争が終息すれば続いて国民思想の戦争が必ず始まる、此思想戦に打勝つことを今から工夫して置かなければならぬ。」(田中, 1926, pp. 252-253)

田中は、大逆事件に象徴されるような危険思想の台頭による国民の反国家的気運や、労働運動の高揚を暗に指摘し、軍隊教育の国民教育への適用による国民思想の統制を念頭に置いている。田中はこうした危機感から、国民教育への関心を積極的に示していくようになるが、この際に田中が想定した「国民」とは、将来徴兵されてくる「青年」のことを指していた(田中, 1915c)。より具体的に言えば、「高等小学時代のものより徴兵適齢に達するまでの年齢に在る者を指して青年と云う言葉を用いるのである」(田中, 1915c, p. 2)としている。加えて、田中がいう「教育」とは、「学校教育では無く、主として社会教育」(田中, 1915c, p. 2)であった。したがって、田中の関心は、後に青年団の対象となる在村の青年らに向けられていたことがわかる。

田中は、青年に軍事教育を施すことで、国民教育一般をその延長線上に位置づけようとしていた。この点について田中は、「軍隊教育と国民教育とを調和一致せしむべき根本主義を如何にすべきや、軍隊と国民とを密接に結び着け不離の一体たらしむるの工夫を如何にすべきやと云う如き至って重大の問題がある」(田中, 1926, p. 248)とした上で、両者を統一的に把握し、相互に結合を果たしていく必要性を述べている。

また、これに伴って、田中は、軍隊教育と国民教育を調和するためには、「良兵」＝「良民」を創出しなければならないとし、いわゆる「良兵良民主義」(田中, 1926, p. 248)を唱導していく。田中は、「平素からの準備の十分に出来上がった良民に、青年を仕上げることに努力しなければならないのである」(田中, 1918a, pp. 88-89)という考えから、以下のように述べている。

「良民であるということが、つまりが、良兵であるということであって、良民であるものはいざという時には、いつでも立って君国の為に犠牲にして働く良兵となることが出来、平時に於ては農工商や学問や其他色々の事業に対して十分の努力をなし、国家をして繁栄富強ならしめることが出来るのである」(田中, 1918a, p. 89)

このように、田中は、平時における「労働」や「教育」を、「君国の為に犠牲にして働く」忠良なる「良兵」の育成へと結び付けていくことが重要であるとしている。すなわち、ここでも、軍隊教育と国民教育の接合が明確に意図されていることがわかる。

そして、こうした構想は、いくつかの方策で具体化されていく。それが、帝国在郷軍人会（以下「在郷軍人会」と略す）と青年団の組織化であった。

まず、在郷軍人会は、明治 43（1910）年 11 月に、田中の立案・計画によって設立された。田中は、在郷軍人会への期待を以下のように述べている。

「在郷軍人とは、将校下士卒にして現役に在らざる者、および郷里にありて現役に服する者をいう。すべて国軍の要素をなし、戦時には充員のため召集せられて軍隊に復帰するものなり。而して我が国陸軍の戦時編制は、在郷軍人を以て主力とし、これに加えるに現役兵を以てするものなれば、在郷軍人の良否は、直ちに戦闘力の強弱に影響し、随って戦争の勝敗に関係を及ぼすものなり。…（中略）…在郷軍人たるや、戦時にありては、国家の運命を左右し、平時に在りては、国民の発達を指導するの任あり。かるがゆえに在郷軍人たる者の責任は、甚だ重しと謂うべし。」（田中、1916、pp. 249-250）

このように、在郷軍人会とは、現役として服役していない軍人、あるいは退役後の軍人によって構成される団体であり、軍隊教育の復習や相互扶助等に取り組みつつ、軍部による国民支配の手段として各地域において住民に対する教化や統制を担った。在郷軍人会の設立を促した主たる理由には、地域における戦闘力の温存と育成ということが含まれており、ここではまさに、軍隊教育と国民教育の接合が意図されていた。

田中は、こうした一連の動向に連動させて、「地方人民をして、軍隊の尊敬すべきを知らしめ、兼ねて青年の士気を鼓舞するの一助となるべし」（田中、1916、p. 250）とし、青年団体を在郷軍人会に接続させることを意図して、青年団体の組織化に取り組んでいくこととなる。

第3項 田中義一による欧米視察とドイツの青年教育の状況

在郷軍人会の設立以後、田中は、青年教育への関心を深め、青年団体の組織化へと取り組んでいく。その契機は、明治 45（1912）年 4 月に陸軍の乃木希典大将（以下「乃木」と略

す)が、田中に対して青年教育の研究に取り組むことを指示したことに始まる(田中, 1926)。田中は、この時の具体的な状況について、以下のように回顧している。

「乃木大将は私に向かい、『君は在郷軍人会の為に努力されるが、一体青年はどう成るのか、青年は打棄てて置いてよいのか、自分は勅命に依り伏見宮様に随行して英吉利の戴冠式に臨み、社会的の仕事として“ボーイスカウト”なるものが非常に発達して居るのを見た。英吉利国民は紳士である、立派な国民である、能く働く国民であると謂われるのは、青年時代の努力修養にある、自分等が子供の時でも各学校を中心として其所で先輩から鍛錬を加えられたのであった。然るに今日我国の青年は実に我儘勝手の行動をして、之に何等修養を與へることはない、此人々が将来軍人と成っても良き軍人が出来る筈はない、良兵は良民だという其の良兵になる要素は、青少年の間に作って置かなければならぬ。此事を閑却しては君の主張する良兵良民の主義が徹底せぬではないか』と。」(田中, 1926, p. 251)

乃木は田中に対して、イギリスから持ち帰った少年斥候隊(ボーイスカウト)に関する資料を提示し、この資料を参考にして青年教育の研究に取り組むことを指示した。その後、田中は列国の軍備を視察すべしとの命を受け、大正3(1914)年2月から8月にかけて、欧米各国^{註5)}への視察へと赴くことになった。その際、本務の他に、欧米各国における在郷軍人会と青年教育の状況を視察する機会を得たため、併せて、各国の青年教育の実態調査を実施した。

まず、田中が視察を通じて痛感したことは、欧米各国が申し合わせたかのように、青年を対象とした社会教育の発展に尽力していたことであるという。田中は、わが国の現状に鑑みた際に、「此の大切な青年の社会的教育ということは、案外にも等閑に附せられて居るかの観がある」(田中, 1915c, p. 2)として、わが国の社会教育が、欧米各国に比べて、大いに立ち後れていることを知ることとなった。

そして、田中が特に感銘を受けたのが、ドイツの青年教育の取り組みである。田中は、「独逸を見よ」(田中, 1915c, p. 6)とした上で、以下のように述べている。

「啻に軍隊が強いと云うばかりではない、一般に国の基礎の強固なる事、上下一貫して独逸魂と云うものが、彼等の全身に充滿して居って、何人と雖も、国の為めに進んで難

に赴かんとする犠牲的精神を抱かざるものなく、自己の智力、能力、財力の総てを傾け盡して之を犠牲に供すると云う、其偉大なる力が今日独逸の強味を發揮した所以である。其れが即ち多年倦まず撓まず青年教育に努力した賜物である。」(田中, 1915c, p. 6)

田中は、ドイツが強力な軍隊を有している理由として、青年教育を通して「国の為めに進んで難に赴かんとする犠牲的精神」を育ててきた点を指摘している。ドイツ政府の青年教育に対する長期的な展望を持った取り組みこそが、それを可能にしたというのである。それでは、田中が感銘を受けたドイツの青年教育は、どのように行われていたのだろうか。以下では、田中の報告から、田中が見てきたドイツの青年教育の状況について、要点を確認しておきたい。

まず、ドイツの青年団体は、「ユング・ドイチェランド」という全国組織によって統括されていた。この状況について、田中は以下のように述べている。

「政府は 1911 年に、従来の諸団体を統一する目的を以て青年独逸国なる団体を組織するために一の布告を発した。それは青年教育と云うものは身体精神共に健全に能く規律を守り、公共の徳義を重んじ、神を敬う所の觀念に富み、且つ愛国心の旺盛なる青年を養成することが必要なのである。」(田中, 1915c, p. 57)

ドイツ政府は、明治 44 (1911) 年 1 月 18 日に、青年教育の振興に関する布告として「青年独逸国団体趣意書」を公布した(表 2-2)。この布告では、冒頭部において、昨今のドイツの社会状況の変化が、青年の健康・道徳上の発達を阻害していることを指摘し、青年教育のあり方が国家の将来にとって重大な意味を持つとして、青年教育の振興を急務の課題として挙げている。ドイツでは、この布告の公布によって、軍人・教育者・地方行政当局者が発起し、既存の青年団体の統合・整備を行った後に、「ユング・ドイチェランド」が組織された。総裁には皇太子を、会長に von der Goltz 元帥(以下「Goltz」と略す)を据えた。

また、ユング・ドイチェランドの対象年齢は中学校卒業後から 20 歳に至るまでの青年とされたが、そのうち、15 歳から 17 歳と、18 歳から 20 歳までというように 2 階級に分割し、年齢によって会員を区別するといった措置がなされていた。この措置には、年長の才能ある会員を年少者の教導的・指揮的立場に据え、組織の活性化を促す狙いがあったとされる

(田中, 1915c).

そして、特に田中が注目したのは、ユング・ドイチェランドが、青年の思想健全化や意気の剛健を涵養するために、「体力」の涵養に重点を置いていた点である。この点について、田中は以下のように詳細を述べている。

「元来此の青年教育の主眼と云うものは、先づ体力を練り精神を健全ならしめて、所謂独逸魂を有って居る所の剛健なる国民を作らなければならぬ。それが第一義である。思想の健全なる、且つ体力の旺盛にして、然も勤勉力行を主とする国民が出来さえすれば軍隊も自然に強くなり、商工業も発展する。農業も盛になる、各方面に向って、発達を促すと云う訳になるのである。」(田中, 1915c, pp. 56-57)

このように、ユング・ドイチェランドでは、「体力を練り精神を健全ならしめ」ることを活動の主眼としていたことがわかる。これに加えて田中は、「青年教育の団体が各方面に出来て、是が為めに、成程元気の横溢した、身体の極く健全なる青年が澤山出来、…(中略)…如何にも勇壮活発で有為の青年が多くいるように見える」(田中, 1915c, pp. 53-54)としている。田中は、ユング・ドイチェランドが、体育活動^{注⑥}を通して青年教育の成果を挙げていることに衝撃を受けたという。

田中はこうしたドイツの青年教育の状況を受け、「青年教育と云うのは益々発達して異彩を放ち、そうして今日の如く各方面に向かつて国民的威力を発揮する様になる。独逸人の勤勉にして緻密に、且つ規律を重んじ、負けず魂の強き根性を養成し得たのは是が為めである」(田中, 1915c, p. 59)として、わが国の青年教育もドイツに倣って、「国家的に青年の教育を施して行かなければならぬ」(田中, 1915c, p. 56)との意向を固めることとなった。その際、「精神的にのみ偏して、体育を疎かにすることのないように、全然其中庸を保って、完全なる国民を作り出すと云うことにしなければならぬ。」(p. 56)として、「体育」の重要性を指摘するのであった。

以上のように、田中は欧米各国の視察を通して、各国が青年教育に積極的に取り組んでいる状況を知ることとなった。そのため、田中は、欧米各国において青年教育に関する問題は、最早、単純なる教育学上の問題に留まるものではなく、直に国家の盛衰に影響を及ぼす状況として捉えられていることから、わが国においても、「青年の体力を旺盛にし、充分なる元氣と活動力とを付けて、而して彼等の観念を始終国家的に導いて、彼等をして将来国運の運

命を担うに足るだけの人格と能力とを具えしめる」(田中, 1915c, p. 3) 必要があることを主張した。欧米視察から帰国した田中は、こうした一連の経緯から、以後、青年団体の強化に取り組んでいく。

表 2-2 「青年独逸国団体趣意書」

青年独逸国団体趣意書

我独逸の強固にして幸福なる将来は実に体力及精神の健全にして屈強に発達せる我青年の一身に係れり然るに此青年は今や体育、風儀及愛国的關係に於て最大なる危険の脅かすものあり是を以て我全独逸の郡村に於て真に愛独思想を有する紳士淑女及愛国団体に於て我小学卒業後の青年に体力及風儀上の善美なる発展を容易にせんが為めの事業は起れり而して此有益なる事業は今や更に此種の参加団体をして各連邦毎に特別なる編成に依て團結せしめ例令は普魯西に於て 1911 年 1 月 18 日發布の文部大臣青年保護法の如し以て一層深く且つ広き影響を及ぼす必要を感じるに至れり然れども此事業をして真に充分なる効果を収め且つ全独逸の青年を包容せんとせば最も広き範囲に於ける我國民の協力を要し就中發育期にある我青年の父母たる者に其協力を待つや大なり

此の如き趣意に基き特に青年教育上の一要件たる家庭職業及公的生活に於ける青年の体力及風儀の健全を期すべき教育の目的を達せんが為めに茲に「青年独逸国」なる団体を建設せり

実に百萬を以て数うべき我小学卒業の青年中現今其 4 分の 1 弱の一部分の正規なる某種類の体育を受けるに過ぎざるなり故に殆ど其 4 分の 3 は尚之れを本団体に招致し教育するを要すべき状況に在り

我独逸の嚴父慈母各位よ

吾人は吾國民の将来の為めに堅確なる人物に要す唯屈強なる青年に依てのみ我國家と國民に幸福なる未來を保証し得べきは古今の歴史に徴して明かなり故に各位は愛国的精神を基礎とし体力及風儀の教育を主要の目的とする団体に其兒子を託せられたし若し此の如き団体の存在せざる地方には我「青年独逸国」なる團結の支部として新に之れを設置し以て青年の心中に独逸主義及祖國に対する愛情を銘刻せしめんとす。

我団体の本部は審議の結果先づ此団体的事業の第一主要方針として祖國的趣旨に基き従事せる既成の編合団に新會員を増加するの行動に出てんとす之れに関し詳細なる説明を独逸帝國の各郡村に與えんが為め本 12 月 11, 12 日を以て本團結の代表者を伯林に召致することとせり

我団体は以上の公告と説明とを広く復刷して配布せられんことを望む

青年独逸国団体本部

1911 年 部長元帥子爵 von der Goltz

(「社会的國民教育」(田中, 1915c, pp. 59-62) より作成)

第4項 田中義一の青年団体再編構想

大正3(1914)年8月、欧米視察から帰国した田中は、視察を通して得た見聞と知識に基づいて、青年教育に対する改革を主張した。まず、次代の戦争の展望について、以下のよう

「今後の戦争というものは、これまでと異なって、単に軍隊と軍隊、軍艦と軍艦との戦いというようなものでなく、国民全体の戦争であるということである。軍隊や軍艦は只戦争の火蓋を切る丈である。一旦火蓋がきられてからは、もう国民全体の戦争である。…(中略)…国民の凡てが有らん限りの体力と能力と、財力をしばって最後まで戦うのが此からの戦である。」(田中, 1918a, p. 70)

続いて田中は、上記の主張に加え、「今後の戦争において見事な勝利を得るがためには、どうしても今日の青年や少年の教育や指導に対して出来る限りの力を盡さなければならぬのである」(田中, 1918a, p. 94)として、総力戦段階における青年教育の意義を主張する。田中にとって、国家富強と青年教育は不離のものとして、その位置づけが明確化されていることがわかる。

そして、田中の青年教育に対する改革案の焦点は、主著『社会的国民教育』(1915c)における主張から、以下の4点にまとめられる。

1つ目は、従来の青年団体が有している多目的の事業団体的性格を切り捨て、あくまでも青年教育に関する活動にのみに目的を収斂させることである。田中は、従来の青年団体は、大抵が16歳の青年から50歳位までの人々から構成されており、その目的の多くは、産業組合組織等の生活力の向上や、地方自治の発達に資する事項の研究であると捉えている。田中は、そのこと自体は内務省の推進する地方改良運動に資する目的として必要であると理解を示している。しかし、その目的があまりにも広範であることから、「各方面の希望を満たさんとして却って散漫に流れ、団体精力の集注上、即ち会の^{てん}焼^{てん}点^{てん}がなくなると云う事が不振の大なる原因」(田中, 1915c, p. 115)であると分析する。そのため、田中は青年団体の目的はあくまでも青年教育にあるものとして、青年団体では青年教育の振興に努めることを要求する。

上記に関連して、2つ目は、団員の年齢を、13、4歳から徴兵の適齢となる20歳までとすることである。田中は従来の団員には、14、5歳の青年から40、50歳にも達した年長の

人たちが包含されてしまっているために、「思想境遇の全で違って居るものを一団とする訳であるから、会員相互間の意思が釣合わぬと云う点から調和を得る事が六ヶ敷為に事業の統一が附かぬ」（田中，1915c，pp. 115-116）という。田中は、団員の対象年齢に20歳までという上限を設けることで、青年団体がより青年教育の遂行に集中しやすくなると主張する。

3つ目は、青年団体を在郷軍人会に直結する組織として位置づけることである。青年団体を、義務教育（小学校）—青年団体—在郷軍人会という組織系列に組み込むことによって、ほとんどの男子を軍事組織の中に囲い込むことが狙いとされた。上述のような団員の年齢を20歳までと主張したのも、こうした在郷軍人会への接続を考慮したものであった。

そして、4つ目は、青年に対する「体育」の奨励である。田中は、この体育奨励に関する主張に大きな力点を置いている。田中は、余りにも過度の軍事予備教育を施されたわが国の青年には、「教練と云うものに、真摯にして熱心なる風が乏しくなり、困苦欠乏に耐える所の不撓不屈の剛健なる気象が欠ける」（田中，1915c，p. 120）という問題点を見出す。そのため、「青年教育と云うものを、軍事的に導くと云うことは、先ず彼等の体力を発達せしめ、意気を剛健ならしめ、活発なる尚武の心を鼓吹すると云う程度に止めて置かなければならぬ」（田中，1915c，p. 121）として、「体育に重きを措くと云うことが、軍人としての初歩教育を與えるより遙に必要の条件である」（田中，1915c，p. 122）との見解を示している。このような経緯から田中は、体育を「青年教育に最も大切なこと」（田中，1915c，p. 106）として位置づけ、「日本の青年に体育を奨励し、剛健質実なる気風を養成していく」（田中，1915c，p. 121）ことを目的として、青年団体に体育を奨励することを主張する。

ここで重要となるのは、田中が青年団の体育奨励に求めたものは、田中が「軍事上の要求としては、彼等の体力を旺盛にして尚武心を鼓舞すると云う事より高い要求はない」（田中，1915c，p. 123）と述べているように、専門的な軍事知識や技能、あるいは軍隊での活動に直結するような高度な軍事訓練ではなく、強健な体位・体格、旺盛な体力、さらには尚武心や犠牲的精神の涵養など、あくまでも軍隊での活動の前提となる、より一般的な資質や能力の涵養にあった点である。田中が青年団の体育を重視した理由は、「軍事的に模倣」（田中，1915c，p. 123）した「運動」が、軍隊での活動に必要とされる様々な要素の養成に役立つからに他ならなかった。

以上が、欧米視察から帰国した後に、田中が主張した青年団体再編に関する具体的な構想である。特に、本研究の関心からすれば、4つ目に挙げた「体育」の奨励に関する主張は重

要な視座を示している。田中は、知育に偏りがちな青年教育のあり方を斥け、「体力薄弱にして人格劣り、意気阻喪して浮華軽佻なる文弱者流が、仮令眼に万卷の書を読むとても決して未来の依託に堪えるものではあるまい」（田中，1915c, pp. 124-125）と論じ、様々な著作や講演において^{註7}青年に対する体育奨励を説いている。

以上のような構想を明らかにした田中は、その構想を体現すべく、青年団体の軍事的・教育的機能の利点を、内務省と文部省に主張した。それでは、青年教育に関する田中の主張は、内務省と文部省にどのように受け止められ、政策策定にどのような影響を及ぼしたのか。次節では、青年団の官製化の画期となった第一次訓令・通牒の発令をめぐる諸状況について検討していきたい。

第3節 青年団の官製化と体育の奨励：訓令・通牒の発令

これまで述べてきたように、国家は日露戦後の時期から、青年団体に対する指導・介入を積極化した。そして、大正4(1915)年9月には、わが国で初めてとなる青年団に関する訓令・通牒が、一木喜徳郎内務大臣と高田早苗文部大臣の両名の署名によって発令された。この訓令・通牒では、青年団の目的・内容、組織・経営の標準が示されており、青年団の官製化に対する画期として、重要な位置を占める(熊谷, 1942; 不破, 1990)。以下では、第一次訓令・通牒・第二次訓令の発令について、具体的に検討していきたい。

第1項 第一次訓令・通牒・第二次訓令の目的と内容

大正4(1915)年9月15日、内務省・文部省の共同訓令^{註8)}として「青年団体の指導発達に関する件」(第一次訓令)が、地方長官に宛て発令された(表2-3)。

第一次訓令では、冒頭部で「青年団体は青年修養の機関たり」と性格づけが行われている。青年団を国家に資する「修養機関」と規定することにより、天皇制イデオロギーの注入を意図していることがわかる。また、これに伴い、青年に忠孝の真の意義を体得させ、知力・体力の向上を図り、国家の発展のために積極的に貢献し得る精神と資質を兼ね備えた「健全な国民」と「善良な国民」としての「青年」を育成することが明示された。そして、従来の青年団体で行われてきた事業については、「其の嚮う所を誤り施設其の宜しきを得ること」がないようにとし、それまでの「事業団体」としての性格を暗に否定した。

このように、第一次訓令では、青年団の振否が「国運の伸暢地方の開発」に影響し、現時の情勢が青年団の指導・強化を急務にしているということから、その目的を青年に「健全なる国民善良なる公民たるの素養」を培うことと規定した。

一方で、同時に発令された内務省・文部省の共同通牒「青年団体に関する件」(以下「通牒」と略す)では、青年団の組織・設置区域・指導者・財政についての標準が示された(表2-4)。まず、団員の年齢は、義務教育修了者またはこれと同年齢以上、20歳までとした。団員の最高年齢を20歳と限定したことにより、青年団は明確に壮丁の予備教育機関として位置づけられた。また、団の設定区域は原則として市町村や部落、小学校学区とした。団の支部を設けることも可能としたが、それは行政単位や在郷軍人会の分会区域に合致させることを原則とした。指導者については、小学校長または市町村長その他名望家とし、指導の協力は市町村吏員や学校職員、在郷軍人、警察官、僧侶等の中から適当な者をあてるべきとされた。団の活動・維持費は、原則として団員の勤労による収入をあてるものとされた。

続いて、第一次訓令と通牒の発令から3年後、大正7(1918)年5月3日には、2度目となる内務省・文部省共同訓令「青年団体の健全発達に資すべき要項」(第二次訓令)が発令された(表2-5)。第二次訓令では、第一次訓令に比して、青年団の指導の方法が詳細かつ具体的に示された。第一次訓令発令の結果、青年団の組織面での整備は進んだものの、内容の面では未だ「点睛を欠く」ことから、第一次訓令に示された内容をさらに充実したものにすするため、新たな指針が示された。

第二次訓令では、第一次世界大戦に伴う国際競争に遅れを取らないために、「国家活力の源泉」である青年団のさらなる強化が必要不可欠であると説明している。それは、「益国体の精華を尊重し心身を研磨して将来更に規模の大を加うべき実務の負担に堪うるの力」を養い、青年の教養についてはこの点に留意して、「青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益篤実剛健の気風を興さしむる」ように努力せよとするものである。

加えて、各地域の青年団の指導者に対しては、「立国の大義」と「世界の趨勢」に徴しつつ、「能く青年の心理を諒解して理之を晦へ情之を掖け身を以て範を示」すことが求められている。具体的には、補習教育の普及・徹底、公民教育の充実による公共精神の涵養、図書選択等による読書指導、体力の増進による国家活力の涵養、青年団指導方法についての指導者間の連絡・統一等を求めている。また、新たに、「青年の修養は各自の自覚を以て本とす而も之か指導の任に当る者並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之か善導と養成とに勉めむことを要す」ということが求められており、今後は、青年自身の中から、青年団のリーダーとなる人材を育てていこうとする意向も窺える。

以上が第一次訓令・通牒・第二次訓令の目的・内容の概要であるが、こうした一連の訓令・通牒において、青年団の「体育」に関わる内容はどのように明示されていたのだろうか。

これまで詳述してきたように、内務省も陸軍省も、それぞれの立場から青年への体育奨励を要請していた。こうした各省の意向を反映してか、第一次訓令では「団体員をして忠孝の本義を体し品性の向上を図り体力を増進し」(内務省・文部省, 1915a)という一文が明示され、青年団の活動において、修養とともに、「体力の増進」が求められることとなった。先行研究においても、第一次訓令は、青年団で体育が行われるようになった契機(木下, 1970; 竹之下・岸野, 1959; 高津, 1994)とされている。第一次訓令において、「体力の増進」が明文化されたことによって、「体育」が青年団の活動の眼目の一つに位置づけられたといえよう。

次に、第二次訓令では、「青年の身体を鍛錬して其の体力を増進するは国家の活力を養う

の要素たり心身共に堅実なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處し其の本文を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す」(内務省・文部省, 1918) ことが明示された。第二次訓令では、第一次訓令よりもさらに具体的に、体育の必要性が述べられたと言える。青年が体育を通して身体鍛錬に努めることが、「国家活力を養う一要素」として位置づけられ、益々と体育奨励への期待が高まっていることがわかる。

しかし、一連の訓令に示された「体力の増進」が何を指示しているのか、また、どのように体力を増進すべきか、その具体的な内容・方法について、明確には示されていない。そのため、第一次訓令と通牒、第二次訓令の内容の検討だけでは、考察を深めることは困難である。こうした理由から、これ以降の検討では、青年団における体育・スポーツ奨励の契機とされる第一次訓令が、「どのように政策として具現化されていったのか」という点にも重点を置いていきたい。

表 2-3 訓令「青年団体の指導発達に関する件」

青年団体の指導発達に関する件 大正4年9月15日 内務省文部省訓令

青年団体の設置は今や漸く全国に洽く其の振否は国運の伸暢地方の開発に関する所殊に大なるものあり此の際一層青年団体の指導に努め以て完全なる発達を遂げしむるは内外現時の情勢に照し最も喫緊の一要務たるべきを信す

仰々青年団体は青年修養の機関たり其の本旨とする所は青年をして健全なる国民善良なる公民たるの素養を得しむるに在り隨て団体員をして忠孝の本義を体し品性の向上を図り体力を増進し實際生活に適切な智能を研き剛健勤勉克く国家の進運を扶持するの精神と素質とを養成せしむるは刻下最も緊切の事に属す其の之をして事業に当り実務に従い以て練習を積ましむるもの亦固より修養に資せしむる所以に外ならず若し夫れ団体にして其の嚮う所を誤り施設其の宜しきを得ることあらむか當に所期の成績を挙げ得ざるのみならず其の弊の及ぶ所測り知るべからざるものあらむ故に地方当局者は須く此に留意し地方實際の状況に応じ最も適実なる指導を與え以て団体をして健全なる発達を遂げしむることを期すべし

(「青年団体の指導発達に関する件」(内務省・文部省, 1915a) より作成)

表 2-4 通牒「青年団体に関する件」

青年団体に関する件 大正4年9月15日 内務省文部省兩次官通牒

青年団体に関し今般内務文部兩大臣より訓令の次第も有之候處右団体の組織設置区域其の他に關しては大体左記標準に依り指導相成候様致度尤も此の際強て遂に該標準に據らしめるとする儀には無之候に付其の邊に就ては十分御留意の上深く地方實際の狀況に鑑み其の宜しきを制せしむる様御指導相成度此段及通牒候也

青年団体の設置に関する標準

1. 青年団体の組織

青年団体は市町村に於ける義務教育を了たるもの若く之と同年齡以上の者を以て組織し其の最高年齢は20年を常例とすること

2. 青年団体の設置区域

青年団体は市町村を区域として組織す但し土地の狀況に依り部落又は小学校通学区域等を区域として組織し若くは支部を置くことを得ること

3. 青年団体の指導者援助者

青年団体の指導者は小学校長又は市町村長其の他名望ある者の中に就き最も適當と認める者をして之に当らしめ市町村吏員、学校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其の他篤志中適當と認めるものをして協力指導の任に当らしむること

4. 青年団体の維持

青年団体に要する経費は努めて団体員の勤勞による収入を以て之を支弁すること

(「青年団体に関する件」(内務省・文部省, 1915b) より作成)

表 2-5 訓令「青年団体の健全発達に資すべき要項」

青年団体の健全発達に資すべき要項 大正7年5月3日 内務省文部省訓令

青年団体は青年修養の機関たり曩に其の本旨の存する所を訓令し更に其の依遵すべき所を通牒せしめたり爾來時勢の進展は益々之か振興の機運を促進し経営並指導亦漸く其の真摯を加えたりと雖組織の井然たるものあるに比し内容往々にして之に伴はず其の多くは尚點睛を快く缺くの憾なしとせず

今や世界戦乱の衝動は汎く精神上並經濟上の各方面を掀盪し殊に国民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらむとす顧ふに此の曠古の変局に處して嚮う所を誤らず更に戦後激甚ならむとする國際の競争に於て帝國の基礎を堅實にし毅然として其の重きを中外に為さしむるもの国家活力の源泉たる青年の努力に待つ所多し之をして益國体の精華を尊重し心身を研磨して将来更に規模の大を加うべき実務の負担に堪うるの力を涵養せしむるは刻下最要の先務たり青年団体の指導を以て任となす者は宜しく立国の本義と世界の大勢とに徴して其の適順する所を闡明し能く青年の心理を諒解して理之を晦へ情之を掖け身を以て範を示し苟も其の歸趨を誤らしめさらむことを期すべし若し夫れ經濟の変調に伴いて華靡頹唐漸く其の風を成すか如きに至りては國家の健全なる進運を荼毒すること尠しとせず青年の教養亦宜しく此に留意して其の操守を堅うせしめ益篤実剛健の氣風を興さしむるに務むべし

今青年団体の現状に顧み之が健全なる発達に資すべき當今の要項を左に條擧し以て地方の実況に照し參酌其の宜しきを制せしめんことを期す

1. 青年をして実地活用の智徳を進めしむるは補習教育に待つもの多し之か施設に勉め相率いて学に就かしめ以て其の普及と徹底とを図らむことを要す
1. 公共の精神を養い公民たるの性格を陶冶するは青年教育に於て闕くべからざる要綱たり補習教育の施設其の他適切なる方法を講じ以て其の目的を達成せむことを要す
1. 方今圖書の刊行せらるるもの多く之に伴うて青年の読書趣味を増進するもの尠しとせず能く其の選択を慎み青年をして健全なる識見を広うせしめむことを要す
1. 青年の身体を鍛鍊して其の体力を増進するは國家の活力を養うの要素たり心身共に堅實なる素質を大成せしめ平時並有事の秋に處し其の本文を盡すに於て遺憾なからしめむことを要す
1. 青年の修養は各自の自覺を以て本とす而も之か指導の任に當る者並其の中心たる者の力に待つ所殊に大なるものあるを以て適切なる方法に依り之か善導と養成とに勉めむことを要す
1. 青年団体の指導方法に先進者の所見時に牴牾矛盾に涉り之か実行爲に阻碍を見ることなきにあらざる

其の間の連絡を図り其の果を成し実を収むるに於て遺憾なからむことを要す

方今内外の情勢を稽うるに根底あり活力ある青年団体は帝国の殊に要求して已まさる所なり地方当局者は深く此に顧み今後一段の精采を加えて之か啓発策進に努力し各団体をして其の目標を齊うし其の歩調を一にし相互に督励して能く其の形体実質共に一貫せる錬成の美を濟さしむべし

(「青年団体の健全発達に資すべき要項」(内務省・文部省, 1918) より作成)

第2項 青年団の官製化をめぐる内務省・文部省・陸軍省の関係

それでは、一連の訓令・通牒の発令をめぐる、内務省・文部省・陸軍省の関係はいかなるものであったのか。

まず、第一次訓令と通牒では、団員の最高年齢を20歳と限定し、青年団を壮丁の予備教育機関として位置づけていた。このことから、田中の青年団構想をかなり反映させた内容となっていたことがわかる。加えて、「体育の奨励」については、決して田中のみの希望ではなかったものの、これについても明文化された。

しかし、これらの訓令・通牒は、内務・文部両大臣の名の下に発令されており、陸軍大臣の署名はなされていない。この点については、第一次訓令と通牒の発令に際し、初めは陸軍大臣も署名をする予定であったが、「陸相が署名すると、青年団体を駆って軍国主義化するのではないかと、一般の誤解を受けるおそれがあったので、遂に陸軍大臣の署名を削って発表された」(田中義一伝記刊行会, 1958, p. 612) という。各省は青年団の「軍国主義化」という見方に対して、何れも慎重な注意を払っていた。

例えば、一木内務大臣は、「之を以て軍事教育を施し軍事上の補助機関たらしめんとするものと思わば甚だしき誤解なり…(中略)…我青年団の将来の事業は平常剛健なる気風体力を養成し軍人として公民として或は商人として何れも其所に適する修養を期することを以て其の大主義大方針となるにあり」(国民新聞, 1915年9月17日付)と述べている。一木は、青年団の官製化が目指すところは「公民教育」にあるとし、決して「軍国主義化」を図るものではないということを強調している。

一方で、田中もまた、第一次訓令と通牒の発令の翌月、「露国仏国に於ける如く、青年を軍人に仕立てる目的、即ち青年に軍事的予備教育を与えようという意味は決してない。訓令

に明記してある如く、青年をして将来健全なる国民たらしむるといことが眼目である。」
 (田中, 1915c, pp. 37-38) と説き、決して「軍国主義」に資するために青年団の組織化を行うわけではないことを強調している。

しかしながら、それでも第一次訓令と通牒を内務・文部・陸軍の3大臣の連名で公布することができなかつたのは、「何事も極端に解釈する日本人の事なれば、田中少将の予期以上に、今後軍国主義は全てを犠牲とせずんば止まざるべし」(読売新聞, 1915年9月16日付) というような世論を、陸軍省も考慮せざるを得なかつたためである。このことから、第一次訓令と通牒の発令は、形式上は内務省と文部省の2省の名の下にあるが、実際には、内務省と文部省の背後において、陸軍省が主導的な役割を果たしていた点に注視する必要がある。

他方で、第一次訓令と通牒の発令にあたっては、田中の熱心な姿勢に対して、内務省と文部省があまり積極的な姿勢を示していなかつたことを窺い知ることができる。この状況について、内務省の田澤義鋪(以下「田澤」と略す)は、以下のように述べている。

「此の訓令は、表面内務・文部両大臣の訓令となっているが、裏面に於て最もその必要を力説したのは田中中将、殊に通牒に謂うところの20歳以下を以て常例とすと云う年齢の問題に就ては、内務当局の中には、25歳説を取って下らなかつたものが少なくなかつたが、遂に田中中将の熱心に動かされて、之に賛同した形であつた。…(中略)…此の訓令によって、青年団改造の実を挙げようと、最もよく努力したものは、青年団所管たる、内務文部両省ではなく、実に田中大将によって統率されておつた陸軍省であつた。…(中略)…文部当局が其の次で、内務省の関係者は、訓令それ自体が自己の考察に出でたのでなく、受動的な立場であつた。」(田澤, 1930, pp. 54-55)

そもそも、青年団の非事業団体化を目指していた田中と、多目的な事業団体としての性格付けを重視する内務省・文部省との間に、意見の相違が現れたのは当然のことであつた。その際、特に焦点が当てられたのは、団員の資格年齢の上限についてであつたという。

内務省は、青年団を事業団体として位置づけることを企図していたことから、選挙権その他の公権的諸権利の取得年齢である満25歳を以て上限とし、青年団を種々の公権的諸団体に接続させるという主張を持っていた。

一方で、田中が20歳を上限とする主張を打ち出したのは、先述したように、より円滑な

教育活動の実施と、在郷軍人会への接続を目指した組織上の問題からであった。加えて、田中が恐れていたのは、青年団の活動は国家的事業であるため、「極めて純白中正でなければなら」(田中, 1918b, p. 106) ないにも関わらず、内務省の思惑によって「政党の関係とか事業の関係とか個人の利害関係とか、或は政治上の見地の相違とか云うものから、苟にも色の着くということは、即ちこの事業を頓挫せしむる」(田中, 1918b, pp. 106-107) 点にあった。また、青年団が地方官憲に指導され、選挙活動に利用されることも恐れたとされている(田中義一伝記刊行会, 1958)。

こうしたことから、田中は、青年団の管轄を内務省ではなく、文部省に委任すべく努めるが、この点が「内務官僚を強く刺激」(田中義一伝記刊行会, 1958, p. 618) し、内務官僚の態度を硬化させたという。このことから、内務省の中には、「公民年齢たる 25 歳を取って譲らなかったものも少なくなかった」(熊谷, 1942, p. 116) という。しかし、結論的に言えば、「田中氏の熱心に動かされて」(熊谷, 1942, p. 116)、内務省は団員の年齢を 20 歳までとすることで押し切られた。

以上のように、各省間には、青年団の組織化とそこでの教育方針にそれぞれ違いが見られたが、実際に国家による青年教育政策の推進を主導したのは陸軍省であったと言える。このことは、当時、内務書記官として青年団体の指導的立場にあった田澤が第一次訓令の発令の経緯を総括して、「此の訓令によって、青年団改造の実を挙げようと、最も努力したのは、青年団所管省たる、内務、文部両省ではなく、実に田中少将によって代表されておった陸軍省であった」(田中義一伝記刊行会, 1958, p. 613) と述べていること、また、訓令・通牒に示された内容が、いずれも田中の青年団構想で列挙されていた事項を反映していたことから明らかであるといえよう。

第4節 地方長官会議における青年団の体育奨励をめぐる指示

第1項 地方長官会議の概要

続いて、第一次訓令・通牒・第二次訓令が、「北海道庁府県長官」（内務省・文部省，1915a・1915b・1918）宛に発令されている点に注目したい。「長官」^{注9)}とは、「北海道庁長官」および「府県知事」のことであり、訓令が「長官」に宛て発令されているということは、訓令に明示された事項を各道府県行政において奨励すべきということを意味している。

これまでの研究においても、青年団で体育・スポーツ活動が行われるようになった政策的契機として、大正4（1915）年に発令された第一次訓令の存在が挙げられている。しかし、先行研究のように訓令・通牒の意味内容の検討だけでは、内務省や文部省が青年団の体育奨励方策のあり方を、道府県行政にどのように求めたのかが不明確である。本研究においても、前節で訓令・通牒の内容を改めて検討したが、そこで示された「体力の増進」という言葉以上に、その内容を詳述することはできなかった。こうした理由から、本節では青年団の体育奨励方策に関する国家的要求を明確にするための新たな試みとして、「地方長官会議」における指示事項に着目したい。

地方長官会議とは、「内閣の意を体して、内務大臣が国の総合出先機関の長である地方長官を招集して行う会議であり、同時に、府県自治体の長としての地位にある府県知事の会議」（大霞会編，1971b，p. 837）である。地方長官会議は、政府の政策・方針等の示達・趣旨徹底の会議であると同時に、地方の実情聴取のための会議でもあり、また、地方行政の現地責任者としての体験に基づく意見聴取のための会議であった。通例では毎年1回、通常議会ないし特別議会の終了後に開催された。地方長官会議には、当該議会において成立した法律・予算を中心に、政府の新施策の意図するところを総合的に地方長官に伝え、その実施について必要な指示を与える点に中心的役割があった。

このように地方長官会議は、国家の政策・統治方針を全国に徹底する上で、初発の要の位置にあったことから、地方長官会議での指示事項を分析することにより、青年団の体育奨励に対する国家的要求を明確化することができると考える。

第2項 地方長官会議における各道府県行政への「青年団体育奨励」に関する指示

実際に、第一次訓令発令後の地方長官会議では、内務省と文部省によって、青年団に指導・

監督をすべきということが指示された。まず、大正4（1915）年12月6日、第一次訓令発令以後、初めて開催された地方長官会議において、一木は北海道庁長官および各府県知事に対して以下のような訓示を行っている。

「現時の情勢に照し殊に其必要なるを認め先に文部大臣と協議して訓令する所あり今や青年団体の設置は殆ど全国に洽し之を善導し各位宜しく部下の諸連絡並に郡市町村是等をして此趣旨を連絡せしめ地方公共団体との間に於ても亦能く連絡調和を保たしめ以て其発達を助けしめられんことを望む。」（東京日日新聞，1915年12月7日付）

さらに加えて、一木は指示事項「青年団体に関する件」として、以下のように指示をしている。

「青年団体の組織設置区域其の他に関しては大体の標準を通牒せしめ以て之が指導に努められることを望みたり標準青年団体をして成るべく之に據らしむるは固より希望する所なるも団体設立の動機、沿革其の他地方の情況に依りて今俄に該標準に據らしめるとするに於ては却て其の基礎を動揺し其の組織を破壊するの所あるものなきを保せず斯の如きものに在りては以て之か改良整善の実を挙げしめらしむることを望む。」（東京日日新聞，1915年12月7日付）

これらの訓示・指示事項から、青年団に対する指導・監督権は各道府県行政に付与されていることがわかる。そして、道府県行政には、管内の郡市町村に対する指示を徹底すべきことや、郡市町村との協力のもとで、各自、政策を展開することが求められている。その際、「地方の情況に依りて」というように、管内の地域の状況に合わせた展開を可能としている。次に、一木は青年団の体育奨励についても、以下のように述べている。

「青年団体に於る体育奨励は今まさに重大な地位を示している。各位体育の目的とする所を闡明にし現時の情勢に照し殊に其の必要なるを認め十分協議して各々施策し奨励に努められんことを望む。」（内務省地方局編，1915，p. 5）

道府県行政は青年団の体育をどのように奨励していくべきなのか。この点の結論は、「十

分協議して各々施策し奨励に努められん」ということであった。つまり、訓令と同様に、道府県行政は体育をどのように奨励すべきか、その具体的な展開方法については言及されていない。なお、これ以降の地方長官会議における青年団に関する指示事項を確認してみても、青年団の体育奨励に関する指示は、管見の限り行われていない。青年団の体育奨励に触れた場合にも、十分に体育奨励に努めるべきということが確認されるに留まっている。

以上のように、地方長官会議における指示事項の検討から、青年団の体育奨励方策を具現化する役割は、各道府県行政に一任されていたことが確認された。それでは、東京府行政は第一次訓令と地方長官会議での指示事項を受けて、青年団の体育奨励方策をどのように具現化していったのか、次章で明らかにしていきたい。

第5節 本章のまとめ

本章では、青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が青年団の重要な活動として位置づけられた経緯と意図について明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、地方改良運動を主導し、大正期に青年団の官製化に関与した報徳会の体育観について、地方改良運動との関連から検討した（第1節）。次に、陸軍省の田中義一の青年団の体育奨励に対する軍事的要求を検討した（第2節）。そして、青年団への体育奨励をめぐる、内務省・文部省と陸軍省の関係性と、青年団の体育奨励の契機となった訓令・通牒の内容について検討した（第3節）。最後に、青年団の体育奨励に関する国家の意図が、実際の政策実施者である道府県行政にどのように伝えられたのか、地方長官会議における指示事項について検討した（第4節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 報徳主義思想とは、「道徳と経済の調和」を基軸として、共同一致の精神と勤労精神の鼓吹を企図した思想であった。報徳会は、報徳主義思想に基づき、経済活動としての「労働」と「体育」を結び付けた「生活の実益に資する体育」を奨励した。
- 2) 報徳会は、体育の奨励方法を検討するために、「体育奨励に関する実行事項協議会」を開催した。協議会には、評議員のみならず、外部から体育・教育や医学に関する専門家が招聘された。報徳会は、実行事項協議会の結果をまとめ、『斯民』誌上に「体育奨励に関する実行事項」を発表した。体育実行事項では、国民体育や学校体育に関する構想とともに、青年団に対する体育奨励構想についても詳細に示された。
- 3) 陸軍省の田中は、わが国の青年には、教練や困苦欠乏に耐え得る剛健なる気象が欠けるという問題点を見出していた。そうした問題意識から、田中は青年団の体育に対して、専門的な軍事知識や技能、あるいは軍隊での活動に直結するような高度な軍事訓練ではなく、強健な体位・体格、旺盛な体力、さらには尚武心や犠牲的精神の涵養など、軍隊での活動の前提となる、より一般的な資質や能力の涵養を求めた。
- 4) 田中は体育を用いた軍隊教育の意義について強く主張し、内務省と文部省はその主張を受け入れる形で、第一次訓令は、内務・文部・陸軍大臣の3者の共同訓令として発令され

ることとなった。しかし、陸軍大臣が署名をすると、青年団を使って軍国主義化を図っている等の批判を受ける恐れがあったため、結果的に陸軍大臣の署名は削除された。ただし、訓令の内容は、田中を中心とした軍部の主張を全面的に受け入れた内容となっており、訓令の発令をめぐっては、陸軍省が主導的な役割を果たしていたと捉えることができる。

- 5) 地方長官会議では、道府県行政に対して、青年団の体育奨励に関する具体的な展開方法について指示はされなかった。そのため、道府県行政では管内の地域状況に鑑みた上で、各自で政策を策定し、施行することが求められた。

以上、本章では青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が、青年団の活動の眼目に位置づけられた国家的意図と経緯について明らかにした。

第2章 注釈

注1) 二宮尊徳(1787-1856)とは、江戸後期の農政家である。相模国足柄上郡栢山村の農民の長男として生まれた。生家は、寛政12(1800)年に父・利右衛門を、2年後の享和2(1802)年には母を亡くしたことによって没落するが、文化6(1809)年に再興基金を得て再興を果たした。その後、文化9(1812)年に小田原藩家老服部十郎兵衛家の若党となり、服部家の財政の立て直しを儉約と借入金運用によって成功させた。以後、二宮は、下野国桜町領をはじめ、北関東を中心とした数多の農村の再建に成功し、名を馳せた。天保13(1842)年には、水野忠邦に抜擢されて幕臣となり、日光領の復興に取り組んだ。

注2) 見城(2009)によれば、二宮は「実践の人」という姿勢を堅持し、「報徳思想とは何か」を明示するような「正統なテキスト」を門人たちへ積極的に残すことはしなかったという(見城, 2009)。そのため、ここでは、二宮の高弟であった富田高慶が著した、『報徳記』(1856)における報徳思想の説明に関する記述を用いた。

注3) 山本もまた、青年団体は実業補習学校等と違い、「其の行動は自ら自治制度の予習」になるとしている。山本は、青年団体を「何等の理屈なしに郡町村民教育機関」(山本, 1910, p. 117)と捉え、青年教育を自治教育の手段とする、報徳会ないし内務省の見解を肯定的に受け止めていた。

注4) 田中義一(1864-1929)は、明治期から昭和戦前期にかけての陸軍軍人、政治家である。萩藩士の子として生まれ、代用教員を経て、明治19(1886)年に陸軍士官学校、明治25(1892)年に陸軍大学校を卒業した。山県有朋や寺内正毅らの庇護を受けて累進し、陸軍軍務局長、参謀次長を経て、大正7(1918)年に陸軍大臣に就任した。以後、大正14(1925)年に立憲政友会総裁、昭和2(1927)年には総理大臣兼外務大臣を歴任した。

注5) 田中が視察を行った国は、「イギリス」、「フランス」、「ロシア」、「ドイツ」、「オーストリア」、「イタリア」、「アメリカ」、「スウェーデン」等である(田中, 1915c)。

注 6) 田中は、ユング・ドイチェランドで行われていた体育活動の具体的な実態については、書き記していない。ユング・ドイチェランドで行われていた体育活動について、会長の Goltz は、「体育に必要な場所と充分の機会を與える事も亦甚だ必要である。体操と並んで運動、遊戯、遊泳、氷滑り、スケート競争等を奨励し、愛郷心の培養の為に各機会を捕え得るように、これら各種の国民的練習を熾んならしむる必要がある」(ゴルツ：田代順一郎訳，1915，p. 83) と述べている。このような Goltz の主張から、ユング・ドイチェランドでは体操の他にも、様々な「スポーツ」に取り組んでいたことを窺い知ることができる。

注 7) 例えば、田中は、『欧州大戦の教訓と青年指導』(1918a) では、「青年指導の実際的方法」(田中，1918a，p. 94) の1つとして、体育の重要性を主張している。他にも、『帝国の使命と青年の覚悟』(田中，1918b) や『青年団の国民的鍛練』(1918c) 等の著作・論稿においても、体育奨励に関する言及が見られる。

注 8) 訓令の法的な位置づけについては、「上級官庁に対する関係において下級官庁を拘束するだけであって、法規としての性質をもたないのが原則である。したがって、訓令に違反する行為も、違法とはならない。」(我妻編，1952，p.323) とされている。そのため、青年団の体育についても、あくまでも「奨励」に留まり、法的拘束力は伴わない。

注 9) 北海道庁長官および各府県知事は内務省から派遣される官吏であり、地方長官と称されていた。

第2章 引用参考文献

- 不破和彦（1990）近代日本の国家と青年教育．学文社．
- ゴルツ：田代順一郎訳（1915）青年独逸．興国社．
- 早川千吉郎（1908）報徳会の性質及現況．京都府農会編 報徳講演集．京都府，170-190．
- 早川千吉郎（1912）貧富相互の推譲．斯民，7（5）：26-30．
- 早川千吉郎（1920）唯奮勵努力あるのみ．斯民，15（4）：10-11．
- 早田旅人（2014）報徳仕法と近世社会．東京堂出版．
- 平山和彦（1978）青年団史研究序説 下巻．新泉社．
- 北条時敬（1908）勤勞三昧の境界．斯民，3（11）：11-14．
- 報徳会（1906）開刊の辞．斯民，1（1）：1-4．
- 報徳会（1915a）体育奨励に関する実行事項協議会．斯民，9（10）：18．
- 報徳会（1915b）第2回体育奨励に関する実行事項協議会．斯民，9（11）：24．
- 一木喜徳郎（1907）道徳經濟一致の大意．斯民，2（10）：18-24．
- 井上哲次郎（1909）時勢に適合せる報徳の教．斯民，4（2）：17-19．
- 石原喜久太郎（1915）学校衛生上の4要点．斯民，9（10）：35-37．
- 鹿野政直（1967）戦後経営と農村教育：日露戦争後の青年団運動について．思想，52：42-59．
- 嘉納治五郎（1915）国民的運動を奨励せよ．斯民，9（10）：19-26．
- 見城悌治（2009）近代報徳思想と日本社会．ぺりかん社．
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史．杏林書院．
- 清浦奎吾（1906）二宮先生と其人格．留岡幸助編 二宮翁と諸家．人道社，pp. 30-38．
- 国民新聞（1915）修養機関 一木内相青年団訓令談．9月17日付朝刊．
- 瀨瀨厚（1987）近代日本の政軍関係：軍人政治家田中義一の軌跡．桜楓社．
- 古瀬安俊（1915）学生の發育及健康状態．斯民，9（10）：55-60．
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流．創文企画．
- 熊谷辰治郎（1942）大日本青年団史．日本青年館．
- 三原芳一（1978）陸軍と教育．池田進・本山幸彦編 大正の教育．第一法規出版，pp. 659-717．
- 永井道明（1915）体育の本義と奨励の方法．斯民，9（11）：11-16．

- 長岡外史(1910)偕行社記事第408号附録 軍隊内務書に関する軍務局長口述要旨. 偕行社.
- 内務省地方局編(1915)青年教育事務時報 第1編. 内務省地方局.
- 内務省・文部省(1915a)青年団体の指導発達に関する件. 官報, 937:1.
- 内務省・文部省(1915b)青年団体に関する件. 男女青少年団体に関する訓令・通牒, 文部省社会教育局, pp. 4-6.
- 内務省・文部省(1918)青年団体の健全発達に資すべき要項. 官報, 1723:3.
- 中川望(1908)農村自治と青年団体. 斯民, 2(11):16-21.
- 中川望(1915)地方開発上実行を期すべき四事. 斯民, 10(3):52-55.
- 中村春二(1915)心と体を親しくせよ. 斯民, 9(10):51-54.
- 並松信久(2004)報徳主義思想の展開と国家政策の課題. 京都産業大学論集, 31:56-77.
- 西久保弘道(1915)剣道は最良の体育法なり. 斯民, 9(10):38-42.
- 野田忠廣(1915)先づ児童の健康を保護せよ. 斯民, 9(10):43-49.
- 大江志乃夫(1972)大正デモクラシー運動の前提:近代天皇制の軍事的編成がえ. 高橋幸八郎編 日本近代化の研究 下巻. pp. 3-63, 東京大学出版.
- 小川利夫・橋口菊・大蔵隆雄・磯野昌蔵(1957)わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察:地方自治と社会教育. 教育学研究, 24:1-18.
- 大島美津子(1959)明治末期における地方行政の展開:地方改良運動. 東洋文化研究所紀要, 19:79-126.
- 陸軍省(1907)明治40年日本帝国の国防方針 山県有朋元帥使用. 陸軍省.
- 陸軍省(1908)軍令陸第17号 軍隊内務書. 川流堂.
- 千石興太郎(1914)農村青年の修練. 斯民, 9(1):70-73.
- 鈴木木太郎(1909)経済思潮と報徳主義. 斯民, 4(1):56-61.
- 大霞会編(1971a)内務省史 第4巻. 原書房.
- 大霞会編(1971b)内務省史 第3巻. 原書房.
- 高木兼寛(1914)体力の増進と分度の厳守. 斯民, 9(4):15-16.
- 高木兼寛(1915)体位の下落と其の向上策. 斯民, 9(10):27-34.
- 竹之下休蔵・岸野雄三(1959)近代日本学校体育史. 日本図書センター.
- 田中義一(1915a)列強に於ける少年軍団の現状. 斯民, 9(11):2-10.
- 田中義一(1915b)地方青年団員に望む. 斯民, 9(12):13-17.
- 田中義一(1915c)社会的国民教育:青年義勇団. 博文館.

- 田中義一（1916）壮丁読本講話．帝国在郷軍人会本部．
- 田中義一（1918a）欧州大戦の教訓と青年指導．新月社．
- 田中義一（1918b）帝国の使命と青年の覚悟．誠文堂書店．
- 田中義一（1918c）青年団の国民的鍛練．青年団中央部編 青年団指導．帝国青年発行所，pp. 159-172.
- 田中義一（1926）国家総動員の要素と軍事訓練の意義．澤本孟虎編 国家総動員の意義．青山書院，pp. 239-261.
- 田中義一伝記刊行会編（1958）田中義一伝記上巻．田中義一伝記刊行会．
- 田澤義鋪（1930）青年団の使命．日本青年館．
- 留岡幸助（1914）報徳会の使命．斯民，8（10）：38-41.
- 富田高慶（1856）報徳記．大日本農会．
- 東京日日新聞（1915）12月7日付 東京朝刊．
- 潮恵之輔（1910）青年と愛郷心．斯民，5（2）：39-41.
- 潮恵之輔（1913）青年に対する希望二則．斯民，8（4）：24-28.
- 我妻栄編（1952）新法律学辞典．有斐閣，p. 323.
- 山本瀧之助（1910）地方青年団体．洛陽堂．
- 読売新聞（1915）両省訓令と新機運 下．9月16日付朝刊．

第 3 章

第3章 東京府における青年団体育奨励方策の行政過程

第3章では、実際の政策実施者であった道府県行政が、青年団の体育奨励方策をどのように展開していったのか、東京府行政を具体的事例として、政策の具現化の過程を明らかにすることを目的とする。

そのために、まず、東京府の青年団政策を主導した井上友一府知事の事績と青年教育論について概観する（第1節）。次に、井上府知事の青年団政策と、その中での体育の位置づけを明らかにし（第2節）、東京府における青年団体育奨励方策の政策過程を明らかにする（第3節）。最後に、大正期の東京府における青年団体育奨励方策の特質について明らかにする（第4節）。

第1節 井上友一府知事について

第1項 井上友一の略歴と事績

第一次訓令が発令された大正4（1915）年9月、東京府知事を務めていたのは井上友一（1871-1919）であった。井上は金沢藩士の子として生まれ、第四高等学校、東京帝国大学法科を卒業後、明治26（1893）年に内務省へと入省した。

井上は府知事に就任するまで、内務省において、県治局市町村課長、地方局府県課長、内務大臣秘書官、内務省参事官、内務省神社局長等を歴任している。井上は内務官僚として様々な職務を経験しながらも、最大の関心は地方行政にあり、特に産業や教育、その他公共福祉の増進に主眼をおいていた（大霞会編，1971）。

そして、大正4（1915）年7月2日から、大正8（1919）年6月12日に急逝するまで、第21代東京府知事を務めた。井上は死後、「一たび東京府知事となるや、年来の懐抱せし所を、著々として東京府の実地に遂行し、良好の成績を挙げて各地方に対し模範を示すが如きの地位にたてり」（近江編，1920，p. 37）と評されるように、わずか4年弱の知事職でありながら、数多くの事績を残したとされる。

第1章第3節において述べたように、井上が青年団の体育奨励方策を検討した時期（1915—1918）の東京府には、未だ社会教育専任主事も設置されていない。東京府（1941）の報告で、「学務兵事課の一係が実業補習学校、青年団、通俗講演の一仕事にたずさわっているに過ぎなかった」（東京府，1941，p. 7）と評されているように、東京府の通俗・社会教育行政は確立していなかった。本研究が、東京府の青年団体育奨励方策の政策過程の検討において井上に注目するのは、こうした東京府の通俗・社会教育行政の未整備を背景に、井上が府知事として、大正期の東京府の青年団政策を主導した指導者であったからである。

詳細は後述するが、井上は、第一次訓令における青年団改編の主眼を「地方青年の修養機関に在ることを念じ他日優秀なる公民として其郷土の為に貢献せしめ依て以て地方の根幹を培養する」（井上，1915）点に置き、東京府の青年団のあり方を構想した。そのような井上の青年団構想において、体育はどのように位置づけられていたのだろうか。行政主体としての井上の構想を分析することは、改めて大正期の青年団における体育の位置づけを解明するための手掛かりとなる。

第2項 井上友一の青年教育論

井上は、府知事に就任する以前から、内務省において様々な任に就いており、その時期の著作では、いくつか、青年教育に関する記述も散見される。そのため、井上の府知事としての青年団構想を検討する前に、内務省地方局府県課長として地方行政を担当していた時期の井上の著作から、青年教育と体育に関連する主張について確認しておきたい。

まず、井上は主著『自治要義』（1909）において、都市の公園行政について論じる中で、「運動園」の存在に言及している。ここで井上は、「運動園」を「主として体育に適するの設備を具へたる広濶の場所」（井上，1909，p. 170）と位置づけ、人々の健康保持という観点からも、地方行政は運動園の整備を積極的に拡充していく必要があると主張している（井上，1909）。そして、こうした運動園を設置したことで少年犯罪が減少したとするアメリカの事例を紹介し、「運動奨励の主義に重きを置き併せて社会教育の主義を発揮するに至れり」（井上，1909，p. 174）としている。こうした点からも、井上が、社会教育において体育が果たし得る、教育的価値に注目していることを窺い知ることができる。

また、『自治之開発訓練』（1912）では、「自治と実業教育」について論じる中で、「学校教育があまりに書物の上のみ偏し、書物で人を過度に仕込むよりも実物教育の方で、幼年時代より十分に労力と体力とを練り上げることが却て大切である」（井上，1912，p. 240）と述べている。ここでは、「労力」と「体力」の重要性を問題意識として持っていることが見出される。

このように、井上は、内務省の地方局府県課長の時から、都市行政や地方自治のあり方を考える中で、体育を通じた人々の健康保持や、青年教育に対する体育の効果というものを見出していたことが窺える。以上の主張を踏まえた上で、以下では、東京府知事としての井上の構想を見ていきたい。

第2節 井上友一府知事の青年団政策における体育の位置づけ

第1項 井上友一による東京府下青年団構想

まず、井上は第一次訓令の発令を受けて、以下のように見解を述べている。

「今回青年団の改善督励に関して内務文部両大臣より訓令ありたるは各位の知悉せらるる所なり顧うに本府に於ける青年団は各郡市島嶼を通じて其の数 274 を算するに至り其成績見るべきものなきに非ずと雖尚未だ遺憾の点少しとせず…(中略)…各位は深く青年団の本質が地方青年の修養機関に在ることを念じ他日優秀なる公民として其郷土の為に貢献せしめ依て以て地方の根幹を培養するに努めらるべし。」(井上, 1915)

井上は、第一次訓令発令以前から、東京府の青年団が全国で最も後れを取っている状況を憂慮していた。そのため、井上は「東京府も何時まで眠って居る様には行かぬ」(井上, 1918a, p. 378) という強い決意から、第一次訓令の発令以後、青年団の強化に積極的に取り組んでいった。

井上によれば、青年団とは「学校教育以外に於て庶民社会の経済的及精神的の機能を進めんが為め設けられたる訓育の場」(井上, 1917a) である。そして、その主たる対象は、団員の大多数を占めている「労働青年」(井上, 1917a) であるという。井上は、この「労働青年」について、「大として商店や工場に従事している」(井上, 1917a) 青年であると説明しており、さらに、後述するように、井上は府政において、とりわけ商工業政策に重点を置いていたことから、東京府の青年団の主たる対象として、商店や企業、工場で働いている青年労働者を想定していたことがわかる。

続いて、井上は東京府の青年団が果たすべき目的として、大きく以下の3点を挙げている。

まず1つ目に、国家奉公の精神を養うために、青年団において「府民教育」を行うことを掲げている。井上によれば、「国家奉公の精神」とは「常に帝国という団体の為め其一員として責任あることを自覚せしむるに外なら」(井上, 1917b, p. 2) ないものであり、それは、自己を国家の一部として認識する精神であると説明している。そして、東京府は、皇室より数々の恩恵を享受している点が、特に他の地方とは異なる状況にあることから^{注1)}、東京府の青年は、より一層、厚き奉公の念を持つよう留意すべきであるという。

2つ目に、上記の「国家奉公の精神」の養成と関連付けて、団体生活の向上を図るために、「公民教育」を行うことを掲げている。青年は団体の一員として、「公民としての修養」（井上，1917b, p. 2）に努めるべきであるとし、具体的な内容として、郷土思想や自治思想、団体思想の涵養を掲げている。

3つ目に、生産能率を向上させるために、「勤労教育」を行うことを掲げている。青年団において勤労（労働）教育を実施することで、東京府の生産能率の向上を図り、地方開発^{註2}の基盤強化を図ろうとするものである。

そして、井上は、青年が上記の3つの目的を果たすことによって、「忠実なる国民公民堅実なる農民，商工民を造る事」（井上，1917b, p. 4）に繋がっていくとした。

以上のように、国家奉公の精神と、国家の一員としての強い自覚を持った青年の育成、そして、「労働」という、地方開発を支える青年の素養を身に付けさせることこそが、井上の東京府の青年団構想の核心であった。

第2項 井上友一の青年団政策における体育の位置づけ

それでは、井上は東京府の青年団政策に体育をどのように位置付けていたのだろうか。

井上は、大正6（1917）年5月5日、東京府会議事堂で開催された「東京府青年団指導者協議会」において、青年団で体育に取り組むことの意義について訓示を行った。その際、井上は、東京府の発展のためには青年団での教育が急務であるとした上で、冒頭部で東京府の青年団の目指すものとして、上述した府民教育、公民教育、勤労教育という3点について説明をしている。そして、注目すべきは、これらの目的を果たすための前提として、体育の存在が挙げられている点である。この点について、井上は以下のように述べている。

「此の如き立派なる国民となるには何分にも強き体力を要す。我東京府民の体格は徴兵検査の比較表に依れば大阪府と鹿児島県とを除いては、日本の最末位に在るは甚だ遺憾とする所なり。…（中略）…思うに工場に於て旋盤に向かう時も、鋤を持って荒蕪地を開墾する時も、風土の全く異なる南洋に植民する時も、体力は総ての問題の前提なり。」（井上，1917b, p. 4）

このように井上は、上述した「忠実なる国民公民堅実なる農民，商工民」を青年団におい

で養成するためには、それに適うだけの「体力」が青年には必要であると考えていた。そして、井上は青年団の活動の「総ての前提」に体育を位置づけることで、青年団に体育を奨励することの意義を見出していたことがわかる。

次に、井上は、国家が青年団の体育に求めた軍隊教育としてのあり方に対して、以下のように見解を示している。

「田中参謀次長は、軍国に其力を致す青年を作る為に斯くあらねばならぬと説かれ、中川衛生局長は体育の方面から力説して斯うあって欲しいと高調されるのである。何れも至極結構な説であるが、私は私の専門の立場から、地方開発の為に十分働く青年を養成したい。」(井上, 1918a, p. 337)

このように、井上は、国家の軍事的要求に全面的に従うだけではなく、東京府の発展を掌る府知事の立場から、同時に「地方開発の為に十分働く青年」についても養成していきたいと訴えている。それでは、井上のいう「地方開発の為に十分働く青年」とはどのような青年なのか。

まず、井上によれば、青年にとっての体育とは「強壯なる身体を養うことを目的とした活動であり、青年の活きた実力を養う一事」(井上, 1917a)である。また、青年団の体育には、心身の形成を以て最良の労働者を養う効果があるとした上で、青年団で体育に取り組むことによって、公共的精神や社会的道義を振作することができるかと述べている(井上, 1917a)。そして、体育奨励を通して、「活気あり勤労に耐ゆる多数の青年、其即ち労働に資する活気のある青年を造りたいのである」(井上, 1917a)として、養成すべき青年像について述べている。それでは、なぜ井上は、とりわけ、労働青年の養成に重点を置かざるを得なかったのか。以下に詳述していきたい。

第3項 大正期の東京府の青年教育をめぐる社会状況と井上の青年団体育構想の関連

大正期の東京府は、全国規模での経済発展を背景に、わが国の経済の中心地として、その比重を増大していった時期である。このような状況に伴って、東京府への人口流入は年々増加の一途を辿り、とりわけ商工業に従事する労働青年の増加は顕著であった(東京府, 1916)。農商務大臣官房文書課(1916)および農商務大臣官房統計課(1921)の報告によれば、東

京府で工業に従事する男子の総数は、大正3（1914）年は61,250人であったが、大正8（1919）年には115,330人にまで増加している。そして、男子の総数のうちに、15歳以上20歳未満の青年が占める人数もまた、大正3（1914）年の14,231人から、大正8（1919）年には28,980人にまで増加している。さらに、東京府の15歳以上20歳未満の青年の労働者が全国に占める割合は、大正8（1919）年には16.5%となっている（全国総数は175,401人）。このデータは、あくまでも工業従事者に限ったものであるが、このデータからも、大正期の東京府の労働青年をめぐる状況を窺い知ることができよう。

そして、このような労働青年の増加は、同時に治安維持や労働争議、また第一次大戦後の異常な物価騰貴に伴う騒動の誘発など、都市を中心とした社会の分裂と不安定化を行政課題として噴出させた。さらには、同時期に大流行したコレラやペスト等の伝染病への対応も求められ、保健衛生の面からも健康で強靱な身体を有した青年を養成する必要があった。このような、大正期の東京府が置かれた社会状況を踏まえると、東京府行政にとって、労働青年をめぐる諸課題への対応は、まさに刻下の急務であったといえよう。

このことに関連して、井上が府政全般を通して特に力を注いだ政策は、「商工業政策」であったといわれている。例えば、東京府の商工業政策に関する協議会の委員であった実業家の渋沢栄一は、井上が果たした東京府の商工業政策への貢献について「実に偉大なものであった」（渋沢、1919, p. 47）と評し、また、同じく委員として井上と交流のあった水町袈裟六も「東京府下の工業能力は非常に有望なものがあるということを観られて、直ちに此の能力を更に一層促進することを企図し…（中略）…能う限り経済上の効果を収めることに始終骨を折られた」（水町、1919, p. 45）と述べている。

そして、井上の商工業政策では、能率の向上と同時に、「福利増進事業も亦工業生活の安定を計り、進んで従業者の能率を増進するを以て主眼とす」（井上、1919, p. 6）というように、労働者の生活面での安定を図ることも目指されていた。このことから、井上が青年団政策に限らず、府政全般を通して広く労働青年のあり方を模索していたことを窺い知ることができよう。

以上のように、井上は大正期の東京府の社会状況を背景に、労働青年をめぐる行政課題の解決策の一端を、青年団の体育奨励に導出したのであった。青年団に対する体育奨励は、体育を通じた体位・体力の向上こそが東京府の青年団の発展、さらには地方開発に貢献するものと考えていた井上にとって、時局に対応する上で、まさに必要不可欠な存在であったといえよう。

第3節 東京府における青年団体育奨励方策の展開過程

第1項 東京府青年体育協議会の設置

井上は、大正6（1917）年頃から、青年団の強化を企図して、各種協議会の設置を推進した。その嚆矢が、「東京府青年団指導者協議会（以下「指導者協議会」と略す）」の設置であり、その後、指導者協議会から派生する形で、「東京府青年体育協議会（以下「体育協議会」と略す）」が設置された。

まず、指導者協議会は、「該訓令中の要項を計画し補習教育の如き体育奨励の如き既に夫々実施中に属するも尚一層之か徹底を期せむには先以て青年団指導者其の人を得るを以て第一義」（井上，1917c）とするために、井上の主宰によって設置された。委員は主に内務部学務兵事課の視學員によって構成され、青年団の補習教育や図書閲覧事業、体育奨励に関する検討、また、府下青年団の状況調査等が実施された。さらには、地域の青年団の指導者層を集めて協議会を開き、指導者の養成と相互の連絡統一を図ることが目指された。

しかし、体育の奨励については、特にその重要性から、指導者協議会の中だけでは解決することのできない課題とされた。この点について、井上は、「体育奨励を全面的に施行するには行政内の範疇を超えて外部の助力により其専門の協議会を以て検討」（井上，1917d）されなければならないと述べている。そのため、井上は大正6（1917）年7月25日に、東京府の青年団の体育奨励方策を検討するための専門機関として「体育協議会」を設置した。体育協議会の目的は、「青年体力の向上に関する実行方法を調査し以て適切なる指導奨励を加える」（井上，1917d）ことであった。主な事業は、青年団の体育指導・奨励策の検討や、体育施設、保健衛生について研究・調査を行うことであった（東京府，1919，p. 321）。

井上は体育協議会の設置にあたって、以下のように述べている。

「今回青年体力の向上に関する実行方法を調査し以て適切なる指導奨励を加える為府庁内に東京府青年体育協議会を設け官公吏府立学校長医師及学識経験ある専門家中より委員を挙げ講究せしむる所あらむとす各位は克く此の趣旨を体し青年体育奨励に関する意見を開陳せらるると共に必要に応じ本調査に要する資料を提供せられ調査進行を援助せられむことを望む」（井上，1917d）

このように、井上は体育協議会の設置を通して、より専門的な立場から、東京府の青年団

の体育奨励方策を検討することを試みた。その際、注目されるのが委員の構成についてである。しかしながら、管見の限り、体育協議会の委員名簿については、現在のところ公的な文書としては残されていない。そのため、史料的限界はあるものの、ここでは当時の新聞での報道を手がかりとして触れておきたい。

委員については、井上が自ら交渉して、外部から広く有識者を招聘した（表3-1）。招聘された委員には、例えば、わが国の体育指導において重要な地位にあった永井道明や、大阪府天王寺師範学校校長を務めた後、内務省嘱託として全国の青年教育の振興に尽力していた村田宇一郎（以下「村田」と略す）、そして学校衛生を専門とする北豊吉など、いずれも第一線で活躍する教育・体育の専門家が顔を揃えている。一方で、府下の師範学校・府立中学校の校長など、学校関係者が招聘されていることも特徴的である。

表 3-1 東京府青年体育協議会の委員構成

役職	氏名	所属・役職
会長	東園 基光	東京府内務部長
嘱託委員	永井 道明	東京高等師範学校教授
	村田 宇一郎	内務省嘱託
	北 豊吉	文部省衛生官
	谷口 典二	内務省防疫官
	守屋 恒三郎	東京市教育課長
任命委員	下村 壽一	東京府理事官
	丹羽 七郎	東京府理事官
	高橋 幸之介	東京府技師
	瀧澤 菊太郎	青山師範学校校長
	川田 正激	府立第一中学校校長
幹事	吉田 寛	東京府嘱託
	十倉 精一	東京府視学
	八丁 春太郎	東京府視学
	清水 福市	東京府嘱託
	鈴木 栄一郎	東京府嘱託

（「東京朝日新聞，1917年7月25日付」より作成）

そして、外部の有識者のみならず、東京府行政からは、内務部学務兵事課の視學員2名が招聘されている。東京府（1941）の報告によれば、この視學員は、小学校において体育指導

に従事しているなど、日頃から体育指導に関わりのある2名であり、協議会への参加以外にも、事務や連絡調整業務を担当した。なお、会長には、東京府内務部長の東園基光が就いている。

以上のように、東京府行政は体育協議会を設置し、以後、体育の奨励に努めていくことになる。一方でそれは、東京府の青年団の体育奨励方策を支えるべき行政基盤の未確立を背景としており、体育協議会の設置自体が政策を遂行するための一方策であったと位置づけることができよう。

第2項 東京府青年体育協議会が抱えた体育奨励上の課題とその対応

次に、体育協議会が青年団の体育奨励において抱えた2つの課題に着目し、その課題を解決するためにどのような対応が取られたのか、以下に明らかにしたい。

1) 青年の体位・体格低下問題：「如何にして体格を向上せしめ得るか」

体育協議会が抱えた1つ目の課題は、東京府の青年の「体位・体格の低さ」であった。この状況について、井上は以下のように指摘をしている。

「最近5ヶ年間に於ける本府徴兵検査の結果は、…(中略)…全国各府県の第42位乃至第46位にある。頗る憂慮に絶えざるところにして之が救済は1日も之を果たすべし。故に青年の体育増進に関し速に適切なる施設を講ずるは焦眉の急務たるべし。」(井上, 1917e)

上記に井上が述べた状況は、東京府の徴兵検査の結果を反映したものである。これに加えて井上は、上述してきた問題意識から、「壮丁の体位は甚しき低度にありて殊に商家の徒弟会社の職工に至りては其の貧弱なる形容見るに堪えない」(井上, 1917e)ものとして、とりわけ商工業に従事する青年の体位の低さを問題視している。

このような状況に呼応して、大正7(1918)年4月3日、東京府会議事堂において、「東京府の青年体育向上に関する件」と題する協議会が開催された。この協議会では、検討課題として、「如何にしたら東京府下の青年子弟の体格を向上せしめ得るか」が掲げられた。

注目すべきは、この協議会には体育協議会の委員や、内務部学務兵事課といった東京府行

政の関係者のみならず、東京府下の「大工場商店」（井上，1918b）の経営者らが一堂に介している点である。具体的には、「三越」、「鐘紡」、「富士瓦斯」等の企業、工場、商店の経営者約 50 名が参加した。

この協議会において井上は、経営者らに対して以下のように訴えた。

「最近 3 年間の壮丁検査に観て農業に従事する郡部の青年は体格が立派だが多くの職工の中別けても坐業者などは甚だしく劣って、足袋職人などは 100 人の壮丁中甲種がたった 12 人という情けない勘定である。寒心すべき話してこれが体育向上の方法に就いては我々に於ても是迄協議を遂げ漸く 3 つの案が出来た。体育講習、体育機関設備補助、体格検査でこれを具体的に実施したいとの考えである。尤も今日集まった人の中には個人的に相当の設備をして居るのもある。ついては此の事項については是非とも皆様のご尽力を賜りたい。」（井上，1918b）

井上は経営者らに対して、昨今の東京府において、農業に従事する郡部の青年に比べて、商工業に従事する青年の体位・体格が非常に低いレベルにあることを説明した上で、体育協議会ではその対応に苦慮している状況を伝えている。その上で井上は、青年らが工場や商店において労働に従事する合間に、体育に取り組むことができるような環境作りへの協力を訴えた（井上，1918b）。そして、協力をしてくれる企業に対しては、地域の状況、業務内容を斟酌した上で、東京府行政が運動場や運動用具等の必要な設備を整備すること、また、助成金を支給することを明言した（井上，1918b）。

そもそも、労働青年には時間的制約があるため、日常的に青年団で体育活動を行うことは難しい状況にあった。体育協議会はそのことが体育奨励の阻害要因であると考え、企業との連携協力のもと、労働青年が体育に取り組める環境作りを構築し、体育を推進しようとしたのである。

なお、翌大正 8（1919）年に東京府商工課（1919）が実施した調査によれば、運動場や体育器具等の体育施設が整備された工場が増加したことが報告されている。各企業が体育協議会の要請に呼応して、体育施設の整備に取り組んでいったことを窺い知ることができよう。

2) 体育指導者の不在問題：「如何にして体育を普及せしめ得るか」

体育協議会が抱えた2つ目の課題は、「如何にして青年団に体育を普及せしめ得るか」（井上, 1918c）というものであった。特に、地域の青年団において「誰が体育を教えるのか」という課題に焦点が当てられた。

先行研究（高津, 1994 ; 佐々木, 2004）が明らかにしているように、第一次訓令によって青年団に体育が奨励されるまでは、地域の青年団では体育に触れたことのない青年が多数いた。そのため、井上が、「青年団指導者其の人を得るを以て第一義となさざる可からず」（井上, 1918c）と問題意識を述べるように、東京府の青年団に体育を普及させるためには、何よりも青年団で体育を教える指導者の養成が急務とされていた。

そこで、体育協議会が、この課題の解決策として導出した方策が、「東京府青年体育指導者講習会（以下「講習会」と略す）」と「東京府青年体育指導者講演会（以下「講演会」と略す）」の開催であった。

まず「講習会」は、大正7（1918）年3月より、「青年体育の指導に従事し又は従来従事すべき者」（東京府, 1919, p. 322）として、青年団の役員、小学校教員、在郷軍人会員を招集して開催された。「講習会」の目的は、地域の青年団の指導者層に対して、体育指導の方法や理論を享受することであった（村田, 1918）。実際には、体育協議会の委員が講習会に講師として出向き、「運動生理体操競技の理論及び実際、武道青年教育の要領等」（東京府, 1919, p. 322）について、講習が行われた。

次に、体育協議会は「講演会」の開催にも着手した。「講演会」の目的は、地域の青年団の指導者層や一般の団員に対して、体育思想を普及することであった（村田, 1918）。実際には、「講習会」と同様に、体育協議会の委員が講師として出向き、「青年の体育思想向上」に関する講演会が開かれた（東京府, 1919, p. 322）。

このように、体育協議会は、東京府下の各地域の青年団に体育を普及させるため、体育指導者の養成を重視し、その養成に努めていった。

第3項 東京府令「東京府青年体育奨励規程」の公布

体育協議会では、大正6（1917）年から大正7（1918）年にかけて、全12回の協議会が開催された。そして、大正7（1918）年6月18日、体育協議会は、全12回の協議結果と講習会・講演会で得られた知見をまとめ、その結果を反映させる形で、東京府令第63号「東

京府青年体育奨励規程（以下「体育奨励規程」と略す）」を策定し、公布した（表3-2）。

体育奨励規程は全4条から構成されている。第1条では、島・郡市町村や青年団において体育設備の設置、または体育の向上を意図した講習会、講演会の開催を推進し、これらの開催にあたっては東京府から奨励金を交付することを定めている。また、第2条では、身体検査や競技会で優秀な成績を収めた島や郡市区町村、青年団を表彰することが定められている。

そして、体育奨励規程の発令権者である井上は、その趣旨を以下のように説明している。

「今回府は新たに青年体育奨励規程を設け体育奨励上適切なりと認める設備其の他の施設に対し奨励金又は表彰物品を授与するの制を定め之を公布したり各位は青年団指導者等を督励し之か施設を勸奨せられむことを望む」（井上，1918d）

上記に加えて井上は、体育奨励規程の策定にあたって、特に「青年の自覚」（井上，1918d）によって、活動の興隆を促すことに重点を置いたことを説明している。このような意図から、体育奨励規程でも、各青年団の主体的な活動の中で体育の普及・奨励を促すという形式をとっているといえよう。

表 3-2 東京府令「東京府青年体育奨励規程」

東京府令 第 63 号

東京府青年体育奨励規程 左の通定む

大正 7 年 6 月 18 日 東京府知事 法学博士 井上友一

東京府青年体育奨励規程

第 1 条 左の各号の 1 に該当し青年体育奨励上適切なりと認むるときは奨励金を交付す

- 1 一般青年に使用せしむる為島、郡、市、区、町、村若くは青年団に於て体育上の設備をなすとき
- 2 青年の体育向上を図る為講習会、講演会、競技会を開催するとき

第 2 条 左の各号の 1 に該当し他の模範となすに足るべきものあるときは表彰状又は金品を授与することあるべし

- 1 青年団身体検査の成績優秀なる団体
- 2 壮丁身体検査の成績優良なる島、郡、市、区、町、村、青年団
- 3 第 1 条第 2 号に依る競技会に於ける優勝者若くは優勝青年団

第 3 条 本規程に依る奨励金及物品は当該年度予算金額の範囲内に於て之を定む

第 4 条 島司、郡市長は第 1 条又は第 2 条に該当するものありと認めたるときは其の内容を精査し知事に具申すべし

附則 本令は公布の日より之を施行す

(「東京府青年体育奨励規程」(東京府, 1918) より作成)

第4項 青年団体育クラブの設置奨励

井上の死後、大正10（1921）年9月に指導者協議会は、「青年団体の健全なる発達を促進するに最も適切なる方法（以下、「青年団の健全発達の方法」と略す）」について審議し、「体育クラブを設け体育用具等を備付け智徳の涵養体力の増進を図る事」と定めた（東京府北多摩郡青年団，1922a, p. 34）。これにより、東京府は、先の体育奨励規程で定めた資金面からの支援と共に、各青年団に「体育クラブ」の設置を奨励することで、府下青年団への体育・スポーツ活動を推進した。

実際に、東京府の青年団では、体育クラブの設置が奨励されて以後、体育クラブを設ける青年団は増えている。例えば、東京府北多摩郡では、昭和2（1927）年には、北多摩郡内の25の青年団のうち、体育を事業としている青年団は22団あり、その内、体育クラブを設けている青年団は15団であったことが報告されている（東京府北多摩郡青年団，1927）。

この「青年団の健全発達の方法」は、法的な拘束力を有していないため、決して府下の全ての青年団に体育クラブが設置されたわけではない。しかし、全国に先駆けて^{注3)}青年団の体育クラブの設置を奨励したこの方策は、東京府による青年団の体育・スポーツに関する振興方策の特徴の一つとして注目される。

第4節 東京府における青年団体育奨励方策の特質

最後に、東京府行政に見た、青年団の体育奨励方策の特質についてまとめておきたい。

まず、井上は、自身が構想してきた東京府の青年団の体育のあり方と、実際に展開された政策との関係について、どのように認識を示していたのだろうか。

これまで明らかにしてきたように、井上は青年団において「公民教育」や「勤労教育」を施すことを目的としており、そのために体育を通して、「労働に資する活気ある青年」の養成を目指した。しかし、実際に体育協議会での議論を経て策定・公布された体育奨励規程では、体育の普及とともに、「身体検査の結果を向上させる」という点に主眼が置かれていた。

この点について、井上自身も東京府の青年の弱点が体位の低さにある以上、現実的課題として体位の向上を大義とすることは、致し方ないとの認識を示している（井上，1918d）。さらに、「種々の壮丁検査の結果を向上させること之矢張り活気ある青年の養成に帰結する」（井上，1918d）と述べ、身体検査の結果を意識することは、結果的に井上自身の構想に繋がるとして、その意義を強調している。

一方で、井上は、身体検査の結果は、「成果の指標として判りやすい」（井上，1918d）とも述べており、体育奨励方策の成果を計る指標として、身体検査を活かそうとしていることがわかる。このことから、井上は地域の各青年団に向けて、体育奨励規程を公布する上で、まずは初発の試みとして、このような「目に見える」成果を重視したと考えられる。

そして、井上は田中の主張に代表される、国家の軍事的要求を伴った青年団の体育奨励に対して、府知事の立場から、地方開発の為に十分働く青年を養成したいと断言し、青年団への体育奨励の「総て」が、軍事的要求に沿って利用されることに対しては、否定的な見解を示した。そして、井上は、上記に対する自身の構想として、体育を通じた「労働に資する活気ある青年」の養成を掲げるのであった。

したがって、井上はあくまでも、体育を通じた強健な体位・体格、旺盛な体力、尚武心や犠牲的精神の涵養を目指す国家の軍事的要求を踏まえつつ、さらに、地方開発のための労働青年の養成というように、東京府が抱える行政課題との接点から、青年団での体育に東京府独自の目的を付与するのであった。このことから、国家の軍事的要求を端緒として青年団の活動に取り込まれていった体育が、東京府の行政課題に合わせて、その目的を広げていった状況を看取することができる。しかし、そこでは、決して国家の要求が蔑ろにされたわけではない。井上が「地方開発」を「地方に於て国民の精神と国民の経済とを開発すること」（井上，1912，p. 1）と説明するように、井上の構想の延長線上には、東京府のみならず、

国家の発展が位置づけられているのである。

そして、井上は青年団における体育を、青年団の活動の「総ての前提」として位置づけることで、その意義を見出していた。その主たる対象は、大正期の東京府の青年のうち、その多くを占める商工業に従事する青年たちであり、青年団のみならず、青年らが働く企業等に直接働きかけをすることで体育の奨励を図った。このことから、東京府の青年団体育奨励方策の特徴は、青年の体位が全国水準に比してかなり悪く、とりわけ商工業に従事する青年の体位の低さが問題とされる東京府の青年の状況に鑑みて、「労働」と「体育」の関係を強調し、両者を結び付けて奨励を図った点にあった。

すなわち、井上が青年団の体育に期待した役割は、「労働」という青年一般に備わる社会生活の素養を、体育を通して「地方開発」の基礎へと収斂させ、そのことが、青年の体位・体格の向上や、公共的精神、社会的道義の振作というような心身の形成へと繋がっていく点にあった。そして、このことが、「国家の一員としての自覚」を持ち、「国家を自発的に支える国民」としての青年の養成へと繋がっていくのであった。

したがって、東京府行政にとって青年団への体育奨励は、単に青年に強健な身体を養うことだけに留まらず、とりわけ行政課題との接点から、地方、そして国家を支える国民・公民の素養を、身体活動を通して養成しようとする試みであったといえよう。

第5節 本章のまとめ

本章では、実際の政策実施者であった道府県行政が、青年団の体育奨励方策をどのように展開していったのか、東京府行政を具体的事例として、政策の具現化の過程を明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、東京府の青年団政策を主導した井上友一府知事の事績と青年教育論について概観した（第1節）。次に、井上府知事の青年団政策と、そこにおける体育の位置づけ（第2節）、そして、東京府における青年団体育奨励方策の具体的な政策過程について検討した（第3節）。最後に、大正期の東京府における青年団体育奨励方策の特質について検討した（第4節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 東京府の青年団政策を主導した井上は、青年団の主たる対象として、「商工業に従事する労働青年」を位置づけ、このような労働青年に公民教育や勤労教育等を施すことを青年団の目的としていた。そして、体育はこれらの目的を果たすための「総ての前提」として位置づけられていた。その際、大正期の東京府が行政課題としていた労働青年問題に呼応し、体育を通して「労働に資する活気ある青年」を養成することが目指された。
- 2) 井上は、青年団の体育奨励方策を検討する専門機関として、「東京府青年体育協議会」を設置した。委員には東京府行政の関係者のみならず、「教育・体育の専門家」を広く外部から招聘した。
- 3) 体育協議会は、具体的課題として「青年の体位・体力向上」と「体育の普及方法」を掲げていた。体育協議会はこれらの課題を解決するために、東京府下の企業と連携・協力を図り、さらには地域の青年団において「講習会」や「講演会」を開催した。
- 4) 体育協議会は、協議の成果や「講習会」、「講演会」の開催で得た知見をまとめ、「東京府青年体育奨励規程」を策定し、公布した。「青年体育奨励規程」は、その後の東京府における青年団の体育の起点となった。
- 5) 井上が青年団の体育に期待した役割は、「労働」という青年一般に備わる社会生活の素養

を、体育を通して「地方開発」の基礎へと収斂させ、そのことを青年の体位・体格の向上や、公共的精神、社会的道義の振作というような心身の形成へと繋げていく点にあった。したがって、東京府行政にとって青年団への体育奨励は、単に青年に強健な身体を養うことだけに留まらず、とりわけ行政課題との接点から、地方、そして国家を支える国民・公民の素養を、身体活動を通して養成しようとする試みであった。

以上、本章では井上府知事の構想を中心に、東京府行政における青年団の体育奨励方策の政策過程について明らかにした。なお、大正期の東京行政における青年団体育奨励方策の政策過程は、表 3-3 のようにまとめることができる。

表 3-3 東京府における青年団体育奨励方策の関連年表

年	月	出来事
大正4 (1915)	7	井上友一が第21代東京府知事に就任
〃	9	内務省・文部省共同訓令「第一次訓令」・「通牒」発令
大正6 (1917)		「東京府青年団指導者協議会」設置
〃	7	「東京府青年体育協議会」設置
大正7 (1918)	3	「東京府青年体育指導者講習会」と「東京府青年体育指導者講演会」の開催が始まる
〃	4	協議会「東京府の青年体育向上に関する件」開催
〃	5	内務省・文部省共同訓令「第二次訓令」発令
〃	6	東京府令第63号「東京府青年体育奨励規程」公布
大正8 (1919)	6	井上友一府知事死去
大正10 (1921)	9	協議会「青年団体の健全なる発達を促進するに最も適切なる方法」において「体育クラブ」の設置が奨励される

第3章 注釈

注1) 井上は、東京府が皇室から賜っている恩恵について、「東京市教育資金慈恵救済資金、並府功労者表彰資金」のような恩賜の存在を挙げている。

注2) 井上は府政に取り組むにあたって、頻繁に「地方開発」という言葉を用いている。井上によれば、「地方開発」とは、「地方に於て国民の精神と国民の経済とを開発すること」（井上、1912, p.1）であるという。

注3) 東京府の奨励方策から5年後の、大正15（1926）年の全国体育運動主事会議において、文部大臣の諮問事項「社会体育の振興に関し特に留意すべき事項如何」に対して、「青年団に運動種目別『クラブ』の設置を奨励すること」（文部大臣官房体育課、1940, p. 38）という答申がなされた。

第3章 引用参考文献

- 井上友一（1909）自治要義．博文館．
- 井上友一（1912）自治之開發訓練．中央報徳会．
- 井上友一（1915）青年団の指導奨励に関する件．大正4年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1917a）青年団開發実行方法．府政元稿雜集，東京府．
- 井上友一（1917b）青年団の戦後教育に付訓辞．東京教育，324：2-5．
- 井上友一（1917c）青年団指導者養成に関する件．大正6年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1917d）青年体育協議会設置に関する件．大正6年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1917e）壮丁の素養に関する件．大正6年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1918a）青年団と地方開發．青年団中央部編 青年団指導．青年団中央部．
- 井上友一（1918b）東京府の青年体育向上に関して．大正7年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1918c）青年の体育普及に係る課題遂行に関して．大正7年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1918d）青年体育奨励規程に関する件．大正7年 東京府知事口述訓示要領，東京府．
- 井上友一（1919）井上東京府知事最後の訓示．斯民，14（7）：5-7．
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流．創文企画．
- 水町袈裟六（1919）井上博士を追懐す．斯民，14（7）：43-48．
- 文部大臣官房体育課（1940）体育運動主事會議要録．文部省．
- 村田宇一郎（1918）青年体育指導者講習会並青年体育指導者講演会の実施に於て．大正7年 10月 郡市区長會議訓示其他，東京府．
- 農商務大臣官房文書課編（1916）工場統計總表：大正3年．農商務省．
- 農商務大臣官房統計課編（1921）工場統計表：大正8年．統計学社．
- 近江匡男編（1920）井上明府遺稿．三秀舎．
- 佐々木浩雄（2004）大正末一昭和恐慌期における農村青年の体育・スポーツ受容：石川県江

- 沼郡月津村青年団機関誌『団報』から．体育史研究，21：15-25.
- 渋沢栄一（1919）井上博士と救済事業．斯民，14（7）：47-48.
- 大霞会編（1971）内務省史 第2巻．原書房．
- 東京朝日新聞（1917）7月25日付 東京朝刊．
- 東京府（1916）東京府工場統計書．東京府．
- 東京府（1918）東京府青年体育奨励規程．警視庁東京府公報，904：1043-1044.
- 東京府（1919）東京府治概要．東京府．
- 東京府（1941）社会教育要覧．東京府．
- 東京府北多摩郡青年団（1922a）青年団体の健全なる発達を促進するに最も適切なる方法．
東京府北多摩郡青年団団報，1：34-35.
- 東京府北多摩郡青年団（1927）青年団体育団体調査．北多摩郡青年団．
- 東京府総務部（1939）東京府勢概要．東京府総務部調査課．
- 東京府商工課（1919）府下各工場に於ける職工待遇に関する各種施設概要．東京府．

第4章

第4章 東京府下青年団の体育・スポーツ活動の実態：府中町青年団体育会競技部を事例として

第4章では、東京府北多摩郡府中町の府中町青年団体育会競技部を具体的事例として、機関誌『フチュウスポーツ』の記事分析から、青年団の体育クラブの活動の実態について明らかにすることを目的とする。

まず、大正から昭和戦前期の府中町および府中町青年団の状況について整理し(第1節)、次に、競技部機関誌『フチュウスポーツ』について、創刊の背景や目的、内容の概要について明らかにする(第2節)。そして、東京府が実施した青年団体育奨励方策との関連から、競技部の成立過程と組織形態について明らかにし(第3節)、最後に、競技部の活動の展開と変容の状況について明らかにする(第4節)。

第1節 大正から昭和戦前期の府中町の状況および府中町青年団の概要

第1項 府中町の地域状況

はじめに、府中町青年団をめぐる地域の状況について触れておきたい。図4-1の地図は、大正5（1916）年の東京府における府中町の位置を示している。

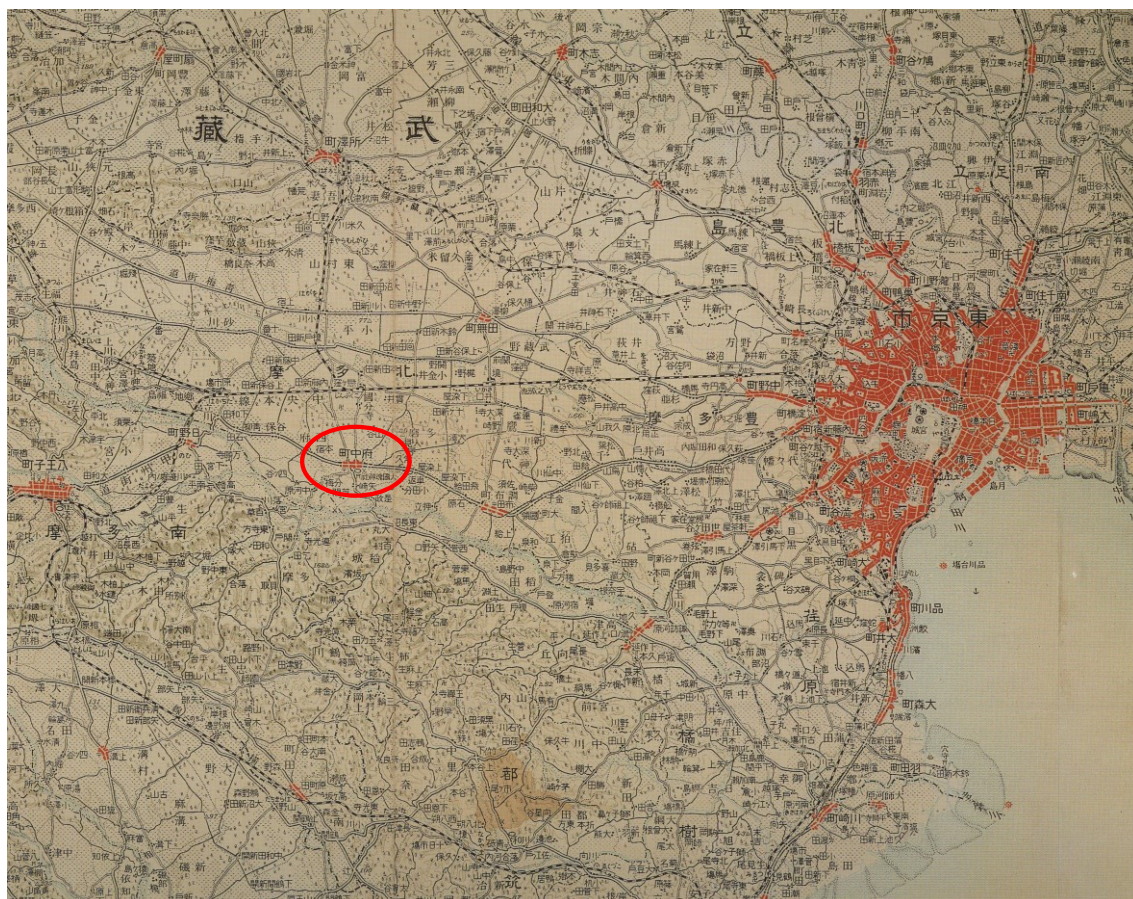
府中町は、東京府北多摩郡に位置し、古くから北多摩郡の中心地として発展を遂げてきた。大正期から昭和戦前期の府中町の特徴は、大きく以下の3点にまとめることができる。

まず1つ目に、電車・鉄道網の著しい発達である。府中町内には、大正2（1913）年に新宿駅から府中駅間で開通した京王電気軌道をはじめとして、いずれも都市部とのアクセスを可能とする玉南鉄道、南武鉄道が立て続けに開通した^{注1)}。

2つ目に、大正12（1923）年に起きた関東大震災の影響や、町内の工業の発展に伴って、人口の急激な流入が見られることである。府中町が震災によって受けた被害は東京市部に比べれば格段に少なく、震災後、多くの被災者が移り住んできた。したがって、図4-2に示したように、大正から昭和戦前期にかけて、継続的に人口の増加を見て取れる。

3つ目に、工業の著しい発達である。東京府の報告に「近時急激なる重工業生産拡充に依るものにして、本町全生産額の四割、工業者は全町の三分の一を占めている。主なるものは紡績工業にして、その大半を占めている。その他印刷、製本並に食料品工業が夫々次いでいる。」（東京府総務部地方課，1938，p. 582）とあるように、府中町では明治時代から続く養蚕業を基盤として、工業が発展しつつあった。

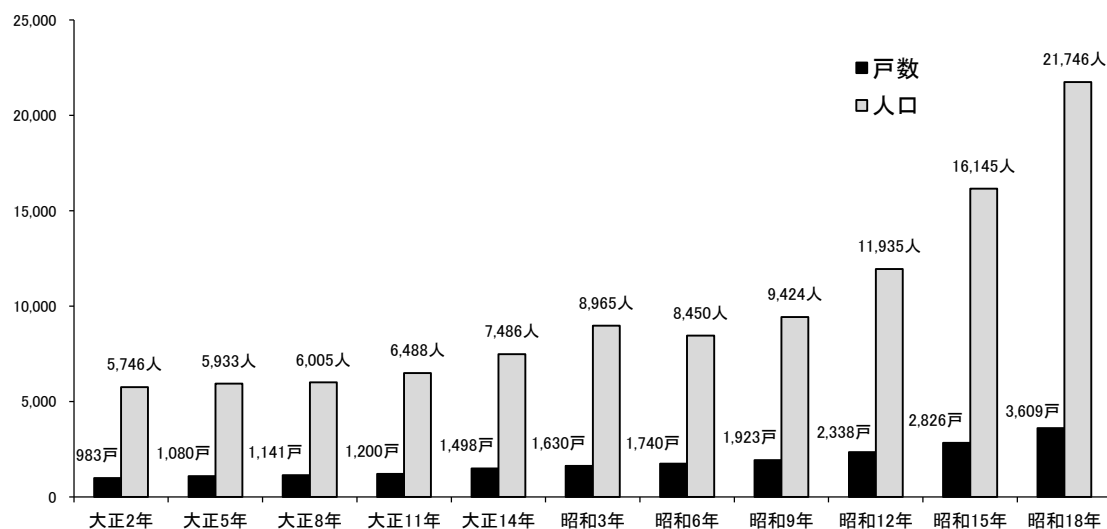
このように、大正から昭和戦前期の府中町は、農村部としての一面を残しつつ、新興商工業地域への変貌を遂げようとしつつあった点にその特色が見られる。したがって、府中町青年団は、先行研究（高津，1994；佐々木，2000・2004）が対象とした、「純農村部」（佐々木，2004）の青年団とは異なる地域状況にあったと言える。



(「明治前期・昭和前期東京都市地図4 東京西部」(貝塚爽平監/清水靖夫編, 1996) より作成)

図 4-1 大正 5 (1916) 年の東京府における府中町の位置

(赤丸で囲った地域が府中町域)



(「府中町事務報告書」(府中市企画調査部編, 1978) より作成)

図 4-2 大正から昭和戦前期の府中町の人口および戸数の推移

第2項 府中町青年団の設立と変遷

第1章第2節および第3節において述べたように、明治38(1905)年9月、内務省は地方青年団体の向上発達を意図した通牒(「地方青年団向上発達に関する件」)を、さらに同年12月には文部省が青年団の設置奨励と指導を意図した通牒(「青年団に関する件」)を發し、青年団体への改革の奨励と指導を指示した。このように、青年団体を取り巻く状況が全国規模で変化する中、府中町では明治36(1903)年に分梅青年会が發足した。

そして、大正2(1913)年9月には、「近来青年の生氣漸次萎縮し文明の悪弊とも見るべき自我的觀念に捕われ益因循姑息に陥り唯々己れの利欲をのみ満足せんと務め他を顧慮せざると云う現代の思潮を打破し一致団結の美風を養い物質的に精神的に当町の向上発展」(小川, 1917, p. 3)を実現することを趣意として、府中町青年会が結成された。結成当初の府中町青年会は、町内の各地区に以前から存在していた青年会を統合してできたものであった。なお、活動は生活向上のための農作物研究や、地域の基盤整備、補習教育の奨励等が中心であり、体育・スポーツ活動はまだ見られない。

その後、府中町青年会は、大正8(1919)年3月に、「本郡連合青年団設立に伴い本町

青年会を統一し青年団とするの急務なる事」，そして「時代に添う上に最も必要なる事」（渡辺，1930，p. 3）として，名称を「府中町青年団」に変えた．さらに，同時に『府中町青年団団則』を制定している．

『府中町青年団団則』（1930）によれば，団の目的を「教育勅語並に戊申詔書を奉載し部員相互の親睦を図り知徳を修め体力を練り以て健全なる国民の素質を養成し兼て諸般事業の進歩発展を期すこと」としている．団員については，主に「通常団員」として，15歳から30歳までの町民の任意の参加によって組織された．また，青年会時代を含めた卒団員からなる「特別会員」，そして町内の名望家からなる「名誉会員」を定め，幅広い年齢層の参加も企図した．

主な活動としては，「総会の開催（毎月1回）」，「講習会，講話会の開催」，「兵員の慰労活動」，「智育徳育体育に関し指導奨励すること」を掲げている．役員には，団長として町長が，副団長には府中尋常高等小学校の教員が就任し，その下に常任幹事として団員の数名が位置づけられた．

次に，府中町青年団の運営上の特徴を，体育・スポーツに関する事業の位置づけにおいて見ることができる．府中町青年団は発足時に，「講演部」，「社会部」，「修養部」，「競技部」，「柔道部」といった5つの事業部を設置した^{注2)}．その後，昭和8（1933）年に「野球部」，昭和12（1937）年に「剣道部」を追加で設置している．注目すべきは，体育・スポーツに関する事業を，競技種目別に各々独立させて，事業として位置づけている点である．例えば，先行研究において，佐々木（2004）が対象とした石川県月津村青年団は，体育・スポーツに関する事業を，一括して「体育部」としている．また，府中町に隣接する西府村青年団や多磨村青年団でも同様に，「体育部」としている．

競技種目別に位置づけた理由について，団長の村越仙之助（以下「村越」と略す）は，柔道部の活動を府中警察署が主導していることを例に挙げ，「各競技に分けて運営した方が互いに拘束されず活動が容易になる故」としている（村越，1926a，p. 7）．このように，府中町青年団の運営上の特徴は，体育・スポーツに関する事業を，競技種目別に独立して位置づけた点に見られる．

第2節 競技部機関誌『フチュウスポーツ』について

『フチュウスポーツ』は、府中町青年団の競技部によって発行された機関誌である。これは団員にのみ配布され、非売品であった。ガリ版印刷で、表紙も含め全て手書きで作成されている。競技部が創部された翌年（大正15（1926）年）に創刊され、昭和13

（1938）年までの発行が確認されている。発行頻度は年間1, 2回のペースで行われた。

発行の目的は、「競技部の発展、競技の振興を目的とし、大いに投稿してもっともっと打解けて真に相互の親睦を図ること」（府中町体育会競技部，1926a, p. 2）としている。記事内容は、競技部の日常の活動報告、競技会の結果報告、スポーツに関する論説、観戦記等に大別される。論説や観戦記は部員の自由投稿によるもので、ペンネームでの投稿も可能であった。記事からは、日々の活動状況のほか、部員らの体育・スポーツに対する考えを窺い知ることができる。

発行にあたっては、府中町青年団が発行していた機関誌『団報』とは異なり、特段、府中町や府中町青年団の介入、補助を受けていたわけではない。そして、投稿から編集、印刷までを全て部員自身が務めている。このことから、『フチュウスポーツ』の発行は、部員による自主的な活動の一環として位置づけられていたといえよう。

『フチュウスポーツ』が創刊された大正後期は、大正デモクラシーの影響による大衆の生活向上要求や権利意識の高揚によって、大衆の娯楽が成立した時期であった（南，1965）。スポーツについても例外ではなく、この時期を中心として大衆への普及が進んだことが明らかにされている（木下，1970）。

そして、大正期の大衆へのスポーツ普及の推進力となったのが、マスメディアの存在である（木下，1970）。スポーツ界の動向や競技会の結果を伝える新聞や雑誌、ラジオ放送が急速に発展し、人々の関心を集めた。このような状況は府中町青年団においても見られ、大正12（1923）年からは、大阪朝日新聞から発行されていたスポーツ専門誌である『アサヒスポーツ』を青年団が一括購入し、団員が閲覧できるようにしていた。『アサヒスポーツ』では、国内外のスポーツの状況が幅広く報告され、また、多くの写真も掲載されていたことから、団員らは『アサヒスポーツ』を通して、スポーツの多彩な側面を知ることとなった。このように、大正期のマスメディアの発達には、地域の青年団員のスポーツへの関心を高める上で、重要な役割を担ったと考えられる。

そして、『アサヒスポーツ』の存在は、部員らを『フチュウスポーツ』の創刊へと向かわせた。以下には、『フチュウスポーツ』の創刊の背景について示す。

「近年朝日新聞からアサヒスポーツなるスポーツ雑誌が誕生し運動競技の見聞普及につとめられている。団員一同はアサヒスポーツの情報に一喜一憂し、霧中になっている。本団競技部に於いてもアサヒスポーツの如く創部以来の活動記事を主とした機関誌を発行し、町民郡全域に府中のスポーツを轟かすべし。故に本団競技部の機関誌をフチュウスポーツと定むるのである。」（府中町体育会競技部，1926b，p. 29）

上記の記述から、『フチュウスポーツ』が、『アサヒスポーツ』をモデルとして創刊されたことがわかる。書名についても、『アサヒスポーツ』に倣って、「府中」をカタカナ表記にするといった徹底ぶりである。そして、『フチュウスポーツ』を通して、府中町や北多摩郡内に競技部の活動を広く伝えていこうとする思いも記されている。

このように、『フチュウスポーツ』の発行を通して、部員の競技部の活動に対する熱意を窺い知ることができる。そして、『フチュウスポーツ』の存在は、大正期の地域の青年団員らのスポーツに対する社会的関心の高まりを象徴するものといえよう。

第3節 体育会競技部の設立と組織

第1項 府中町青年団における競技部の組織化

大正14(1925)年10月31日、府中町青年団は東京府の方策に呼応して、それまでは、郡内の競技会に出場するといった活動のみで、組織的な活動を行っていなかった競技部の組織を整備した。

団長の村越は『フチュウスポーツ』発刊の祝辞に際して、「競技部設立の辞」として以下のような声明を出している。

「現今我国青年体育運動に付ては、青年の精神修養と体質の向上を計るを以て目的に内務文部の政府当局は地方官民と協力し、有意義のもとに斯道を奨励して汎く之か普及に努められ、顕著なる発達を来たしつあり、この秋に当り、諸君の奮然其の意に従い、之に添う可く其勃興を計り、府中体育会を組織せらる。今や着々と発達を見、実に慶賀の次第です。体力の養成は急務で、尚青年自身の為には覚醒して、其の真義に徹する様一層努められん事を望む。」(村越, 1926b, p. 2)

以上の村越の声明から、団員らが内務省・文部省の青年団体育奨励方策の意図を理解した上で、内務省・文部省の「其の意」に従い、競技部が組織されたということがわかる。一方で、村越は青年の体力の養成を急務のこととし、活動を通して青年自身の覚醒と真義に徹することを要求した。同時に、「競技に取り組むだけのクラブなら困る。その成果が町民に還元さらねばならぬ」(村越, 1926c, p. 3)と競技部のあり方についても言及し、競技部の活動が府中町全体の利益になるよう注文を付した。

そして、競技部の組織や目的については、発足時に府中町と府中町青年団による討議によって、『府中町体育会競技部規則(以下、「競技部規則」と略す)』として定められた。競技部の運営のあり方について、『競技部規則』として明確に明文化することで、組織的な運営を目指したことが窺える。

第2項 競技部の組織形態

ここでは、『競技部規則』の検討から、競技部の組織形態について明らかにしていき

い. 表 4-1 には、全 10 条から成る『競技部規則』の主要事項について示す.

表 4-1 『競技部規則』の主要事項

第 1 条	本部は府中町体育会競技部と称し事務所を府中小学校内に置く
第 2 条	本部は心身の鍛錬を図り、陸上競技向上と部員相互の親睦を図るを以て目的とす
第 3 条	第 2 条の目的を達する為の左の事業を行う
	1. 陸上競技の練習実施
	2. 町内青年団の年 2 回の競技会及他町村青年団との対抗競技会の実施
	3. 年 4 回の府中スポーツの発行
	4. 部員相互の親睦のための茶話会の開催
	5. その他必要と認める事業
第 4 条	本部に左の役員を置く
	1. 代表 1 名 (府中町長を定)
	2. 幹事 2 名 (小学校教職員並本団常任幹事定)
	3. 部長 1 名 (部員より推す)
第 5 条	部員を分ちて普通部員、特別部員の 2 種とす
	普通部員 満 15 歳以上満 25 歳以下の男子にて当町青年団員とす
	特別部員 府中尋常高等小学校の教職員とす (以下略)

(「府中町体育会競技部規則」(府中町体育会競技部, 1926c) より作成)

競技部の役員の構成からは、主宰の府中町青年団のみならず、府中町や府中尋常高等小学校も競技部の運営に関与をしていたことがわかる。具体的には、代表に府中町長が就き、幹事には府中尋常高等小学校の教職員から 1 名、府中町青年団の常任幹事役員 1 名が就いている。部長については部員の中から 1 名が選出されている。

そして、部員の入部資格と位置づけについても明確に定められている。まず、競技部への入部資格は、「満 15 歳以上満 25 歳以下の男子にて当町青年団員」となっている。団の

入団資格では、年齢制限が「満15歳以上満30歳未満」であったことから、競技部の方が5歳若く設定されていた。これは、「25歳以上の中堅青年は在郷軍人会との連携諸活動を優先する」（府中町体育会競技部，1926c，p. 4）ためであった。

さらに、部員の位置づけについては、上記の入団資格を満たした「普通会员」とは別に、府中尋常高等小学校の教職員を対象にした「特別会員」という枠が設けられていた。これは、青年団員でなくても、府中尋常高等小学校の教職員であれば普通会员とともに活動することが可能とした枠組みである。

当時、府中尋常高等小学校には、「北多摩郡体操研究部」という、郡内の教員による組織の本部が置かれ、府中町内を中心に活動を展開していた。その活動内容は、郡内の教員を対象とした体育講習会の開催や青年団の体育向上指導、そして小学校の児童の体育指導方法の研究（文部大臣官房体育課，1934，p. 46）であった。府中尋常高等小学校の教員らは、時折、特別会員として競技部の活動に参加し、陸上競技の指導方法等の研究に励んでいた。また、北多摩郡では、小学校の教職員を対象にした、「教員陸上競技会」が開催されていたため、教職員の練習場所としても位置づけられていたようである。このように、競技部と府中尋常高等小学校は、運営面での協力とは別に、実際の活動においても協力関係にあったと言える。

次に、競技部の活動を裏付ける、府中町青年団の体育クラブに対する予算配分の状況について検討しておきたい。体育クラブへの予算に関心を示す理由は、その配分の仕方が府中町青年団における体育クラブの位置づけをかなり反映しているとみなすからに他ならない。府中町青年団の決算状況がわかる史料の存在は、管見の限りほとんど確認されていないため、史料的限界はあるものの、ここでは、昭和5（1930）年の団報に掲載された、唯一の決算報告書を手がかりにして、検討してみたい。

表4-2は、府中町青年団の昭和5（1930）年度の決算報告をまとめたものである。なお、表中の「区分」および総支出に対する「百分率」は、配分の状況が明確になるよう、筆者が便宜的に加筆したものである。

まず、競技部と柔道部からなる体育会費には159円が計上され、府中町青年団の年間予算の約34%を占めている。府中町青年団は、体育クラブの活動以外にも、多くの活動を展開していたが、その中でも約3分1にもわたる予算を体育クラブにつぎ込んでいた。この点からも、府中町青年団の体育・スポーツ活動への力の入れようを窺い知ることができる。

そして、競技部に対しては139円もの補助金を交付している。それに対して柔道部には20円であり、競技部と100円以上もの差が見られる。柔道部よりも競技部に多く交付された理由には、柔道部は府中警察署の主導によって育成されていたため、そのことが影響していたと考えられる。

以上のように、府中町青年団は、競技部に団の年間予算の30%にもわたる予算をつぎ込んでおり、これは府中町青年団の競技部への注力を裏付けるものであるといえよう。府中町青年団から競技部に交付された補助金は、「競技会の開催費や参加費、遠征費」（府中町体育会競技部，1931a，p. 18）に使用された。競技部では、部員から部費を年間1円程度徴収し、主な財源としていたが、「部費だけでは賄うことはできない状況」（府中町体育会競技部，1931a，p. 18）であったため、府中町青年団から交付される補助金は大きな資金源であったと思われる。

表 4-2 昭和5（1930）年度の府中町青年団の年間予算

（括弧は金額の全体に占める割合を示している）

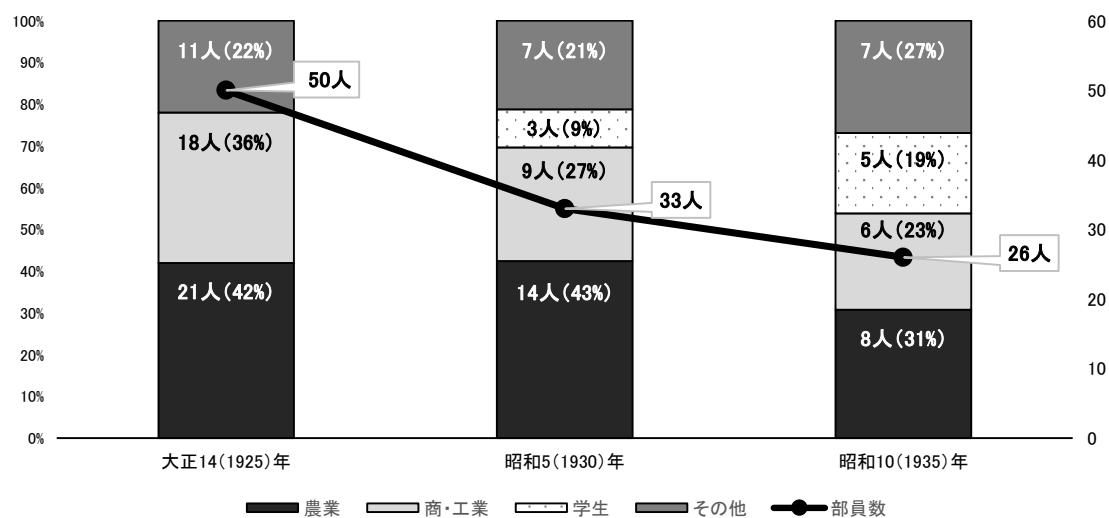
区分	内訳	
事務費 76円（17%）	雑給 需用費	62円 14円
会議費 10円（2%）	役員会費	10円
事業費 204.3円（45%）	総会費 入隊當兵送迎会費 奨励費 分賦金 建国祭費 吊慰費 団報費	30円 49.3円 42円 40円 9円 4円 30円
体育会費 159円（34%）	競技部補助 柔道部補助	139円（30%） 20円
基本財産造成費 10円（2%）	蓄積費	10円
合計		459.3円

（「昭和5年度府中町青年団収支予算表」（府中町青年団，1930b）より作成）

第4節 競技部の活動の展開と変容

部員構成の変化について着目してみると、まず、発足当初の大正14(1925)年は、50名を誇っていた部員数が、発足からわずか5年後の昭和5(1930)年には33名となり、10年後の昭和10(1935)年には26名まで減少している(図4-3)。次に、職業別構成比を見てみると、発足時には見られなかった「学生」^{注3)}が台頭し、昭和10(1935)年には2割を占めるほどになっている。一方で、商工業に従事する労働者の部員の割合は減少している。

部員自身は、「最初2年間は部員数が増加していたが、昭和3年度頃から順次減少の一途にある」(鈴木, 1933, p. 8)と認識しており、その理由として「競技部の活動内容及状況の変化」(鈴木, 1933, p. 8)を挙げている。また、団長の村越は、「部員が減ったり集まらないことは望ましくないが活動内容は年々益々向上の一途である」(村越, 1932, p. 2)と評している。それでは、部員数が減少の一途を辿っていった中での活動内容の変化は何を意味するのであろうか。以下では、活動内容の変化に着目して、競技部の展開過程について明らかにしていきたい。



(「フチュウスポーツ」各号より作成)

図4-3 競技部の部員数(普通部員)と職業別構成比

第1項 活動の開拓期（1925年—1926年）

競技部は、「心身の鍛錬を図り、陸上競技の向上と部員相互の親睦を図る」ことを目的として発足した。しかし、発足当初の競技部が、実際に陸上競技の技術の向上を目的として活動していたかという点、その程度は疑わしい。むしろ、発足から最初の2年間は、「陸上競技の向上というよりも身体を鍛錬し剛健な身体と持久力を養うことに重点が置かれ」（神戸、1926, p. 26）ていた。具体的な目標とされたのは、競技会よりも壮丁体力検査^{注4)}であった。

発足当初の競技部の活動を概観すると、例えば、発足から1年後の大正15（1926）年には、「毎月第一、第三の土曜日か日曜日に、小学校のグラウンドに集合し、皆で持久走したり会合したりしている」（府中町体育会競技部、1926d, p. 16）という報告が見られる。そして、練習への参加も、「意欲の高い者だけが自分の意思で参加する」（府中町体育会競技部、1926d, p. 17）という状況であった。このような状況のため、部員から「競技クラブというよりも運動したい者たちが集まって好々に活動している」（K・Y, 1926, p. 22）と評されるように、クラブとしての組織的な活動はほとんど行われていなかった。

以上のように、発足当初の活動があまり活発に行われなかった要因には、東京府の方策では、クラブの設置が奨励されただけで、具体的な運営方法について示されることがなかったことが挙げられる。換言すれば、クラブの運営については、一切が各青年団に任されていたと言える。そのため、競技部では、手探りでの運営が行われた時期であった。したがって、発足当初の活動は、「陸上競技的なるもの」（廣田、1926, p. 21）を通して、時折の気晴らし程度の活動が行われたに過ぎなかった。

しかし、この時期の競技部は、ある部員が、「競技部に入って初めてスポーツのやり方やルールを知った」（吉田、1926, p. 26）と記しているように、それまでスポーツに触れることのなかった青年に、スポーツ活動への参画の機会を与えた。「入ってくるのは全くの初心者ばかりで、其様はととてもとても見上げたものではなかった」（佐々木、1928, p. 17）という厳しい見方をする者もいたように、スポーツに初めて出会った青年たちは、決して満足に競技に取り組めたわけではない。しかし、競技部の発足が契機となって、地域の青年たちに体育・スポーツの裾野を開いた点には意義があったのではないだろうか。

第2項 活動の質的向上期（1927年—1934年）

発足から2年が過ぎようとする頃、競技部では部の運営を改善し、特に練習内容を向上しようとする動きが見られた。その1つが、競技の指導を行う指導者を青年団の外部から招聘することであった。

競技部では、昭和2（1927）年頃より、週末を中心として、外部から競技の指導者を招聘している。部員の清田は、指導者の受け入れに至る過程について、以下のように報告している。

「陸上競技と雖もそのトレーニング方法如何。これまで本団では体位の向上を目的として長距離をひたすらに走ることに重点が置かれてきた。然し従来のみでは倶楽部としての活動も積然とするものではなく、ややもすれば此の儘消滅する気概もある。又頻繁に競技会が開かれる故に結果を求めないわけにはいかない。そこで人間関係を通じて競技の指導を大学競技部員に願い出た。陸上競技の真義を教えて貰う為である。幸い近隣には大学が多いので案外容易に適うことができた。」（清田，1928，p. 9）

つまり、指導者の招聘は、競技部の日常的な活動の充実を図り、体制を強化しようとする試みであった。そして、体制を強化することによって、クラブの存在意義が揺らぐ昨今の危機的状況を打破しようとした。

指導者については、近隣の大学の陸上競技部の選手を雇い入れていた。指導者の所属大学については、「中央大学」や「日本大学」という記述が散見されるが、具体的な氏名については明らかではない。指導者の素性については不明な点もあるが、複数の学生が指導に携わっていたようである。学生を指導者として招聘できたのは、東京府に大学が多く設置されていたことや、府中町の利便性の良さというように、当時の府中町の地理的条件を活かした方法であったといえよう。

結果的に、指導者の招聘は競技部の活動に変革をもたらした。以下には、その状況を示す。

「これまでは100メートル競走もマラソンも力の限り走ることだけがトレーニングだと思っていたが、入念な体操であったりジャンプをしたり時には多摩川を泳いだり。指導者の先生が入るようになってから随分トレーニングの内容も変わりました。」（久保，1928，p. 12）

以上の記述から、それまではただ走るだけであった練習が、指導者を招聘したことによって、変わっていったことがわかる。そして、実際にこの成果は、競技会での結果として現れる。まず、昭和2（1927）年の北多摩郡連合青年団運動会において、競技部によって構成される府中町チームは、初の総合優勝を成し遂げた。それまで、万年最下位の位置にあった府中町の優勝は、「誠に驚愕の成果」（府中町体育会競技部，1928，p. 2）として報告されている。そして、これ以後、5連覇を達成するまでに成長している。また、昭和3（1928）年には、部員の野口栄治が競技部から初めて、明治神宮体育大会への出場を遂げ、その後も、明治神宮体育大会に数名を送り出している。

さらに、練習内容の向上に伴って、活動の形態にも変化が見られた。具体的には、「競技部では勤務後夕刻時に集まり皆団結して競技の向上に励んでおります」（清田，1931，p. 11）という報告に見られるように、練習は仕事や学校が終わったあと、夕方以降に集合して行う形式へと変わっている。部員の野口が、「クラブの一員であるなら、必ず毎回の練習には参加すべきである」（野口，1931，p. 20）と述べているように、部員は練習への参加が義務になっていた。

以上のように、指導者の受け入れは、競技部の練習内容に変革をもたらし、それは部員の競技力の向上へとつながっていった。また、練習への参加が義務化されたように、発足当初の状況とは、明らかな変容を遂げている。

そして、指導者の招聘に続く、競技部の活動上の大きな変化として、競技部専用陸上競技場の造成が挙げられる。練習場所については、発足当初から、府中町が学校用地として確保していた土地を府中町青年団が借用し、団員によって造成されたグラウンドで行っていた。しかし、このグラウンドは町内の工場の野球クラブや、昭和5（1930）年に発足した青年団野球部との共用であったため、使用には種々の制限があった。このような練習場所をめぐる問題は、競技部にとって、活動を展開する上での大きな障害となっていた。

そして、昭和6（1931）年頃から「グラウンド問題ゴタゴタ、野球部に使用せしめし事」（府中町体育会競技部，1931b，p. 17）として、グラウンドの使用をめぐる、他のクラブと対立が起きる。そのため、競技部は昭和7（1932）年頃から、新たに陸上競技専用の競技場の造成を模索した。

そして、時を同じくして、府中町に府内の荏原郡目黒町から競馬場が移転することが決定する。競技部はこの移転事業を大きな転機として位置づけ、競馬場の移転事業に「労力奉仕」することで、新競技場造成のための資金の獲得を目指した。この時の状況について

て、部員の野口は以下のように詳しく述べている。

「青年団の練習で一番困るのはグラウンドの問題です。そこで私たちは町発展のためにも必要なので運動場を作ることを猛運動しました。その結果大体四千坪金一千円の予定で作ることになりました。然るとき幸いに東京競馬場移転のため団員がこれに奉仕して約千円の資金を得たので昭和9年遂に実現いたしました。」(野口, 1936, p. 24)

このように競技部は、競馬場の造成に参加することで、新競技場造成のための資金を得ていた。そして、得られた資金を以て、昭和9(1934)年に新競技場を造成した。なお、競技場の造成は、競技部のみならず府中町青年団をあげての事業として位置づけられ、団員自らの手によって完成させた。新陸上競技場は落成後、競技部の新たな練習拠点として機能した。

以上のように、指導者の招聘による練習内容の向上、競技部専用の陸上競技場の造成による練習環境の向上から、競技部の活動の質的な向上の過程が見られた。しかし、活動の質的な向上は、部員のあり方にも影響を及ぼすこととなる。

1 つ目に、「部員の淘汰」である。競技部の活動の本格化は、部員を仕事と練習の両立という現実的な問題へと直結させた。特に労働者にとっては、練習への参加がスケジュール的に厳しい時もあり、「繁忙期には、練習に参加できない部員も多く」(久保, 1932, p. 11)、部員の負担となっていた。部員の中には、「クラブには出るけれど、労働で生計を立てる身分故労働への影響も少なからず有り」(矢川, 1933, p. 9)と、仕事への影響を心配する記述もいくつか見られる。したがって、労働に従事していた部員は、仕事と競技部の活動の両立に苦心し、競技部を辞めざるを得ない部員も数多くいたことが推測される。発足当初は、青年らに広く活動に参画する機会を与えていたが、活動の質的な向上は、結果的に参画の機会を狭めてしまったのではないだろうか。このことが、直接的に部員数の減少に影響したことが推察される。

2 つ目に、部員の競技部の活動への傾倒は、「国家の意図するところの青年団のあり方との離反」(府中町体育会競技部, 1933, p. 3)を招いた。具体的な例としては、昭和8(1933)年に、部員が壮丁検査の実施日に検査に行かず、競技会に参加したことが、府中町内で重大な問題として取り上げられている。このことについて、ある部員は、「本来青年団は壮丁体力体格の向上や思想善導とかが目的とされるのが所以かもしれないが…今日の活動は壮丁

検査の結果に在らずして競技会で勝負することの方が重要であり」(N・I, 1933, p. 6) という意見を吐露している。この意見から読み取れるように、当時の部員には、本来、青年団に付されていた国家主義的なあり方を軽視するという風潮が見られる。このような状況は、青年団の官製化を推進した内務省・文部省の思惑と、実際に活動する団員らとの意識のズレという点で、非常に興味深い。この点については、今後、多角的な視点から、より詳細な検討を加えていく必要があるだろう。

第3項 学校運動部との交流期（1935年—1938年）

昭和10（1935）年頃の競技部の活動の展開における重要な視点として、競技部と府中町内の学校^{註5)}の運動部活動との関係についても触れておきたい。

府中町には、昭和10（1935）年に東京高等農林学校^{註6)}（以下「農林学校」と略す）が移転・開校をした。開校後の農林学校には、陸上競技部が設置され、競技部とも対抗競技会の開催を通して盛んに交流がもたれた。具体的には、開校間もない同年10月に、第1回農林学校・府中町青年団対抗競技会が開催され、以後、昭和13（1938）年まで対抗競技会は継続された。そして、対抗競技会の他にも、合同練習会を行っていたことが報告されている。このような農林学校陸上競技部との交流は、競技部の部員たちに、新たな意識を芽生えさせることになった。

競技部のそれまでの競争相手は、専ら郡内の青年団員であった。つまり、競技部の部員たちは、農林学校の陸上競技部と対抗競技会を行うまでは、学校運動部の選手を競争相手として戦う機会は皆無に等しかった。このことについて、部員の清水は以下のように述べている。

「従来我々のライバルは近隣の青年団員であったが、高農生と戦うようになってほとんど初めて学校の倶楽部を知ることとなった。彼らは学校エリート所以に青年団なんかと思うかも知れないが、スポーツはそんな事を全て蹴散らしてくれる。トラックの中では学校とか立場とか微塵も関係ないのである。私たちは高農競技部の存在を歓迎している。競技部が競技部であるためにスポーツを通して高農競技部に立ち向かうのである。」(清水, 1936, p. 10)

以上の記述から、競技部の部員たちは、農林学校の陸上競技部との交流を通して、スポーツにおいては「学校エリート」と「青年団員」という立場の違いなど「関係ない」ということ、すなわちスポーツの有する自由や公平、平等といった観念について理解をしている様子が看取できる。

さらにこのことは、競技部のあり方について述べている以下の記述からも窺い知ることができる。ある部員は、「高農の競技部はもっと自由な風潮で、自律的で、開放的である」（M・M, 1936, p. 10）と記し、競技化に傾倒し、相変わらず部員も集まらないという競技部の風潮に、自省を促す意見を述べている。一方でそれは、農林学校陸上競技部の学生たちが有するスポーツの観念が、青年団にも広がりを持つようになっていたことの現れともいえよう。このように、部員たちが農林学校陸上競技部との交流を通して、スポーツの観念を理解し、今後の競技部のあり方について考えている点が特徴的である。このような状況を反映してか、昭和11（1936）年4月には、『競技部規則』の改正が行われた。主たる事業の中に、「学校運動部との交流」が加えられ、学校運動部との交流を推し進めていこうとする姿勢が見られる。

以上のように、昭和10（1935）年以降の競技部は、新たに地域の学校運動部と交流を始めた。競技部の部員らは、農林学校陸上競技部との交流を通して今後の競技部のあり方を考えるなど、学校運動部との影響関係の一端を窺い知ることができた。

第5節 本章のまとめ

本章では、東京府北多摩郡府中町の府中町青年団体育会競技部を具体的事例として、機関誌『フチュウスポーツ』の記事分析から、青年団の体育クラブの活動の実態について明らかにすることを目的とした。

そのために、まず、大正から昭和戦前期の府中町および府中町青年団の状況について整理し（第1節）、次に、競技部機関誌『フチュウスポーツ』について、創刊の背景や目的、内容の概要について検討した（第2節）。そして、東京府の青年団体育奨励方策との関連から、競技部の成立過程と組織形態について検討し（第3節）、最後に、競技部の活動の展開と変容の状況について検討した（第4節）。

結果の概要は、以下のようにまとめられる。

- 1) 『フチュウスポーツ』は、スポーツ専門誌の『アサヒスポーツ』をモデルとして発行された。『フチュウスポーツ』の存在は、大正期の青年団のスポーツに対する社会的関心の高まりを象徴するものといえよう。
- 2) 競技部の組織は、主宰である府中町青年団の他に、府中町や府中尋常高等小学校の支援を受けて成立していた。特に、府中尋常高等小学校とは、運営面だけではなく、実際の活動場面においても協力関係にあった。
- 3) 発足当初の競技部では、組織的な活動はほとんど行われなかったが、近隣の大学から学生を指導者として招聘したことによって、練習内容は充実し、競技力の向上が見られた。また、競技部専用の陸上競技場の造成によって、練習環境も向上した。しかし、活動の質的向上は、一方で部員を淘汰し、結果的に競技部の活動への参画を阻害する要因ともなっていた。
- 4) 競技部の活動の展開過程における特徴は、東京府による青年団の「体育クラブ」設置奨励方策の下、府中町青年団のみならず、府中町や小学校の支援を受けて、組織的に体育・スポーツ活動が展開された点にある。さらには、東京府の都市近郊に位置した府中町の地理的条件を活かして、大学や専門学校といった、近隣の学校との関係の中で発展を遂げていった点もあげられる。このような特徴は、東京府の方策や府中町の地域状況を多分に反

映したものであり、農村部の青年団を事例としてきた先行研究とは異なる、青年団の体育・スポーツ活動の新たな実態を示している。

以上のように、本章では府中町青年団の競技部の実態として、成立過程や組織形態、活動の展開や変容について明らかにした。本章での分析は、先行研究で取り上げられることのなかった、青年団の体育・スポーツ活動に特化した機関誌『フチュウスポーツ』を主史料として用いることで可能となった。『フチュウスポーツ』には、青年団の体育・スポーツ活動の実態が青年団員の視点から克明に記されていたことから、わが国の体育・スポーツ史における貴重な史料として位置づけることができよう。なお、競技部の成立・展開過程は表 4-3 のようにまとめることができる。

表 4-3 府中町青年団競技部の関連年表

年	月	出来事
明治36 (1903)	1	府中町内に「分梅青年会」が発足
明治38 (1905)	9	内務省通牒「地方青年団向上発達に関する件」発令
	12	文部省通牒「青年団に関する件」発令
大正2 (1913)	9	府中町内の各地域青年会が統合し、「府中町青年会」が発足
大正4 (1915)	9	内務省・文部省共同訓令「第一次訓令」・「通牒」発令
大正7 (1918)	5	内務省・文部省共同訓令「第二次訓令」発令
大正8 (1919)	3	府中町青年会を改組して、府中町青年団が発足
大正12 (1923)	9	関東大震災が起こる
	11	「柔道部」創部
大正14 (1925)	10	「競技部」創部
大正15 (1926)		競技部機関誌『フチュウスポーツ』創刊
昭和2 (1927)		競技部が北多摩郡連合青年団運動会で初の総合優勝を果たす
昭和3 (1928)		競技部部員の野口が府中町青年団から初めて「明治神宮体育大会」に出場
昭和8 (1933)		「野球部」創部
昭和9 (1934)		府中町内に新陸上競技場が完成
昭和10 (1935)		府中町内に東京高等農林学校が移転・開校
昭和12 (1937)		「剣道部」創部

第4章 注釈

注1) 府中町では、大正5(1916)年に京王電気軌道(現在の京王電鉄)が新宿駅～府中駅間において、大正14(1925)年には玉南鉄道(現在の京王電鉄)が府中駅～東八王子駅間において開通した。また、昭和3(1928)年には、町内の分倍河原駅と府中本町を通る南武鉄道(現在のJR南武線)が開通した。さらに、京王電気軌道は、火力発電所を府中町に開設し、配電用の送電経路を線路に沿う形で敷設することで、北多摩郡一帯に電力の供給をもたらした(京王帝都電鉄, 1979)。

注2) 事業としての「競技部」は、大正8(1919)年の団発足時から存在していたものの、発足時の活動は競技会への参加のみで、組織的な活動も行われていなかった。そのため、実際に競技部が組織化され、組織的な活動が開始されたのは大正14(1925)年10月31日であった。

注3) 競技部に所属する学生とは、府中町内の東京府立府中農蚕学校(実業学校)の生徒であった(府中町体育会競技部, 1931c, p. 10)。府中農蚕学校では、運動部が設けられていなかったため、府中町内に在住の府中農蚕学校の学生は、青年団に入団した上で競技部に入部した。

注4) 北多摩郡では、大正8(1919)年に「北多摩郡壮丁体格表彰規定」を定め、「青年体育の向上並風紀の振肅を期する」ことを目的として、壮丁体力検査を実施した。具体的には、検査成績標準を「徴兵検査の甲種合格者数」、「身長・体重の平均」、「花柳病患者数」等によって細分化し、町村ごとに得点化された(東京府北多摩郡青年団, 1922, p. 13)。

注5) 東京高等農林学校に先駆けて、昭和2(1927)年に、明星中学校も町内に開校しているが、競技部との対抗競技会は、前身の明星実務学校時代に1回(大正15(1926)年)実施されたのみである。明星中学校校長の児玉九十は、「対外試合をすると選手制となり、少数の人はやるが多数の人はやれないという弊がありまして、運動の普遍化が行われない心配からでありました」(児玉・児玉, 1976, p. 59)という

理由から，運動部の対外試合を原則禁止としていた．

注6) 東京高等農林学校とは，農林業を専門とした旧制の専門学校である．

第4章 引用参考文献

- 府中町青年団（1930a）府中町青年団団則．団報，1：5．
- 府中町青年団（1930b）昭和5年度府中町青年団収支予算表．団報，1：13-15．
- 府中町体育会競技部（1926a）目的．フチュウスポーツ，1：2．
- 府中町体育会競技部（1926b）編集余録．フチュウスポーツ，1：29．
- 府中町体育会競技部（1926c）府中町体育会競技部規則．フチュウスポーツ，1：4．
- 府中町体育会競技部（1926d）活動の現況．フチュウスポーツ，1：16-17．
- 府中町体育会競技部（1928）競技部に初の帝冠．フチュウスポーツ，3：2．
- 府中町体育会競技部（1931a）運営に際して．フチュウスポーツ，6：18．
- 府中町体育会競技部（1931b）トラブル．フチュウスポーツ，6：17．
- 府中町体育会競技部（1931c）団員の状況．フチュウスポーツ，6：10．
- 府中町体育会競技部（1933）昨今の競技部について．フチュウスポーツ，8：3．
- 府中市企画調整部編（1978）府中町事務報告書．府中市．
- 神戸秋（1926）雑録．フチュウスポーツ，1：26．
- 廣田（1926）わがクラブについて．フチュウスポーツ，1：21．
- 貝塚爽平監/清水靖夫編（1996）明治前期・昭和前期東京都市地図 4 東京西部．柏書房．
- 京王帝都電鉄（1979）京王帝都電鉄30年史．京王帝都電鉄株式会社．
- 木下秀明（1970）スポーツの近代日本史．杏林書院．
- 清田武正（1928）指導者について考える．フチュウスポーツ，3：9．
- 清田武正（1931）報告．フチュウスポーツ，6：11．
- 児玉九十・児玉三夫（1976）明星ものがたり．明星大学出版部．
- 高津勝（1994）日本近代スポーツ史の底流．創文企画．
- 久保（1928）トレーニング．フチュウスポーツ，3：12．
- 久保（1932）報告．フチュウスポーツ，7：11．
- K・Y（1926）クラブとは何か．フチュウスポーツ，1：22．
- M・M（1936）意見．フチュウスポーツ，13：10．
- 南博（1965）大正文化．勁草書房．
- 文部大臣官房体育課（1934）本邦に於ける体育運動団体に関する調査．文部省．
- 村越仙之助（1926a）競技部と柔道部について．フチュウスポーツ，1：7．

- 村越仙之助（1926b）設立の辞．フチュウスポーツ，1：2．
- 村越仙之助（1926c）競技部に求める事．フチュウスポーツ，1：3．
- 村越仙之助（1932）近年の状況．フチュウスポーツ，7：2．
- N・I（1933）競技部とは何か．フチュウスポーツ，8：6．
- 野口栄治（1931）報告．フチュウスポーツ，6：20．
- 野口栄治（1936）若人は篤く叫ぶ．東京府青年団連合会会報，1：24．
- 小川純一（1917）設立の趣意書．府中町青年会雑誌，1：3．
- 佐々木憲雄（1928）クラブ活動について．フチュウスポーツ，3：17
- 佐々木浩雄（2000）大正期における地方青年団競技会の出現：大正7—10年石川県青年体育大会の事例から．体育史研究，17：1-13．
- 佐々木浩雄（2004）大正末—昭和恐慌期における農村青年の体育・スポーツ受容：石川県江沼郡月津村青年団機関誌『団報』から．体育史研究，21：15-25．
- 清水太郎（1936）雑録．フチュウスポーツ，11：10．
- 鈴木（1933）雑録．フチュウスポーツ，8：8．
- 東京府北多摩郡青年団（1922）北多摩郡壮丁体格表彰規定．東京府北多摩郡青年団団報，1：13-14．
- 東京府総務部地方課（1938）市町村概観．東京府．
- 渡辺愛彦（1930）設立の経緯．団報，1：3．
- 矢川（1933）所感．フチュウスポーツ，8：9．
- 吉田（1926）スポーツ．フチュウスポーツ，1：26．

結 章

結章 明治後期から昭和戦前期における青年団の体育・スポーツ奨励方策

結章では、本研究の総括を行い（第1節）、それを踏まえて本研究の結論を述べる（第2節）。最後に、今後の課題と展望について述べ（第3節）、本研究の結びとしたい。

第1節 本研究の総括

本研究の目的は、明治後期から昭和戦前期の国家から地域の青年団に至る、青年団の体育・スポーツ奨励方策の展開過程を明らかにし、さらに地域の青年団における体育・スポーツ活動の実態を明らかにすることであった。

第1章では、予備的考察として、明治期における青年の社会的な位置づけと、青年団の官製化の契機となる内務省の地方改良運動、さらに文部省の社会教育事業の展開について検討した。

1880年代から「若者」を示す言葉として用いられるようになった「青年」は、その後、徳富によって平民社会を実現するための「社会改革の担い手」、「国家の継承者」として位置づけられた。しかし、日清戦争後には、山本によって『田舎青年』が刊行され、徳富のいう「文明的」で「都会的」な青年だけではなく、田舎に住み、学歴がなく、社会的に度外視された「田舎青年」も、等しく「国家の継承者」であることが提起された。

そして、日露戦後には、明治44（1911）年に起きた大逆事件等を背景に、国家行政の側からも「青年」に対する教育の必要性が叫ばれ、「青年」は日露戦後経営における国民組織化の重要な対象として位置づけられていった。その際、内務省は、地方改良運動を推進させる有力な事業団体として青年団を捉えていった。一方で、文部省は通俗教育調査委員会の設置や臨時教育会議の開催を経て、通俗・社会教育行政の整備を図るとともに、青年の補習教育の充実に力点を置くことによって、青年団体へのアプローチを試みていった。

第2章では、青年団の官製化の過程において、体育・スポーツ活動が青年団の重要な活動として位置づけられた経緯と意図を検討した。

まず、内務省の外郭団体であり、地方改良運動の推進母体であった報徳会は、「道徳と経済の調和」を中核とする「報徳主義思想」に基づき、「労働」と「体育」を結び付けた「生活の実益に資する体育」を青年に対して奨励した。一方で、陸軍省の田中は、青年団の体育に対して、強健な体位・体格、旺盛な体力、さらには尚武心や犠牲的精神の涵養など、軍隊での活動の前提となる、より一般的な資質や能力の涵養を求めた。

続いて、青年団の官製化の画期となる第一次訓令・通牒、第二次訓令の内容、そして発令をめぐる経緯を検討した。その結果、特に第一次訓令は、田中を中心とした軍部の主張を全面的に受け入れた内容となっており、訓令の発令をめぐることは、陸軍省が主導的な役割を果

たしていたことが明らかになった。

そして、第一次訓令発令後の地方長官会議では、道府県行政に対して、青年団の体育奨励を求める指示がなされたものの、その中で具体的な展開方法についての指示はなされなかった。そのため、各道府県行政では管内の地域状況に鑑みた上で、各自で政策を策定し、施行することが求められた。

第 3 章では、実際の政策実施者であった道府県行政が、青年団の体育奨励方策をどのように展開していったのか、東京府行政を具体的事例として、政策の具現化の過程を明らかにした。

大正期の東京府の青年団政策を主導した井上は、労働青年に対して、公民教育や勤労教育を施すことを青年団の目的としていた。その際、体育はこれらの目的を果たすための「総ての前提」として位置づけられ、東京府が行政課題としていた労働青年問題に対峙するために、体育を通して「労働に資する活気ある青年」を養成することが目指された。

井上は、これを実現するために、教育・体育の専門家を外部から招聘し、大正 6 (1917) 年に「東京府青年体育協議会」を設置した。体育協議会は、「講習会」や「講演会」の開催で得た知見をまとめ、大正 7 (1918) 年に「東京府青年体育奨励規程」を策定・公布した。東京府行政にとって青年団への体育奨励は、とりわけ行政課題との接点から、地方、そして国家を支える国民・公民の素養を、身体活動を通して養成しようとする試みであったといえよう。

第 4 章では、東京府北多摩郡府中町の府中町青年団体育会競技部を具体的事例として、機関誌『フチュウスポーツ』の記事分析から、青年団の体育クラブの活動の実態について検討した。

発足当初の競技部では、組織的な活動はほとんど行われなかったが、近隣の大学から学生を指導者として招聘したことによって、練習内容は充実し、競技力の向上が見られた。また、競技部専用の陸上競技場の造成によって、練習環境も向上した。しかし、活動の質的向上は、部員を淘汰し、結果的に競技部の活動への参画を阻害する要因ともなっていた。

そして、競技部の活動の展開過程における特徴は、東京府による青年団の「体育クラブ」設置奨励方策の下、府中町青年団のみならず、府中町や小学校の支援を受けて、組織的に体育・スポーツ活動が展開された点にある。さらには、東京府の都市近郊に位置した府中町の

地理的条件を活かして、大学や専門学校といった、近隣の学校との関係の中で発展を遂げていったことも明らかになった。

以上が、本研究の総括である。次節では、一連の検討によって得られた知見から、本研究の結論について述べる。

第2節 結論

本節では、本研究の結論として、「国家」―「道府県行政」―「地域青年団」という3者間の系統的検討から見た、青年団の体育・スポーツ奨励方策の特質についてまとめたい。

まず、第2章の検討において、内務省・文部省は、青年団の体育奨励方策を具現化する役割を各道府県行政に一任していたことが明らかになった。このことを踏まえて、本研究では、内務省・文部省・陸軍省といった国家行政のみならず、道府県行政（東京府）を政策主体として位置づけ、道府県行政における青年団の体育奨励方策の政策過程を詳細に検討した。

国家が発した青年団に関する「訓令」や「通牒」は、概略的ではあるものの青年団で行うべき活動の課題と内容を明示し、全ての道府県行政に対して青年団の育成を督励した。その際、例えば農村部と都市部の生活様式や経済的格差など、地域間の種々の状況の差異が考慮され、各道府県行政には管内の地域の状況に合わせた政策の策定が求められた。こうした場合、各道府県行政の首長である知事（地方長官）の政策に対する受容態度が、政策の動向、すなわち政策の浸透・普及のあり方に多大な影響を与えていくことになる。

東京府行政では、行政主体であった井上府知事によって、国家奉公の精神と、国家の一員としての強い自覚を持った青年の育成、そして、「労働」という、地方開発を支える青年の素養を身に付けさせることが、東京府における青年団構想の核心とされていた。こうしたことを前提に、井上は青年団の体育奨励に対して、「地方開発」のための「労働青年の養成」というように、東京府が抱える行政課題との接点から、青年団の体育に東京府行政独自の目的を付与したのであった。このことから、国家の軍事的要求を端緒として青年団の活動に取り込まれていった体育が、東京府の行政課題に合わせて目的を広げていった状況を看取することができる。

しかし、東京府行政が自律的に政策の立案・策定を行っていても、そこでは決して国家の要求が蔑ろにされたわけではない。井上が「地方開発」を「地方に於て国民の精神と国民の経済とを開発すること」（井上，1912，p. 1）と説明するように、井上の構想の延長線上には、東京府のみならず、国家の発展が位置づけられているのである。すなわち、井上が青年団の体育に期待した役割は、「労働」という青年一般に備わる社会生活の素養を、体育を通して「地方開発」の基礎へと収斂させ、そのことが、青年の体位・体格の向上や、公共的精神、社会的道義の振作というような心身の形成へと繋がっていく点にあった。そして、このことが、「国家の一員としての自覚」を持ち、「国家を自発的に支える国民」としての青年の

養成へと繋がっていくのであった。

以上を踏まえると、青年団の体育・スポーツ奨励方策は、国家行政の意図を課題として俎上に上げ、その達成に努めることを大枠としながら、さらに、政策主体としての道府県行政が、管内の地域の青年教育をめぐる課題・実態を把握し、それに即した独自の施策を導入しながら、形成されていった政策であったと言える。したがって、青年団における体育・スポーツの「有用性」、ないし「価値」というものは、「官製青年団」という枠組み、すなわち「国家」―「道府県行政」という行政機構に依拠した枠組みの中で、あくまでも「上」から用意された所産であったといえよう。

一方で、体育・スポーツ奨励方策に対する地域青年団の対応も、決して一律的ではなかった。そこには、各市町村当局、あるいは各青年団の青年教育に対する取り組みの姿勢が強く作用したと考えられる。そして、それ以上に重要な規定要因として考えられるのが、青年らの対応である。政策の対象に位置づけられていた青年らが、自らに向けて策定された政策をどのように理解し、受容したか否かは、青年団の体育・スポーツ奨励方策の評価自体に多大な影響を与えるものである。

それでは、地域の青年らは、青年団への体育・スポーツ奨励方策をどのように受け止め、対応したのだろうか。果たして青年らは、国家主義の啓蒙による官製化の波に、ただ平然と飲み込まれていったのだろうか。結論を先に言えば、彼らには、彼らの側からする対応の様式があった。

府中町青年団の競技部の場合、部員が壮丁検査の実施日に検査に行かずに競技会に参加するなど、当時の部員には、本来、青年団に付されていた国家主義的なあり方を軽視するという風潮が見られた。これはあくまでも一例であるが、このような状況からは、青年団の体育を奨励した国家の思惑と、実際に活動する団員らとの間に、衝突とはいわずともかなりの「ズレ」が生じていたことを見出すことができる。

こうした状況から導出されるのは、青年団の体育・スポーツ活動が、受け手の側の自発性と能動性によって、「下」から支えられるものでもあったということである。ここで注意しなければならないのは、その自発性なり能動性の契機が一体何であり、その中身は何であったのかという点である。それが国家あるいは道府県行政によって喚起された自発性であることは疑いないとしても、府中町の青年らの意識の中に、井上がいうような「地方開発の基礎としての体育・スポーツ」という認識が明確に存在し、それが動機となり、行動のうちに

遠望されていたのかという点である。

この点については、「地方開発の基礎」という認識が、彼らの体育・スポーツ活動の根源的動機となっていたということを看取することはできない。むしろ、「自分」ないし「自分たち」の「自己実現」のため、あるいは体力や技能の「向上」に対する欲求こそが初発の契機であり、根源的な動機であったと思われる。それは、府中町青年団の青年らが、まずもって体育・スポーツ活動に熱中し、競技化へと邁進していた姿に想起される。

したがって、青年にとって体育・スポーツ活動は、「官製青年団」という行政機構に依拠する組織の中の「事業」でありつつも、青年ら自身の生活に依拠した自前の論理と内在的な欲求によって支えられた、自律的な活動様式であったと考えられる。官製化の波の中で、青年らは体育・スポーツと出会い、触れることによって、自己の向上心や欲求といった内発的動機を奮い立たせる機会を得たのであった。

第3節 今後の課題と展望

最後に、今後の課題と展望について言及しておきたい。

1つ目に、他の道府県の政策過程についても明らかにしていくことである。東京府が国家の要求を踏まえつつ、東京府の実情に合わせて体育の奨励を図ったように、他の道府県行政においても、その実態は多様であったことが推測される。他の道府県の政策過程の検討を蓄積していくことで、道府県行政間の実態の比較が可能になり、どこまでが国家政策に準拠し、どこからが地方の実情に即した政策であったのか、その共通点とそれぞれの特質を明らかにすることができる。

2つ目に、東京府の都市近郊部に位置した府中町青年団の競技部が、先行研究が対象としていた農村部の青年団と異なる特色を持っていたように、青年団の体育・スポーツ活動の実態は各地域によって大きく異なっていたことが示唆される。このような理由から、今後は、同じ東京府内でも、例えば東京市内の都市部の青年団など、さらに多様な地域の青年団の事例についても分析を重ねていく必要がある。

3つ目に、青年団と学校運動部活動の影響関係についてである。本研究では競技部の発展に近隣の学校運動部が影響を及ぼしていたことが明らかになった。このことは、青年団と学校教育の接点を明らかにする上での重要な示唆であるが、本研究で明らかになったことはその一端に過ぎない。青年団が多様な形で体育・スポーツ活動を展開していく上で、他の団体から受けた影響を検討することで、さらに詳細な実態の把握につなげることができるだろう。

以上の3点が、本研究に残された主たる課題である。

以上に提示された諸課題は、青年団の体育・スポーツをめぐる研究のさらなる発展の可能性を示唆するものである。今後、これらの課題に取り組んでいくことにより、わが国における体育・スポーツの普及・発展の過程や、歴史的特質のさらなる解明へと貢献していくことができると考える。

結章 引用参考文献

井上友一（1912）自治之開發訓練. 中央報徳会.

《 謝辞 》

本論文を作成するにあたり、これまで多くの方々の御支援・御協力を賜った。この場を借りて、感謝を申し上げたい。

指導教員である友添秀則先生には、本論文の提出に至るまで、懇切丁寧にご指導いただいた。先生の厳しくも温かな人柄に触れ、いつも励まされてきた。

私は、他分野から、且つ、博士後期課程からの入学であったにも関わらず、友添先生は、温かく研究室に迎えてくださった。2012年3月6日、初めて研究室を訪問させていただいた際に、先生がかけてくださった「ここに来るのはもう運命だったね」という言葉が、今もまだ、強烈な思い出として残っている。

私は、小学校・中学校・高校・大学と、熱心に競技に取り組んできたことから、特に中学・高校時代は、勉強というものを全くしてこなかった。そんな私が、博士後期課程に進学し、研究者を目指して良いのかと、時に引け目を感じることもあった。

しかし、ある時、友添先生は、「これまでの人生の中で、何かガツンと大きな勝負をしてきた人は、きっとこの世界でも人一倍強く生きていける」という言葉をかけてくださった。そして、「一流になりたい、トップになりたいという、そのマインドをいつまでも忘れないように」と。こうした、友添先生からいただいた言葉の一つひとつが、博士論文に向き合っていく上で、大きな心の支えになった。ここに改めて、感謝の意を表したい。

寒川恒夫先生、志々田文明先生には、本論文の副査をお引き受けいただいた。先生方には、最終審査会だけでなく、中間審査会の時から、多くのご指摘・ご示唆をいただき、そうした先生方のご指摘を踏まえながら、本論文の完成に向かうことができた。改めて、感謝の意を表したい。

スポーツ倫理学・教育学研究室の皆様にも、多くのお力添えをいただいた。

深見英一郎先生には、いつも温かなお言葉をかけていただき、たくさんの勇気をいただいた。吉永武史先生には、研究や仕事に対する「真摯さ」というものを教えていただいた。竹村瑞穂先生には、ずっと同じ449号室で、たくさんお話しをしていただいた。日頃から、私たち院生が安心して研究に打ち込めるのは、竹村先生が院生の一番近くで、一生懸命に研究室を支えてくださっているからだと思う。竹村先生の姿勢・思いは、これから私がしっかりと引き継いで行きたい。

同期の鈴木康介君とは、研究活動だけでなく、研究室運営でも力を合わせる事が多かった。いつもアクティブな鈴木君からは、たくさんの元気をもらった。

根本想君とは、研究室の中はもちろんのこと、プライベートでも仲が良く、そのことがいつも大きな心の支えとなっていた。時には本音をぶつけ合うこともあったけれど、そうした根本君との学年の枠を超えた付き合いは、この早稲田での生活を彩ったハイライトの1つであったと思う。

先輩の岡田悠佑さんには、早稲田に来たばかりの時から、色々なことを教えていただいた。一緒に交わした熱いディスカッションは、いつも研究の道標となり、また刺激を与えてくれた。他にも、ここには書ききれないほどのたくさんの素晴らしい研究室のメンバーに囲まれ、いつも楽しく研究室で過ごすことができた。

筑波大学大学院の修士時代の指導教員であった庄司一子先生には、研究活動のスタートの時期に、「研究とは何か」を教えていただいた。今後の長い人生を、こうした学術の世界で生きていきたいと思わせてくれたのは、間違いなく、庄司先生をはじめとする庄司研の皆様だった。筑波大学大学院での修士時代がなければ、今の私も、この博士論文も存在しなかった。改めて、筑波大学大学院でお世話になった方々にも感謝の意を表したい。

さらに、本論文の執筆にあたり、一般財団法人日本青年館、東京都立図書館、東京都議会図書館、東京都公文書館、ふるさと府中歴史館、府中市立図書館など、諸機関の皆様から資料の提供や研究へのご協力をいただいた。皆様のお力添えなしには、本論文を執筆することは不可能であった。ご協力いただいた、関係諸機関の皆様に、感謝の意を表します。

そして、本論文の完成は、両親の支えを抜きにして語ることはできない。私が学部時代に「大学院に行きたい」と伝えた時、「自分の信じる道を行きなさい」と背中を押してくれた両親は、今日までずっと、応援してきてくれた。学部だけでなく、博士後期課程まで通わせてくれた両親は、本当に大変だったと思う。これから就職をしたら、精一杯の親孝行をしていきたい。また、毎日愛くるしい姿で癒しを与えてくれた、愛犬の鼓太郎（黒柴）にも感謝したい。

最後に、この10年間、帝京大学の学部時代から筑波大学大学院の修士時代までを一緒に過ごし、その後も色々な面で支え続けてくれた、親友の齊藤達也君に感謝の意を表したい。私が博士後期課程に進学するか悩んでいた時に、齋藤君が「お前は研究者に向いているよ」と言ってくれたことが、結果的に背中を押してくれた。今思えば、今の私があるのは、その言葉があったからかもしれない。

青森山田高校を卒業して、今年でちょうど10年になる。その頃から大学院に進学したいと思っていたものの、まさかこうして10年後に、自分が早稲田大学大学院で博士の学位を取得することができるとは、夢にも思わなかった。

これまで支え続けてくれた全ての方々への感謝を胸に、これからも精進していきたい。

ありがとうございました。

平成28年1月25日

小野 雄大